

平成20年第1回邑楽町議会定例会議事日程第2号

平成20年3月7日（金曜日） 午前9時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第26号 平成20年度邑楽町一般会計予算
- 第 3 議案第27号 平成20年度邑楽町国民健康保険特別会計予算
- 第 4 議案第28号 平成20年度邑楽町老人保健特別会計予算
- 第 5 議案第29号 平成20年度邑楽町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 6 議案第30号 平成20年度邑楽町介護保険特別会計予算
- 第 7 議案第31号 平成20年度邑楽町下水道事業特別会計予算
- 第 8 議案第32号 平成20年度邑楽町学校給食事業特別会計予算
- 第 9 議案第33号 平成20年度邑楽町水道事業会計予算

○出席議員（15名）

1番	田部井 健 二 議員	2番	黒 川 洋 子 議員
3番	小 沢 泰 治 議員	5番	山 田 晶 子 議員
6番	岩 崎 律 夫 議員	7番	加 藤 和 久 議員
9番	小 島 幸 典 議員	10番	立 沢 稔 夫 議員
11番	小 倉 修 議員	12番	横 山 英 雄 議員
13番	本 間 恵 治 議員	14番	細 谷 博 之 議員
15番	相 場 一 夫 議員	16番	石 井 悦 雄 議員
17番	大 野 栄 議員		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金 子 正 一	町 長
川 田 定 昭	教 育 長
小 林 徳 義	総 務 課 長
立 沢 茂	企 画 課 長
神 谷 長 平	庁 舎 建 設 室 長
小 島 哲 幸	税 務 課 長
金 子 重 雄	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
並 木 邦 夫	生 活 環 境 課 長
増 尾 隆 男	保 險 年 金 課 長
横 山 正 行	土 木 課 長
中 村 紀 雄	都 市 計 画 課 長
岡 村 静 代	住 民 課 長
諸 井 政 行	福 祉 課 長
宮 沢 孝 男	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
石 井 貞 男	水 道 課 長
遠 藤 幸 夫	学 校 教 育 課 長
堀 井 隆	生 涯 学 習 課 長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田	口	茂	雄	事	務	局	長
飯	塚	勝	一	書			記

◎開議の宣告

○横山英雄議長 これより本日の会議を開きます。

[午前 9時02分 開議]

◎一般質問

○横山英雄議長 日程第1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

◇ 立 沢 稔 夫 議 員

○横山英雄議長 10番、立沢稔夫議員。

○10番 立沢稔夫議員 おはようございます。10番、立沢稔夫でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずは、今回の質問の内容としまして、新庁舎と機構改革、自主財源について。まず、邑楽町の一住民といたしまして、待望の新庁舎完成にお喜びを申し上げます。そして、当時の厳しい財政の中から庁舎基金の条例を提案された元M議員、そして当時の町長、また議員の皆様に深く感謝を申し上げて、質問に入りたいと思います。

昭和33年に建てられた今の庁舎、そして25年経過、そのときにM議員は、これからは新庁舎建設の積み立てをすべきと町長に一般質問をされたそうです。提案された町長は、すぐにその案に対応され、昭和58年3月議会に基金の積み立て設置条例案を提出されたわけでございます。そして、議会の皆さんの協力でその提案は可決され、当初3,000万円からの積み立てが始まったそうでございます。先日M議員に尋ねたところ、そういったお話をいただきました。

そして、その当時の邑楽町の予算が35億5,000万、現在が、今回は予算として71億7,000万、約半分ぐらいの町の予算だったかなと、そんなことをお話ししてくれました。しかし、そういった中で邑楽町は県下でも2番目の人口の増加の町だったそうです。そして、小学校、中学校といろんな建物の建設で非常に厳しい財政だったそうであります。そして、そういう提案をした中で、やはり議員各位から、何でこんな厳しいときに積み立てをするのだとまで言われたそうでございます。平成14年、その間に積み立てられた基金は3,000万、5,000万、多いときは3億円、こういった資金を財政の中から積み立ててきました。総額約26億2,800万ほどの基金が平成14年に達成されたそうでございます。非常に長かったかな、そんな感じも私個人は思うわけでございます。

そして、その基金をきょう現在で5人の町長に引き継がれてきたわけでございます。そして、3人目の町長によって建設計画が発表された。当時の町長は、多目的ホールを含めた約48億円の計画を発表したわけでございます。しかし、そういった中でいよいよ発表案が入札の時期になったわけ

でございます。そこで1つの事件が起きたわけでございます。町は町長選挙を控え、そのために町長は当時、入札は選挙が終わってからと、入札の延期を決めたのである。その後、選挙によりまして新しい町長が誕生したわけでございます。そのときに現在町長である金子議員は、当時、後の新町長と一緒に行動をともにされていたが、町長選になりまして、現職町長に選挙応援に入ったわけでございます。そして、新町長の誕生、これが4人目の町長でございます。新町長は、財政の厳しい中で今までの庁舎の計画を見送りまして、新しい庁舎建設案を発表されたわけでございます。それが先ほど申し上げた26億円の基金の中で、ぜひ新庁舎を建てたい、そういうことございました。そして、その中には、もちろん26億という金額でございますから、多目的ホールを切り離した中で発表ございました。

しかし、当時、当初の計画に携わった住民の皆さん、そして議会へといろんな不信感のある中で発表。そして、その不信を招き、時には住民と公の場で争うという最悪の事態までも起きたのであります。しかし、当時の町長は、あの独特なスマイルで、我慢と努力を重ね、ようやくにして議会の議決をもって新庁舎に踏み切ったわけでございます。その庁舎が今完成目前であります。今の旧庁舎を建設してから50年、5人の町長によって完成の新庁舎、難産で生まれた子供は大きく成長すると言われていたが、ぜひそう育てほしいなど。そして、現在の金額を考えますと、20億円前後の完成費になるような感じがいたします。そして、そのときにいろんな重要問題、いろんな議案に対しても、今は計画案を実施された町長はおりません。そして、今いるのは、いろんな建設、設計屋との対応をした庁舎室長がおるだけでございます。しかし、その室長も3月退職、新しい庁舎に入ることはできません。まことに私は残念だなというふうに思います。

さて、町長、町長は当時、その難産を起こした議員の一人であったかと、最後の議決に対しても議場を退席された。また、地鎮祭までも欠席をされました。私は、過去を申し上げるのは大変窮屈であるが、町長は今もなおそういったことを、過去のことを自分で思っているのか。私はぜひ町長には新庁舎に入って、新しい機構改革に取り組んでほしいと思うが、昨日の定例会でも位置、住所の変更ということで可決されております。しかし、5人目の町長は、ただ見ているだけで庁舎は完成した。そして、また前町長は、旧庁舎で機構改革をそれぞれ行ってきた。三役を二役に、そして黒塗りの町長車の売却と、公約をそれぞれ実行された。現町長は、利便性の高い新庁舎、そして今回町制40周年記念の年、新しい町の出発に当たり、機構改革を含め新庁舎に対してどう対応されるのか、その辺についてお伺いしたい。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答え申し上げます。

ただいまのご質問でございますけれども、先人の多くの方々が大変な思いをして、そして町民の方も同様に、町民サービスの大変厳しい状況の中で迎えられたのかなという思いは、私もそのような考え方をしております。そういう中で、庁舎建設の基金が創設をされまして、現在では庁舎を

建設する段階で約25億8,000万円ほどの基金が積み立てられたという経過でございます。その基金をもとといたしまして、庁舎の建設が計画をされたわけでございますけれども、私はその庁舎の建設について前の、その前の町長が計画をいたしました。それも町民の多くの方々の公募によって、自分たちが使う庁舎なので、ぜひ自分たちの意見も入れてほしいというようなことで、37名の町民の方がいろいろ話し合いをしてきたという経過の中で進んできたところでありますけれども、その計画が、先ほども議員がご指摘をされましたように、11月8日の日に入札執行というものが延期をされた。その延期というのが、11月30日、その年の平成15年の11月30日だと思っておりますが、町長選が行われ、その町長選が行われるので、延期をしたいということがその理由だったかと記憶しております。結果として、前計画が新しい町長に引き継ぎをされて、新しくなった前町長は、先ほど48億というふうな数字が示されましたが、私は36億かというふうに記憶しているのですが、庁舎は20億、多目的ホールが15億5,000万というふうな計画だったと思うのですが、その計画を26億の基金の範囲内でやりたいというような形から、その計画の変更がなされてきたのかと、そのように記憶しています。

問題は、その26億で実施をするということ、前の町長が就任をしてから約1年以上にわたって、前の計画について協議をされてきたようないきさつもあるようであります。その協議は、36億円から26億円の基金の範囲内で実施したいということでありますから、私はその基金の範囲内での前町長の考え方はそれはそれで正しい、こんなふうに思っています。しかし、その計画が、前計画で1億5,000万円ほどの設計費用をかけてつくり上げられた計画が、突然変更になったという経過があるわけです。これは議員もご承知かと思うのですが、その計画変更について大変、平成17年の3月の議会だったと思っておりますが、新しい庁舎の建設について6,290万円の予算が当初計上された。そのことは否決をされて、その月の臨時議会で減額修正ということで修正になったということがあるわけですが、私はこれらの経過を見た中で、私自身、先ほど議員がご指摘をされましたが、新しい計画がされ、その計画に基づいて今の庁舎が建設されているわけですので、そのときの工事請負契約、平成18年の11月21日かと記憶しているのですが、私はこの議場から、採決の場から退場いたしました。

その退場した考え方ですが、私は一日も早く庁舎をつくってほしいということは再三にわたって一般質問で、当時議員のときに町長にお願いした経過はあります。しかし、その変更をするということについて、果たして多くの方が理解をしているかということ、私自身は理解をできなかったということの中で退席をしたということでもあります。退席がどのような判断かということ、きのうもそのようなご質問がありましたが、反対か賛成かということでもあります。したがって、当時5人の議員が退席をしたかというふうに記憶しておるわけですが、そのような経過があつて、可決ということで今の庁舎に進んでいるわけです。

新しい庁舎ができて上がりました。その庁舎にそういう過去の経緯があつたことをどのように町長

は考えているかということではありますが、私は新しい庁舎がそのような経過はあったにしても、新しく仕上がった庁舎であります。この庁舎の建設には多くの町民の皆さん、先人の皆さんのご苦勞があってでき上がった庁舎でありますから、私はこの庁舎については大事に町民の方に利用しやすい、そして町民の方がぜひ積極的に役場のほうへ足を運んでいただけるような利用しやすい庁舎ということで、町民の方にお願ひしようという考え方です。

さて、その庁舎を利用してこれからの行財政運営をどのようにするかというお尋ねですが、私は議員が指摘をされましたように、当然これから大変厳しい財政状況になってくるだろうと思います。したがって、行財政運営については効率的で、そして町民の方にサービスが落ちないような、そのような考え方での執行に努めていきたいと、こんなふうに思っています。

では、それを進めていくのに機構改革をどのようにするかということでございますけれども、前の町長の中では、一部機構改革についての議論がされたようであります。しかし、今私の考えているところの思いを申し上げますと、昨日も課の設置条例について庁舎建設室の廃止ということでお認めいただきました。残った課の中で、そして課の機構、統廃合ということは現在考えておりません。しかし、行財政運営をしていくのに係の統合あるいは廃止ということは、考えていく必要があるのかなど。そのことによって職員が仕事がやりやすい、あるいは一つ一つの係が設けられることによって動きがそれぞれに分かれてしまいますので、できるだけ類似したといいますか、同じような仕事の内容のものについては統合し、そして必要のないと思われるものについては廃止をする、そのことによって経常的な経費も削減が可能になってくるのではないかと、そのような考え方です。したがって、それはすぐにすぐということではありませんが、早い時期にそのような考え方で進めていきたい、こんなふうに思っております。

したがって、新しい庁舎に、きのう庁舎の移転の設置条例もお認めをいただいたわけですので、新しい庁舎が無駄にならないように、町民の方にぜひ有効に使えるように、利便性の高い庁舎の利用を図っていきたく、こんなふうに思っております。

以上です。

○横山英雄議長 立沢議員。

○10番 立沢稔夫議員 今町長から答弁いただきました。聞く耳でいきますと、非常にやわらかく受けとめてくれたなという感じはします。やはりそういうことを考えると、いろんな議案あるいは案件に対しても、そういったやわらかさを持って幅広い回答をいただければ、我々も非常にまたいろんな点で相談しやすいのかなと、そんなふうにも思うわけでございます。たくさんの方が携われてきた新庁舎でございます。町長は非常に否決という態度が好きのように私も感じるのですけれども、やはり長になれば、そんな甘っちょろいことで、理解ができないから手を挙げない、そんなことでは町政運営はできないと私は思います。やはりいろんな形の中で、心の中の機構改革、こういうことも必要かなと、そんなふうにも思うわけでございます。

それでは、2つ目に入りたいと思います。今機構改革ということで、1つの課題を私も申し上げました。では、どうなのだという事の中で、少し分析をした機構改革案を町長に提案したいと思っています。

まず考えるならば、株式会社邑楽町かなと、私は思います。そして、現段階ではたくさんの企業がありますけれども、町長の存在は私の考え方では、現況では雇われ社長、そんなふうには私に解釈をしております。そして、機構改革イコール企業改革と言ってもよいと思う。そして、今回話によりますと、定例会の以前に幾つかの提案すべき議案が見送りされたようなお話も伺っております。3カ月とまだ就任は浅いですが、会社の社長として考えるならば失敗は許されない、私はそういうふうには考えます。その提案に対する中身を分析しますと、1つのラインに部品が流された、しかし製造過程で品質管理によりまして抜き打ち検査を受けた。そのときに不良品であるという判断をされた。それが私が今申し上げたもう少し提案を出すのであれば、たくさんの課長、たくさんの議会、そういった人たちともっともって煮詰めた中で検討して、議案としてつくって提出すべきかなと、それがよい商品につながるかなと、そんなふうには私に思うわけでございます。まだまだ行政の試練が足りない。これはほんの一つの例にすぎないと思う。

仮に私がコンサルタントとして機構改革を提案するのであれば、今町の機構図の中で産業振興課の中に商工観光係がある。そしてもう一つ、農政を抱えた農業委員会もその中に属しております。私は以前から考えておりましたが、商工関係と農政関係は切り離した中で仕事をすべきと私は思っております。そういったことで、もしそれが切り離せるとしたならば、商工関係は都市開発関係とドッキングをする。そして、今自主財源を求めた中で各市町村が考えているけれども、市街化区域の見直し、そして開発を含めて、その特徴を生かした中で企業誘致そして大型店舗の誘致といった、そういった仕事をすべきかなというふうに思います。

また、農政においては、商工関係と別になることによって優良農地の集団化を図り、町長が公約で言っていた農産物の商品としてのブランド化、そういったものに早急に着手できるのかなと、そんなふうにも思います。幸い邑楽、館林のJAが合併を目指しております。ほぼ合併かなという話までも聞いております。そうすると、農業関係も大きく生まれ変わると思います。町長が1人で考えなくても、そういった中で外でどんどん改革が進んでおります。それらも一つの自主財源確保につながっていくかなと、私は思います。

そしてもう一つ、企画課の中に政策推進室が設置されております。前町長の公約の中で、新しく改革を実施されたその一つであるかなと思います。そして、そのとき前町長は、すぐにヒット商品を当時つくったわけあります。巡回バスの運行、また各職員の名札、そして土足で庁舎に入れる、これらも小さな商品でありますけれども、やはり私は改革の一つに入るのかなというふうに思うわけでございます。

私は、この政策推進室を一つもっと上に昇格をして、もっと大きな仕事のできる組織に育てるべ

きと考える。そして、最終的には、今県知事の言っているトップセールスのできる人材を育てる、そして総合推進課としてそれを大きなテーマに持ち上げる。幸い今回庁舎完成に伴いまして、庁舎室というものが今度はなくなるわけでございます。その辺も加えた中で、検討できたらいいなと、そんなふうに思います。そのためには、職員の教育が必要であります。それが私の企業でいえば社員教育であります。

今、株式会社邑楽町は、正社員200名余り、臨時社員150名余り、350人からの従業員で成り立っております。そこで、町長がきのう施政方針の中で申し上げておりました意識改革がここで出てきます。しかし、私は、今職員というより役所の中で行政経験の一番長い方、それは町長かと思えます。私は、まず町長の意識改革をすべきと思えます。そして、そうすることによって職員もその改革につながっていくと思えます。そして、その職員の中で機構改革、意識改革を基準としたアイデア募集を行う。そして、優秀な作品には表彰等を行うなどを考えて、その作品に基づいて人材を選ぶこと。そして、県庁や企業やいろんな職場に出向させて人材育成をする。そういった人たちの中から総合的な政策推進室を政策課に昇格した中で、プロジェクトチームをつくって、いろんな町の中身、内容の再検討をする必要があると思えます。そして、これからは農政も企業もやはりトップセールスを行いまして、東京や関西、東北、こういったところに町長みずから出向く必要もあると思えます。やはりそういったことを考え、いろんなセールスをする中で、情報を集めていただきたいと思えます。

今県が企業誘致のために立地企業に対する補助金制度などを行っております。もちろん我が町もいろんな奨励金を出しております。そういった制度を設けたならば、やはり町としてはその制度に奨励金を出しているわけですから、そういったものも情報を集める中で、今度はそれをもう一つ上に上りまして、地元企業に潤いを与える企業の誘致、こういったものも必要になってくるかなと。そして、地元の雇用を拡大する。先日もある進出企業の人事課の人にお話を伺うと、5%ぐらいしか地元の従業員は来ていないような、そんなお話を聞いております。そういったものも、我々も調査する必要があるけれども、やはりそういったものも推進室的な中で、職員が調査する必要があるのではないかなと、そんなふうにも考えるわけでございます。大変厳しい財政の中で自治体の前途は非常に厳しいと思えます。350人からの職員をこれからはスリム化に向かって、邑楽町もいろんなプランにおくれをとらないために、ぜひ機構改革を検討していただきたい、そんなふうに考えています。

そこで町長は、先ほどの答弁は特に機構改革ということに強い言葉はなかったですけれども、任期中にそういったもので、なおかついろんな課を統合するそんなような考えを持っているのか、この点について。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

議員には多くの、それも斬新的な考え方の中でご提案をいただきまして、本当にありがとうございます。確かに議員が指摘をされましたように、これからの町政運営ということを考えてみますと、スリム化を図った中での町民の方々へのサービスということは、当然のことだというふうに私自身も思っておりますし、またそうしなくてはならないだろうというふうに思っています。

そこで、具体的にこの機構改革についてのご指摘をいただきましたが、1つは一番大事なことは機構改革も大切であります。同時に私自身の意識改革ということも指摘をされましたが、私も意識を変える中で、そして職員もあわせて中で意識改革をするということのこの課題というの一番大切なことだと思っておりますし、職員の持っている英知、知識、そういうものをいかに行政に反映させるかということがそこにつながるわけでございますので、それには職員の教育といえますか、職員の知識を高めるためのやはり努力は必要だろうと思っております。それはもちろん私が先頭に立って、これからも努力をしていく考え方であります。

さて、財源の確保ということの中で指摘をされましたが、私もトップセールスというようなお話がありました。私自身も先頭に立って町民サービスの向上のために努めていくということは、当然のことだというふうに思っております。具体的に、ことしの1月の下旬だったと思っております、28日、29日の2日間だったと思っております。町内の企業に訪問いたしまして、いろいろ今の状況等、そして町への考え方等を伺ってきた経過の中では、ただいま町内に工業団地が造成をされておりました、そこへ立地をされている企業が大変多くなってまいりました。その企業の方のお話を伺いますと、事業を推進していく上でやはり雇用の問題が非常に課題というふうな形で投げかけられました。求人をしてなかなか雇用が図っていけない、そして仕事が思うように進んでいけないのですというようなお話がありました。このことを考えてみますと、町内に企業が立地をしても、またその立地がされた後の経済活動がきちとされていないということは、町内の方のみならず近郊の方々の労働力というのがそこにつながっていかないということのあらわれだというふうに思っておりますので、そのような課題はやはり町のみならずハローワーク等の中でいろいろ対応していただいているようではありますが、それらを解消していく努力というのはやはり必要かなというふうに思っています。

町の仕事をやっていく上での提案制度のご指摘もありました。私は、過日職員の人事異動に際しての自己申告書というのを提出をいただきました。その中を見ますと、職員の持っている意識というのは、非常に一生懸命町のためにやっていきたいというような思いが語られています。そういうことを考えたときに、やはり職員一人一人が持っている考え方をいかに吸い上げて町政運営に反映するかということが大切だというふうに考えておりますので、今言われました提案制度、どのようにしたら町がどう変わるのだろうか、町民へのサービスがどのような形でしていけるだろうかということの職員の思いというのをやはり聞いていく中で、それを課長を中心として職員と話し合いをして、そして具現化に進めていく、これは大切なことだというふうに思っております。したがって、

このことについてはぜひこれから職員の皆さんのご協力をいただく中で進めていきたい、こんなふうに思っています。

最後に、任期中にこの機構改革についてということでありますけれども、ご指摘をいただいたような状況を参考とさせていただいて、毎月2回ほどの課長会議も実施をいたしております。その中で機構の改革をするということは、大変難しい問題もあるだろうと思います。しかし、スリム化をした中でいかに多くの充実したサービスをしていくかということについては、その議論というのは避けて通れないと思いますので、それらを職員ともども協議をしていく中で、任期中にはぜひ統合するものは統合する、廃止をするものは廃止をするということで考えていきたいということがあります。そのことによって、少ない予算の中で大きな成果を上げるということもあります。費用対効果ということもあると思いますので、それらをぜひ実現できるように進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○横山英雄議長 立沢議員。

○10番 立沢稔夫議員 非常にたくさんの職員を抱えた中での意識改革あるいは機構改革等は、やはりこれからは避けて通れない、そういう状況でございます。しかしながら、やはりそういったところに町長が今までいろんな議案に対して否決をされたような、そういったはっきりした気持ちをそっちに私は打ちつけてほしいなど、そんなふう期待しておるわけでございます。

いずれにしても、非常に経済は厳しい状況であります。今年度の予算は非常にいい数字が出ていますけれども、この数字を見ても何か考えると、お金が入ってくるな、くるからこういう予算を考えたのだなど、そんなふうの一つ安心をしたような気持ちが私は残っているのではないかと。それは、先ほど申し上げたとおり、まだ雇われ社長的な考えがあるのかなと。やはり本当の企業、町の代表になるのには、もっとそういった目の厳しさを職員全員で考えていただきたい、そんなふう思ひます。

今年度の当初予算は71億7,000万余り、あくまでも文字が予算でございますので、増でございますので、これは増でもいいかななんて考えもありますけれども、やはり一つ窮地に追い込まれたときに考えることは、今固定資産税や企業の法人税もいいかもしれない。しかし、一つ大きな企業がトラブルを起こしたときにどう考えるのか。やはりそういったものにも目を配っておかなければいけない。企業は生き物でございます。突如として何を考えるかわかりません。工場閉鎖、工場移転、農業も同じです。天候によれば。今海外で非常に農産物あるいは飼料が値上がりしております。やはりこういったものも大きな目で外に目を向け、その教訓を存分に生かしていただきたいと、そんなふう思ひます。

さて、3つ目になります。何回も前町長の名前が出て申しわけないのですがけれども、前町長が子育て支援の中で保育園あるいは児童館、そして庁舎と同じように町民が待ちに待った健康保健センターを建設され、そして今では大変町民に喜ばれ、感謝をされておるわけでございます。そこで、

町長は選挙のときに、私が町長になれば何でもできるというような約束をされています。しかし、いまだにその事実が一つも見えてこない。新庁舎は前町長の悲願であります。これ以上過去のことは申し上げませんが。

そういった中で、今回予算書の中に副町長の、要するに給料が計上されています。しかし、町長は就任3カ月の今も副町長の議案が出てこない。町長1人で兼任されるのは、大変体力と行動力が必要かと思えます。しかし反面、町長は行政のベテランでありますから、そのくらいのことはすべて自分でこなせるのかなと、そんなふうにも思えます。しかし、私は今の状況を考えると、副町長の不在は少し不適切ではないかなと、そんなふうにも思えます。であるならば、町長はこの任期中、その考えを持ったならば、いつ選任の提案を提出されるのか。もしその辺のところが定まっているのであれば、お伺いしたいと思います。

財政の厳しい中で町長は0円問題もまだ解決していない、いろんな公約も実行されていない、それを考えると、副町長も不在でその経費をまたどこかに回していくのかと、そんな考えも持っているわけでございますけれども、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

選挙中でのお話が出されましたが、決して私は何でもできるというような約束をしてきた記憶はないのですが、ただ6つの約束ということで、できるだけその公約に向けて実現に向けて努力したいという約束をした記憶はございます。しかし、それはそれといたしまして、具体的にこれからの行政運営をしていく上で、私の補佐をしていただける副町長の問題が出されました。

先ほどのトップセールスの話ではありませんが、それをするためには町長を補佐する副町長がいるということで、その推進はかなり早くなるのかなとは思っております。しかし、現時点でのいろいろな状況を考えたときに、提案をしたいという気持ちは、いつの時期ということは申し上げられませんけれども、そういった形での三役、町長、副町長、教育長という形でのそういった組織体制は一日も早くつくっていただければなというふうな思いはあります。しかし、いろいろな状況があると思しますので、現在のところその提案については考えておりません。

しかし、任期中ということになりますれば、まだ始まったばかりであります。始まったばかりというと大変失礼なのですが、就任をして日が浅いわけでありますので、任期中ということになりますれば、町民の皆さん、そして議員の皆さんのご理解をいただく中で、そのような時期が来ればぜひお願いをしたい、そういう思いであります。

以上です。

○横山英雄議長 立沢議員。

○10番 立沢稔夫議員 現状の中では考えないというようなことをございます。いずれにしても、年齢としても若くない、非常にハードなスケジュールの町長であります。できるだけ早い機会にそう

いう提案をするべきかと私も思います。そういった中で町政運営をしっかりとやってほしいなと、そんなふう思うわけでございます。

機構改革、いろんなことを申し上げましたが、いずれにしても行政運営は多難な道に入っていくと思います。先日各市町村も集中改革プランというものを公表された。350人の職員、そして2万8,000人の町民の代表、ただ財源不足では済まされない状況もあると思います。しかし、新庁舎を含め町制40周年を迎えた節目の年、この後町制40周年の記念式典も行われるわけでありますが、こういう時期でありますので、できるだけ派手な式典は抑えていただけたら、そんなふうにも思うわけでございます。そして、そういったことをぜひ町民サービスに向けていただきたい、そんなふう思うわけでございます。いろいろ申し上げた中で、一つの励ましの言葉と受け取っていただけたらと思います。

いずれにしても、うそのないすばらしい町づくりに頑張ってください。

終わります。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午前 9時59分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午前10時14分 再開〕

◇ 小島幸典議員

○横山英雄議長 9番、小島幸典議員。

○9番 小島幸典議員 皆さん、おはようございます。9番、小島幸典です。議員の責務により、通告どおり一般質問いたします。

国の借金は、昨年12月時点で838兆50億円と、財務省は1月25日に発表されました。赤ん坊からお年寄りまで国民1人当たりの借金を計算しますと約655万円で、また群馬県の県債残高は2007年度当初で約9,600億円です。県民1人当たり266万円の借金をしていると。群馬県の借金は、20年間で2.7倍とふえている。新聞に報道されたとおりです。そして、邑楽町では、現在、皆さん知ってのとおり、約100億円の債務があると、昨年9月の「広報おうら」等を見ると100億円弱の借金があるということでもあります。そうすると、町民1人当たり約357万円ありますよと。また、国、県、町を合わせた邑楽町民1人当たりの借金は、ずっと足していくとわかると思うのですが、約956万です。バブル崩壊後の公共事業が町民、庶民への増税となり、日本じゅうでただいま第二、第三の夕張市の予備軍がありますよと。くしくも昨日、きのうですね、夕張市が破産してからちょうど1年だと、ラジオで伝えたとおりです。

町が破綻するということは、大変不幸なことです。我々含めて職員、町民、皆文化的な生活は二

の次です。町民プラザも、公民館も、学校も、みんなお金がかかるところは全部閉鎖ですね。夕張市が7つか8つの施設を閉鎖しています。そういうことを考えた中で、そういうことになってはいけないということで、隣町のC町では2006年度財政危機突破計画で、歳出抑制と歳入を増進する通過目標を明記して、5年で2億6,800万円の削減をします。都市計画税導入、市街化区域の土地、家屋の所有者に課する目的税で、税額は課税標準額の0.2%とし、2009年までに2億8,000万円の増収を見込む。これは、そのときの新聞報道です。そして、基金からは取り崩しませんよと、基金からは出しませんよと、新聞に書いてあります。そういう隣の町の行政姿勢が新聞に今見せたとおりあります。2006年3年間で大幅に見直し、公共事業等は最低限の補修工事を優先させ、ソフト事業に重点を置く。ソフトといいますと、教育等含めて知能的なそういう仕事だと思えるのですが、5年間で1億4,000万円の人件費も削減すると。町有バスの廃止や補助金の見直しをやり、進めていくと。基金を取り崩さず、節約、節減の成果があらわれてきたということは、皆さん新聞紙上で知ってのとおり、中学3年生までの医療の通院を無料にし、妊産婦の健診等も大幅にサービスに充てると書いてあります。そういう移行した中で、千代田町は三役報酬30%カットと、みずからトップリーダー、首長が実行し、リーダーシップをとりました。見習うことが我々を含めてあると思います。という中で、C町と比べて邑楽町はどうあるべきかと考えますけれども。

また、隣の太田市、これは2005年度から10年間で職員400人を減らし、200億円を捻出するのだと、そういう計画がそれも新聞紙上に書いてあります。

では、邑楽町はどうかと。20年度予算を見ると、歳入歳出それぞれ71億7,100万円である。普通であれば19年度予算額85億4,800万円です、19年度の予算がね。素人、我々皆町民はこう思うのです。要するに庁舎建設の一番大きなこのプロジェクトが終わります。庁舎建設を21億円と見ますと、85億4,800万円から21億を引くと64億4,800万円であるべきで、邑楽中の体育館耐震補強約1億8,000万をプラスしても、基金から約7億円、正確には66億何千万でしょうけれども、取り崩す予算は、C町の行政運営を勉強していないのではないかと、私は思うのです。勉強していれば、基金のほうから取り崩すなんていうことはあり得ないと思います。こういうことを思っているのは私だけではないと、普通の町民はみんなそう思うのではないですか。

鶉区画整理事業にあっても、前年度は6,099万8,000円です。本年度は8,587万4,000円になっています。2,450万円も増額でした。税金を生かしていない本来付加価値の少ないものは、投資は細く長くやるのが、群馬県の輩出した前の福田首相なんかもそういうような物の考え方で、田中角栄さんとかかなり対立したというような話も出ています。

そういう常識の中で、子育て支援にあっては、邑楽町首長の、これは悪い伝統かなと思うのですが、ちょっとサービスが低下しているのではないかと。私は再三、子育て支援をやらなければ経済は発展しないのですよと。要するにお金を回転させなければ、発展しないでしょう。消費はどんどん細ってしまうし、学校の先生だって要らなくなってしまうのだから。そういうことを考え

て、町民は過重な、そういうことからどんどん納税者が少なくなってしまう、今回は少なくなっているから、国は、これは町が悪いのではないと思うのですけれども、後期高齢者支援資金がかぶせられてゼロ歳から74歳までの人々に、1人7,000円均等割で保険が掛けられる。そうすると、子供が3人いて5人家族ですと、そうすると子供はゼロ歳まで全部お金を取るのです。こういうことで町民のうめき声が聞こえてくるようです。

そして、我が邑楽町は国民健康保険の未納金、滞納者ですね、これが2億2,000万円あります。水道料の未納金も約5,200万円ぐらいあります。現状を考えるならば、ハードな公共事業からソフト事業に重点を移しかえる、そういう政策であってほしいと思う。町長は、約束の一つであるスピード感ある運営、勇気ある行動、これは町長が自分でちゃんとうたっているのですね。スピード感ある、勇気ある、これは公共事業をぶった切るのは、大変勇気が要ります。いろいろの関係が出てきますから。だから、細く長くとさつき、これは私が言っているのではなくて、元福田総理が言っていることを拝借しているのですけれども。とにかく子育て支援、お年寄りの生活サポート、町でもサロンの広場とか、よっていがっせ等のこういうものに、ほかのお金を節約して、税金等をうまく回転していくような行政運営に変えてもらいたい。

そういう流れの中で、きのう15歳までの通院無料化実施は、12人の議員の賛成者と3人の議員の反対者がありましたが、これは議会ですからいろいろの考えの人がいていいと思うのですけれども、そういう中で4月から実施されるような運びになるというようなことで、関係者には本当にお礼を私は言いたいと思います。また、町長もお礼を言っていると思いますけれども、そういう中で質問に移らせていただきます。

第1の質問として、まず町長のこれも公約というか、約束の中で、多目的ホールと公民館についての質問ですけれども、この問題は9月の一般質問と重複するところがありますが、町長がかわったことなので、先ほど話したように、私は聞いていなかったのですけれども、こういうチラシの中で、読みますけれども、金子町議は、その当時はまだ町議だったのです。町議は、私たち大勢の前で町長になれば1期目にして建てたいと言われましたと、これ多目的ホールを建てたいと言っているわけです。大勢の前で、言った。ちゃんと記名して書いてあります。要するに設置推進協議会会長の名前で出ています。そういうことを踏まえて、金子町長は新しいホールをつくるのに任期中とこれ書いてあるのですけれども、予算書を見たら予算書には別に入っていないのです。これはいつつくって、任期中につくるのかということと、私は9月に邑楽町公民館の改新築工事を提案しています。これは前の町長のときなので、そういうことを、新しい町長ですから改めてまた質問するのですけれども、先ほどほかの町のことちょっと触れましたけれども、経費節減のために私は新しい建物の14億、15億よりも、今の邑楽町公民館は河内館長が一生懸命やっているおかげで、本当によく使われていて、75%ぐらいの使用率です。そういう中で、とにかくホールの約束はどうだったのかということと、9月の私の質問の中の公民館の、中央公民館になると思うのですけれども、こ

れの改新築をどう思うか、その辺をお聞かせください。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

多目的ホールを1期目に建てたいと思うということが、その推進協議会というか、ちょっと今聞きはぐりましたが、そのような文書が出ているということのようですが、その約束をしたかしていないかということですが、私はそのことの約束をしたかどうかということは、ちょっと記憶ですからあいまいなところがありますけれども、過去その設置をしていただきたいというような請願が8,000人の、邑楽町の文化ホール並びに展示場設置推進協議会というところで、今申し上げたようなことが、記憶ですからあいまいなところはありますが、しかし過去において8,000名以上の方からそういった施設を設置してほしいということが町議会に請願という形で出されて、その請願が全会一致で可決をされ、当時の町長のほうに、もちろん渡されたのかなというふうに、私はその当時はちょっとわかりませんが、資料を見ますとそのような状況があるようです。

そのようなことを考えたときには、町民の皆さんがそういった施設を望んでいるということは理解ができます。そのようなことから、町の第五次総合計画の18年に計画がされた中では、中央公民館を検討したいというような計画もあるようです。そのような計画もあるということで考えていけば、私は前の12月の一般質問の中でもお答えをしたかと思うのですが、そのときは任期中につくるかどうかということのご質問だったと思いますが、私は任期中に建設ができるような道筋を立てたいと、そういう答弁をしたというふうに記憶しておりますが、ということは町民の方が望んでいる施設ということですので、その建設に向けて努力をしていきたいということの考えは持っております。

〔「もう一つ公民館」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 失礼いたしました。公民館の改築については、大変老朽化が進んでいる施設でもあります。現在はその公民館の利用頻度というのは大変高いものがあるわけですが、その改築をどうかということも含めた中で、今の施設をあわせた中で検討していければと、そんなふうに思っております。

○横山英雄議長 小島議員。

○9番 小島幸典議員 今町長から道筋と、この前の12月も任期中ということで、町長の任期中に全部集まってしまったら、私が先ほど他町のことを話したことが全然頭に入っていないですね。任期中に全部集まってしまったら、これ子育て支援から、ホールから、全部調査費だっただけかかるとですよ。例えば町長の任期が4年あるか、8年あるか、12年あるかわからないけれども、そういうあいまいというか、ことは、これは各課長に迷惑ですよ。

なぜかという、来年度もし町長が予算組みするときに、これが出てくるときには、予算はどうしようとか、これは優秀な各課のかじ取りをやっている課長は、もう今来年のことを考えていると

思いますよ。そうでなかったら、要するに教育長だってそうだと思いますよ、ずっと子供を見ていて。義務教育が終わるまでに9年間もかかるのですよ。先を読むことをしなければ、沈没してしまいますよ。だから、そういうことで、道筋を立てることではなくて、私は箱物だとかそういうものはこれからはもう要らないよと。ソフト面を考えてやってもらわないと、幾らお金があったって建物をつくれれば維持管理費がかかるし、第2問でこれは話しますけれども、そういう経営をやるからおかしな20年度の予算になってしまうのでしょうか。

庁舎の建設資金を本来ならば引いた金額が予算でしょうに、それをオーバーしてしまうなんていうのは、私に言わせれば本当におかしいのですよ。それでいて子育て支援は何も、削減ばかりやっているわけ。だから、子育て支援だって、これはコップの中の水と同じように、税金の税収というのは同じだと思うのです。それを回転させるのには何が必要かということを私は言いたいのです、回転するには。であれば、何か起きたとき、台風だ、やれ地震だ、ジェット機がおっこってしまったとか、ここは海がないからそういう飛行機なのだけれども、そういう流れの中で本当にそういうことがあったら基金というのは使うのでしょうか。こんな平和の時代に何も無いときに、何で約7億円も基金を取り崩してしまうのですか。だから、心配だから何回も私は町長に言っています。自分の腹を切らなければ切れないよと、本当だよ。1軒の家だってそうでしょう。飲んだくれおやじが年じゅう飲んで、借金ばかりつくっていたら、せがれにまじめにやれと言えますか。

トップのリーダーは、もっと憎まれていいのですよ、周りの人に憎まれて。そういう流れの中で、町長、もう一度、文化ホールよりも今本当に必要である邑楽町公民館のほうが利用度がすごく多いのです。まだ2つ目だけれども、この次の3つ目の質問でその辺を話しますけれども、まず2つ目として、私は1問損をしてしまうけれども、損してしまうけれども、邑楽町公民館をつくるのだと、利用度が多いほうが回転がうんとできるでしょう。そうすれば子供なり、大人なり、みんな生涯学習で人が育って頭の回転がよくなれば、無駄な金は使わなくなるのですよ、医者へ行くとかそういうのなくなるのですよ。そうすると、そういうところへ集まる先生だとかいろいろ奉仕活動を一生懸命やる人は、張り合いができるわけです。銭金ではないのですよ、人間の社会というのは。ただ、押し出すには銭がかかるわけです。だから、そういうことで邑楽町公民館を改新築する意思があるかないか、これはつきり言ってすぐにはやれないけれども、考えていますよでいいですよ。どうぞ。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えをいたします。

前町長までは、ハード事業が非常に多かったかなというふうに思っています。先ほどのお話の中にもありましたけれども、きのうが夕張市があのような不幸な自治体になった日というようなご指摘もありましたが、そのような状況を招くということは、これは厳に気をつけていかなければなりません。ハード事業で建物を多く建てれば、その建てた後の経常経費というのは、維持費というのは、大変莫大な金額が必要とされます。20年度予算の中にもそれらの維持費にかかわる部分について

て大変多額な予算を計上させていただいたわけでありませけれども、できるだけそういったハード事業の面からソフト面の事業に転換するということは、私も小島議員と同じであります。したがって、この20年度の予算の中にも、特に私の公約の中で掲げさせていただいた教育と福祉の部分について、重点的に予算を積算させていただいたという経過があるわけです。

そのような状況でありますので、基金の取り崩しのお話も出ましたが、これから財政運営をしていくということを考えてみれば、本当に予算の節約、縮減というのは考えていかざるを得ないのかなと、またそれを進めていかななくてはならないのかなという思いはあります。

さて、そういった考え方に立って公民館の建設を、改築をどうするのかということでもありますけれども、これについては先ほども答弁を申し上げましたが、ぜひ任期の中で改築あるいは新築を含めた中で検討していく、そのような考え方があります。

○横山英雄議長 小島議員。

○9番 小島幸典議員 今私にしてみればすばらしい明快な答弁いただきまして、また6月にありますからよくその辺を精査して、課長とお話ししてその辺は進めてもらいたい。

まず、次の中で今公民館をつくってくださると。今のお話の中で文化ホール、これも町長はさっきの力のない声だから、流れの中で動いていければという考えかと私は思っていますけれども、いろいろの人がいて町長も夜撃たれては大変だから、私もそういう温情の中でいい意味でやりたいと思っています。

それで、文化ホールの件なのですけれども、これは9月に課長のほうからもいろいろ答弁があって、私もいろいろ調べた中で、広域相互補助というのですか、そういう他町村の施設も使わせてもらえるよと。そういう中で使うのに、あいていなければこれは使えない問題なのですけれども、いろいろ調べた結果、生涯学習課長の堀井君のほうから、これは公民館また図書館等にこういう議事録があるので、すばらしい考え方、前向きな考え方が入っています。それで、私もまた今再度質問しますけれども、とにかく邑楽町公民館の使用頻度がすごくて、ふれあい七夕コンサート400人、これ入れかわり立ちかわりということであります。それで、さすが180ぐらいしかありません。それで、男女共同参画セミナー、これ200人、婦人会の集いが130人、そういう流れの中で、この男女共同参画の中の司会者が話されて、これ皆さん議員さんも参加しているので、知っていると思うのですけれども、今の公民館がみんな集まると、要するに胸から上は暖かいよと、下が寒くてしようがないよと。非常に老朽化しているということで、そういう流れの中で、公民館の本当に使用頻度というのですか、2階の会議室、早急にこれは建て替えて、邑楽町の本当にみんなが教育できる建物です。そういう流れの中で一生懸命河内館長、また生涯学習課長の堀井君なんか呼びかけて、内側内側ではなくて、もっと外へも目を向ける。外というのはどういうことかといったら、やっぱり弁天様だとか、あそこの創造の森とか、そういうところで小島と一緒に健康になってもらえればという考えも必要だと思うのです。それを教育長また町長はもっと発信して、先頭になってセールス、

お米を売るばかりがセールスではなくて、そういう文化のセールスも必要ではないかなと。

そういう流れの中で課長に質問したいのですけれども、今1年間に館林の市民会館を邑楽町の団体が何回使っているか。また、大泉の文化むらをどのくらい使っているか。その辺の大体のことでいいのですけれども、かなり少ないと思うのです。もっと使わせてもらえれば、他町も経費が入って、運営費が入って、私たちが邑楽町の税金を、でかい15億も16億もかけたとすれば、金利だけで十分賄えるのかなと、そういうことをお互いに利益、メリットがあるようなことを考えてほしい、その辺の課長の考えを聞きたいと思いますけれども。

○横山英雄議長 堀井生涯学習課長。

○堀井 隆生涯学習課長 他市町村の文化ホール等の邑楽町の団体の使用ということなのですから、過去には何団体か利用した記憶がございますけれども、19年度につきましては、個人ではほかの市町村のグループに入って利用したということはあると思いますけれども、町単独のグループとして利用したという報告等については一切ございません。ですから、町のグループが館林の文化会館や文化むら等のホールを借りて何かを催したということはないのではないかとこのように思っております。

以上です。

○横山英雄議長 小島議員。

○9番 小島幸典議員 今課長の答弁のとおり、本当に使っていない。使っていないということは、邑楽町につくたって使う頻度が少ないということですよ。だから、そういうことを考えたら、本当にトップリーダーの人たちはもっと内側にも発信する、また外側にも他町との人事交流をしていければ。恐らく身構えているのだと思うのです。人事交流すると自然に、では今度は使わせてもらおうとか、来てよとか、そういう文化交流が必要ではないのですか。新しいものを、ぴかぴかのものをそれはつくれば、確かにいいですよ。だけれども、そこへ張りつけて年間何千万のシンボルタワーが、これはシンボルだからいいのですけれども、もうずっと何年も何年も何百万の出費が出ていると思うのですよ。だから、そういうことを考えたら、本当にこれからの税収を考える中で、いろいろとみんな知恵を絞って、それで楽をすると。人の上へ立つ人が楽をしようと思っただけはないと思うのです。そういう流れの中で、とにかくもう一生懸命、死ぬまでとにかく勉強だということもやりたくない、いい子供たち、いい青年、いい大人は育たないと。そういう流れの中で、第1問目のホールと公民館の質問は終わります。

第2問に移りますけれども、これは合併問題についてお聞きします。町長は立候補のあいさつの中で、これは記者会見です。西邑楽の合併を実現し、広域合併は住民の意見を聞いてと言っています。そのような進め方はどうするのですか。館林では合併推進議員連盟設立準備委員会ができました。12月21日ですか、当町にも来訪されたという話を町長の話から聞いていますけれども、また3月3日、3月に入ってから各議員宅に館林の担当の議員が2人で、ぜひそういう理解をしないと、

お互いに勉強しましょうよという通達が来ています。そういう流れの中で、町長のこれからの合併の姿勢、本当に3町だけにこだわるのか、それともまた町民アンケートをとってやるのか。それには早急にみんな担当の部署、また我々議員もそれに対処しなくてはならないので、明快なその辺の筋道のお答えをお願いします。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

合併についての考え方ということのご質問ですが、合併について私は今年の8月31日だったと思いますが、ご質問があったように、そのような新聞記者会見をしたことはあります。しかし、合併については、その枠組みですとか時期等について、最近では隣接の市町の合併の動きということがあるようです。例えば大泉町では、議員がその問題協議会をつくって、太田の議員と勉強会をやっているというような動きもあるようですし、またただいまお話がありましたが、私のほうには昨年、私が就任をした翌日だったと思いますが、館林の市長のほうから合併についての書類等をいただいて、そういう経過はあります。そしてまた、今3月3日ということで、私は今初めてお伺いしたわけですけども、館林の議員が町の各議員のところへお伺いして、その合併についての考えとか、勉強会とか、そういうことで訪問があったということをお伺いしたわけですけども、当然合併は相手の市町のあることですから、その時々によってこの環境というのは変わってくるのかなというふうに思っています。

しかし、一番大事なことは、町民の皆さんの意見、そして議会の皆さんの意見というのは、一番大事なことだというふうに思っておりますから、今その合意形成に向けての考え方について町長としてどう考えるかということについては、当然そういった動きがあるとなれば、そういった研究会と言われましたけれども、そういった状況というのは研究をし、その機運ということが高まれば、最終的には町民の皆さんが判断をするということでもありますので、その機運を醸成することについては、これからの国の方向なり、隣接市町との動きを見る上では、それに類似した勉強会というのは、あるいは研究会というのは、必要であるのかなという考え方です。

もちろん町長としても、そのような状況の中で当然合意形成がなされれば、合併という方向に結びつくでしょうし、最終的には町民の方の意見を尊重した中で進めていくべきではなかろうかなと、こんなふうに思っています。

○横山英雄議長 小島議員。

○9番 小島幸典議員 言葉の本当に妙というのですかね、何々かなとクエスチョンをつけられてしまうと、本当にどっちに判断していいかわからないですね。町長、答弁の中で何々かなとか、疑問符をつけないほうがいいですよ。切れが悪くて、私なんかかりかりしてしまうから。

そういう流れの中で、道州制という問題が今出ています。これは朝日新聞にもちゃんと政府のほうの小泉内閣のときの委員が、全部諮問しています。これから10年後にはそういう方向へ持ってい

きますと。そういう流れの中で、今何々かな、何々と思うよ、任期中ですよなんて言っていたら、どんどんおくれていってしまう。

ということは、さっきも言いましたように、一番大事なのはやっぱり教育なのです。幾ら小さな町だって、人間がしっかりしていればのみ込まれないのです。能力がないからどんどん、どんどん、人間関係というのは皆力関係なのです。幾ら正しいことを私が言ったって、私を含めて16人いますけれども、15人の人が白いものを黒と言ったら、黒で議会は通ってしまうのです。今までの社会だって、要するに世界の流れの中、日本の流れの中だって、そういうの間々あります、多々ありますよ。よっぽどトップがしっかりしていなければ。

そういう中で、ある近隣の町が合併して、中心はいいけれども、外はかなり今言ったような過疎化が進んでしまっているよと、だまされたと言っているわけです。私に言わせればそうではないのです。やっぱり人材が育成されていないから、のみ込まれてしまうのですよ。だから、何回も言うけれども、子育て支援、生涯学習、ハードよりもソフトを今のうちにどんどんもう前借りしてもいいからやらないと。とにかく人間育成に100年かかるというのですよ、3代。山と同じだと言われています。そういう流れの中で、合併というのは人間と人間のこれは戦いなのです、食いつこなのです。だから、人間がしっかりしていれば、要するに軒下を貸して母屋を取ることができるのです、はっきり言って。そうでないとわからないと思う。町長は、私がそういう過激なことを言わないと。だから、基金なんか取り崩してしまうのだ、簡単に。

だから、そういう流れの中で、任期中なんて言わないで、1年以内にアンケート調査しますよとか、立ち上げますよとか、委員会にお願いしますよとか、議会にお願いしますとはっきりその辺を言ってもらいたい、その辺答えてください。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 ただいまもお答えをいたしましたけれども、アンケート調査をするにしても、アンケート調査をするということは、その方向性がということもありますし、充分先ほども申し上げましたけれども、議会の中でも、隣の市から話し合いをどうでしょうかということもあったようです。1市5町ということの館林の考え方もあるようでありましてけれども、そのような1市5町ということになりますと、隣の町では太田との勉強会もやっているというようなこともあります。したがって、その集約をするという部分では、もう少し町としての議論といたしますか、研究会といたしますか、必要であると、そのように思っておりますので、今のところアンケート調査等を実施する考え方はありません。

○横山英雄議長 小島議員。

○9番 小島幸典議員 これはそうすると、町長が主張している3町合併のことにしてもアンケート調査はしないということですね。そういう流れの中で、では各議員は、今言ったように町を思う気持ちがありますから、個々にみんな勉強して、もう上から、要するに町長からの圧力はかけない

ですね。その辺の答えをはっきり、かなではなくて、わかりましたとか、いいですよと答えてもらいたい。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 3町についても同様です。

それから、議員の皆さんが勉強会をする、そのことについて合併の方向がどちらか、あるいは1市5町か、太田か、いろいろ先ほど申し上げましたけれども、相手のあることです。あわせて一番大切なのは、町民の皆さんの考え方だということに私は思っておりますので、私のほうから勉強会に対して注文をつけたり、要望したりする考え方はありません。

○横山英雄議長 小島議員。

○9番 小島幸典議員 町長からは、いろいろのそういう各町からの委員会等のお誘いには、ブレーキはかけないよということをお墨つきもらったと思います。そういう流れの中で、我々は眠っていたのでは、先ほど話されたように置いていかれてしまいます。やっぱり勉強して、町長にこれから塩をかけて、いい料理をつくらなければならないと。また、町民に対してはいい情報を発信して、やっぱり一体となって。やっぱり惨めですよ、要するに崩壊状態になったり、中心にのみ込まれてしまっただけでは。農産物でもそうだけれども、自分の思ったとおりにつくれない、売れない、そういうことがないようにするには、やっぱり人間を育てなければならない。それには情報、相手のレベルはどのぐらいかなとか、そういうことは必要なのです。町長も別にプライバシーでいいでしょう、太田へ行ったら、館林へ行ったら、大泉へ行ったら、その辺は勉強してくださいよ、眠っていないで。

そういうことで、私の2問目の合併の問題は質問を終わります。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午前11時05分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時16分 再開〕

○横山英雄議長 小島議員。

○9番 小島幸典議員 3つ目の質問に移らせていただきます。

町長の公約の中で出産祝金復活の時期ということで、これは12月にも私はお願いしたのですけれども、なぜ私が今これをまた続けてやろうということになったかと、これは予算のほうに関係してくるのです。それと、12月のときにちょっと言い出せなかったこともあるので、この辺は一緒に勉強してもらいたい。

そういう中で端的にこれをどんと話すという意味が、私は下手なので、話が。一つの事例として、先

ほどもちょっと触れましたけれども、任期中は何年、4年か、8年か、12年か、20年もやるのかなと、そういうこともちょっと困るなど。長くなれば町負担の金額と、またせつかくいい提案をしても、ひんしゆくを買う場合も出てくるから、タイミングが必要ではないかなと。そういう中で先ほど子育ては百年の計と、人育てというのはやっぱり山林治水と同じように3代かかるよということで種まきをしてもらえれば、後の人たちの政治、行政は自然とよくなるのかなと。

一つの例として、私は民生委員を12年やった中で、これ一つ私は恥ずかしいというか、失敗したことがあるのですよ。それは、今この生涯学習課長をやっている堀井君が館林で失敗した事業を邑楽町に勇気を持って入れてくれた。それは何かといいますと、子育てデイサービス、これは館林では長くこれやっていたのですけれども、今の町でやって、町のある保育園が受けてやってくれているのですけれども、定員が15人。今満杯です。本当に地域社会に根差してできている、もう5年たちます。だから、その当時の堀井課長の眼力、勉強していたこと、そういうことが私の考えとは180度違った方向で、本当に今芽が出ています。これを花を咲かせて、実をならせて、そして邑楽町の水準、先ほど話されていきました教育、人材の水準が上がれば、どことどういうふうに合併しても邑楽町は素晴らしいなど、こういうことができているのだなど、できるだなど。他町で失敗したことが生きているのですよ。それはやっぱりそういう現在の生涯学習課長の、私と反した意見だったけれども、だけれども私は協力しましたよ、できた以上は。そういう中ですごい成績を上げて、今度は子供デイの仕事、その人たちが成長した後、精神障害とかいろいろ持っている人もいますけれども、そういう人たちをまた教育する。そうすれば、医療費が今度はかからなくなるのだよと、そういう流れの中で、私は子育て支援というのはすごく重みのある、治水事業と同じだと思うのです。

だから、目先のことで、次の選挙でおれは勝てばいいのだということで箱物をつくったり、どんどんつくっていけば、これは夕張市みたいになってしまう。だけれども、必要なものはこれはつくらなくてはならないですよ、細く長く。やっぱり人事交流がスムーズにいかなければ、これも発展しないのだから。だから、必要なものはつくらなくてはならないけれども、箱物なり建設なり。だけれども、つくってもそこへ芽が出て、要するに育つ木がなければ無駄、どぶの中に銭を入れるのと同じでしょう、回転しなければ。そういうことを含めて町長、出産祝金を要するに早く復活してもらおう、そういう流れの中で、私は銭を回転させると言っていますけれども、では5万円、10万円祝金を3子以上の人に出した場合に、邑楽町に落ちるのが一番いいのですけれども、そういうことは強制できないから、であれば一つの予定で町長が一生懸命米を売るのだ、売るのだと言っているように、第3子の人というのは大体5人家族ですよ。であれば、お米を提供するとか、めん、うどん類の粉類を提供するとか、商品券で出して、米であれば3キロ以上は届けますよと、届けてもらおうとか、そういう方法もあるのではないかなと。何が何でも方向転換しなくたっていいと思うのですよ。ということは、みんな頭のいい集団が邑楽町にいまして、5カ年計画というのをつくっています。つくっていますよね、これ参加している人いますよね。町長もこれ参加しています、これに

議員時代に、厚生・環境委員長として。

それで、その中で一番後ろですよ、何が書いてあるかわかりますか。わからないと思います、すぐ言われたって。こういうことが書いてあるのです。計画の進行管理、これは要するに施行にかんがみ、他の政策への類似手法の適用などを検討しますと。他の手法ということは、要するにそのことは社会情勢や経済情勢や住民のニーズの変化に柔軟に対応した行政運営を推進しますと書いてあるでしょう。あなたは、町長は、参加しているでしょう、これをつくるのに。だから、私この重たいのをここへ持ってきて説明しなければ、勉強したことが恐らく抜け落ちていると思うのです。こんないっぱい書いてあるのですから。だから、そういうことを踏まえて、早く子育て支援、第3子の子育て支援を早くやらないと、去年、おととしの人はどうなったのだと、負担がどんどん、どんどん多くなってしまおうと思うのです。だから、早急にこれはやってもらいたい。お答えをどうぞ。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

第3子の祝金についての復活を早い時期にということですが、私も19年度から20万円であった祝金が10万円の半額に減額をされたということがあります。この点について予算の復活をしたいという公約をしました。その復活をどうするかということでもありますけれども、20年度の予算の中では減額をされたままの予算措置ということで計上させていただきました。

さて、それを復活することについてどうかということですが、その復活をする場合に当然19年度の予算計上はされておりませんので、それを復活するにはどのような方法があるのかということで実は研究をいたしました。そういたしますと、支給をする場合に町民の方へのサービスが低下しない、下がらないということであれば、その遡及といいますが、20年度から19年度の支払いは可能であるというような条文もあるようです。そういうことを考えていくと、今具体的に祝金でなくてもいいのではないかと、必ずしもその20万ということに戻らなくも、その子育て支援の状況が作り出せばいいのではないかとということのご指摘がありました。具体的には商品券ということになるのだらうと思うのですが、これらについては今担当する福祉課長のほうとそのような研究をした経緯もありますので、ぜひその遡及をして祝金を支給することということではなく、あるいは商品券ということもいろいろ選択肢はあるかなと思いますので、ぜひその公約の実現に向けて努力をしていきたいと思っています。

○横山英雄議長 小島議員。

○9番 小島幸典議員 町長のほうの答えと私の思いが大体重なってきたのですけれども、早急にこれをやらないと、先ほど話したように、どんどん、どんどんその作業が多くなってきてしまうと思うのですよ、3年、4年たつと。そういうことは、後期高齢者保険の拠出金、これは子供が多い人のほうがすごく負担が大きいわけですよ。7,000円と明記されているのですから。そうすると、子供3人いると2万1,000円も75歳以上の人のために、要するにその保険分配金を払わなくてはな

らないと。そういうことを考えると、非常に負担が多くなって、それでいて先ほどの話を蒸し返しますけれども、なぜ私が要するに12月に怒ったかといいますと、去年の3月もそうですよ。もう一回言いますよ、腹の中にいる赤ちゃんが3月でもうあなたはお母さんにだめですよと、4月に生まれても補助金くれないよと、私は十月十日というふうな中学校の保健の高橋先生に教わったけれども、10カ月も腹を抱えていて、4月に生まれた子がもらえないというのはおかしいでしょう、どう考えたって。だから、怒っているのですよ。そんな不条理なことないだろうと。それだったら段階的に経済状態がこうだからと。だって町長、やる気なら7億円も基金取り崩してしまうのだから。わずか300万で小島議員を怒らせることはないでしょう。

だから、その辺の流れの中でそういうふうに事情が変わってきた。変わってきたから、私は金にばかりこだわっていないですよ。そういう手当ををしていかないと、だんだん、だんだん邑楽町のさっき言った知的レベルが下がってってしまうのですよ、心の問題が。心がしっかりしていたり、考え方がしっかりしていれば、どこへ行ったって恥ずかしくないでしょう。同じ堀越正蔵先生に指導を受けた町長と私なのですから、ぼろを着ていたって清潔であればいいのだと。それよりも、自分で食わなくても子供たちにくれるよと、そういう指導受けたでしように。

だから、早急にその辺の第3子でなくてもいいですよ。ほかの2子でも何でも。そういう回転させる、要するに金が流れないようなそういうもの、食費、子供のベビー用品、そういうことだって私はいいと思うのです。そのかわりこっちで押しつけてはだめだと思いますよ。選ばせる、何が必要なのか。町にお金が落ちる、そういうシステムをぜひ研究してもらいたいと思うのですけれども、どうですか。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えをいたします。

子育ての支援の方策については、いろいろな手法があると思います。1つには、安心して子供を育てていくための施策として保育園の事業も大きくありますし、先ほども子供のデイサービスのご質問もありました。その出産の予定が会計年度と違うということで、規則の中では年度区分ということになっておりますので、3月31日までに出生がされない方については、その年度中に妊婦という形であって出産が4月以降ということになると、支払いができないというような年度区分もあるわけですが、確かに小島議員が言われるように、その抱えたお母さんにすれば理解ができない状況もあるのかなというのは理解できます。

ただ、その支払いの年度区分でいくと、そのような状況がこれはありますし、それを超えて支払いをするということではできませんので、たまたまそういう状況が発生したということをご指摘のとおりにというふう理解しています。しかし、その祝金ということのみならず、子育てをする支援ということについては、先ほどもありましたけれども、医療費の無料化。昨日提案に対して、通院について、提案では小学校6年の卒業までということで提案を申し上げたところですが、それを議

員修正で中学校卒業までということで修正可決をされましたから、その子育てへの支援というのはいろいろな角度から、いろいろな方面で施策としては、町としては取り上げているということでもありますので、議員が言われますその祝金のみならず、町としても幅広く支援を行っているということで理解をいただければと思います。

○横山英雄議長 小島議員。

○9番 小島幸典議員 町長、これは町長の公約なのです。公約を私は一步退いて、こういう方法もありますよ。ということは、第五次総合計画の中でも、人間の営みの中でも、そういう行政の中でも、事情が変わってくればどこかで妥協しなくてはならないでしょう。それを3月30日までの行政の約束だから、それはしようがなかったのでは済まないのです。そういうふう聞こえる。

だから、あの場合前年度はだめなのだよではなくて、だめなものはだめだったらいいのですけれども、その補充をしてくれと、私は早くやって。3年、4年たてば、どんどん、どんどん対象者は広がっていってしまうでしょう。これは私が約束したわけではない、あなたが約束したのだよ、これ公約で。だから、かりかり怒ってしまうのですよ。だから、福祉課長とよく相談して、それと生涯学習課だっていいですよ。要するに、みんなとどういうふうな方法で、それで子育て支援の輪を広げていければと、そういうことを私は訴えているわけだから、早急に課長会を開いて、どういう方法が一番町のためになるか、また子育てしている人の精神的な安らぎというか、いやしになるか、その辺をやれば、次の町長選は楽に当選ですよ。それをうそというか、どんどん、どんどん逃げているから、議会でもおかしくなってしまうのですよ。だから、とにかく立ち上げるものを立ち上げなければ、その研究会を、その辺聞きたい。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

決して逃げているつもりではありません。今の問題については、第1問のときに回答いたしましたので、そのような形で検討していくということでございますので、第1問のときに回答していると思いますので、省略いたします。

○横山英雄議長 小島議員。

○9番 小島幸典議員 まとめということであれですけれども、第1問のことは、考えるということなので、これは実行しなければ私は4年間ずっと続けてお願いするようになると思うのです。そうすると町民は、まだやっていないのかなと。そういう流れの中で、ぜひこれはできるだけ、一日も早くやってもらいたいと思います。

一般質問を終わります。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午前11時37分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 零時50分 再開〕

◇ 小 倉 修 議 員

○横山英雄議長 11番、小倉修議員。

○11番 小倉 修議員 通告に入る前に、一言申し上げます。

今回の本議会、3月定例議会、きのうに入る前に議案の中で委員会、全協等の中で議案の案が出され、それを2つ取り下げたと。執行部は議案の検討も努力も、私は怠慢であると。1つは、指定管理者制度の問題、4月1日に指定管理者をつくるということで議会は議決しているのです、前回のときに。それから、固定資産税の評価員。委員会で皆さん検討してくださいと、委員会はみんな一緒になって力を尽くして、いいか悪いか判断をしようと思ったわけでございます。その議案が、いや、調整していない、話をしていない。指定管理者制度もそこまで調整がついていませんと。これは出しても説明できないと、課長が謝っているのです。議会へ出して、いや、この議案は通らないのだからよかんべやと、引っ込めてしまえばと、そんなに簡単に議案を執行部は出したり下げたり。そしてまた、昨日は議員の修正動議、これが2つ可決されたと。町長のきょうの朝の新聞のコメントは、自分の公約が前倒しになったと。私たちも約束を守っていただくために修正動議を出したわけでございます。町民の方としっかりとした約束がこれで1つはできたと、私はよかったなと思っております。

そしてまた、昨日は一番最後に財政調整基金6億6,200万、約7億の財政調整基金を使った中で、支出が71億と、収入が足りないからとか、事業が金が間に合わないからと、皆さんの税金をまとめたのが間に合わないからと、町税はふえていると、それから交付税もふえている。それなのに皆さんの大切な金を、貯金を6億、7億近い金をおろそうと、あなた方は予算組みをしました。そしてきのう上程しました、71億で。

その7億近いみんなのお金を崩すのがいいのか悪いのかと、これ町民から私も、議員はそれぐらい知っているだんべと、地方自治法違反、それから邑楽町財政基金条例違反と、これで1項に違反するのだと。議員はどう思うと。しかしながら、私どもは、我々議員は皆さんから出てきたものを疑問や姿勢をただし、適正な予算が組めるように考えておるわけです、町長。それが基金を7億近くも崩してですよ、崩してそれで予算組みしたのです。支出に全部振り向けたのです。それが違反ですか違反ではないですかと、きのう予算を上程してからです、違反ではないか違反だかわからないと言うのです。総務課長は甘かったと、町長はなったばかりだと、そんなような話だったですね、町長。だって、条例違反とそれから地方自治法違反の予算を議員に上程して、議員がそれを審議するというのは、議員も同じ穴ですよ。法を違反している予算は、議員は審議できませんので。

聞くとところによりますと、夜県に聞いたと。自分たちの町民の大切な基金です。要するに埋蔵金

ですよ、貯金ですよ。それを取り崩すのに、邑楽町条例というのはこの6条の1項、2項、3項と
いうのがあるのです。大幅に収入が減った中で、経済状況が変わった中でやる場合にはいいと、そ
れから金を一遍に返す場合はいいと、3つ目が長柄小学校の火事ではないけれども、大きな災害が
できたときはいいと、基金条例の6条に書いてあるのです。それに当てはまらないではないかと、
それすらわからないで、去年やったのだからよかんべと。だけれども、過ちは過ちがわかった時点
で改めなければならないと、私はそう思うのです。中には去年通ったのだからことしもいいのでは
ないかと、それこそ間違っただけを審議したのでは、議員は何を審議したのだと、地方自治法違反、
邑楽町基金条例違反、邑楽町の条例に違反しているということになりますれば、邑楽町の条例は使
えません。違反ですか違反ではないですかときのうみんなが質問したって、違反ではないと、自信
を持って私が責任とるから、この予算で執行してくださいと言うのが私は当たり前だと思うのです。
予算を立てておいて、議員に上程しておいて、議員に渡しておいて、それでこの予算は違反だか違
反ではないかわからないから、ちょっと待ってくださいと、県に聞いてみますからと。県に聞いた
って、それは邑楽町の貯金ですよ。邑楽町の人たちがみんなして税金を払ったやつ貯金ですよ、
財政調整基金ですから。それで、それを処分するときには、こういう条件であれば処分できますよ
というのが条例で決まっているのです、邑楽町は。それを県にどうなのでしょうかと聞いたって、
これ館林の条例、明和の条例、板倉の条例、千代田の条例、大泉の条例、全部調べましたけれど、
すべて違うのです。それはそうですよ。自分の貯金は自分たちで考えるのですから、自分たちで決
めるのですから、それが町条例なのです。県条例ではございません、邑楽町は。だから、何かおか
しいのです。だから、私が何かおかしいことを言っているのではなくて、私は予算をつくった人が
間違っているのだから間違っていないのだからわからなくて、それで予算をつくって審議してくださ
いというのは、僕は間違いだと思っているのです。

それで、町民の人が何人も気づいているのです。後でそれなりの法的な中で議員さんへ出します
のでと。町民から監査請求でも出したら、これ大変なことになりますね、もしだめであれば。だ
から、予算を組むときは自信を持って、おれが組んだのだと、執行部が自信を持って責任を持って、
当然のごとく予算を上程するのが私は当たり前だと思っているのです。金子町長、そうでしょう。
私は無理なことは一つも言っていない。正しいことを言っているだけです。予算を出しておいて
何が何だかわからないと言うのでは、後で違反になったら議員は全部首ですよ、議長初め我々は。
7億の町民の大事な金を取り崩しておいて、これはいいのだから悪いのかわからないけれども、勘
弁してくれと、きのうはそうだったでしょう。それはちょっとおかしいのではないですか、執行部
は。最近怠慢だと私は思っていますよ、初めに言ったように。出した議案も2つ引っ込めてしまっ
て。おまえら審議してくださいと。建設委員会なり総務委員会なりみんな審議して、審議した結果、
これはまずいと、議員が悪いのではないです。執行部がそれだけの、農産物加工施設の関係にし
ても、そこの合い議を議員の意見を入れた中でやっていなくて、全然違うのです。それでは引っ

込めましようと、議案も引っ込めてしまうのです。

今回だから修正動議も2つ可決になっておりますよね。ここで私の出した通告に基づきます質問に入らせていただきます。

まずもちまして、町の運営からということで出しておりますので、先ほどの関係につきまして町長は予算書をきのう上程して、いいか悪いかわからないような中で、今回の一般質問が終わってからまた話し合おうということ、きのう夜遅くまでやって結論が出ませんでした。私議員はその予算が合っていれば、これ全く問題ございません。住民から監査請求が出てても何しても。ところが、それは疑問がある、間違いでしたといった場合に、議員は責任はとれませんよ。県に聞いてもらっても、国へ聞いてもらっても結構だと思います。町の予算です。町民の貯金です。それを取り崩すためには、やはり例規集に合ったような、町条例に合ったようなやり方で、町長、これは取り崩すのではなくて、基金条例の処分というのですよ、処分。この基金条例の処分について、町長はまずもちまして県なりなんなり考えないで、自分の考えで、合っているか間違っているか。私が責任をとって、この今回の本年度の予算は議員の皆さんに上程しましたと、過ちがあれば私が責任とりますと言わなければ、この予算の審議は11日からできませんよ。その件につきまして自信を持って、私が責任とるから任せてくださいと、ひとつお願いします。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えをいたします。

財政調整基金の処分の点について、20年度の予算書の編成の中では、その処分金額として計上させていただいております。その処分の方法が財政調整基金の6条の1項に該当するというような理解から、予算書を提案した次第でありまして、それ以降の内容については著しく財政等が変動を起こした場合ということ、その等というところの解釈になるわけでございますけれども、その等の考え方が小倉議員の質問の指摘の部分と執行部のほうで考えたその解釈の違いがあるのだらうと思うのですが、私はその解釈の中では今指摘されましたように、平成20年度の予算として提案をしたということでございますので、その部分については間違っていないのではないかというふうに思っています。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 ただいまの答弁は、間違っていないのではと、幾らか疑問になるのですが、これはしっかりとした考えの中で、来年度1年間の予算でございます。71億予算でございます。先ほど小島議員が申されましたように、前年度は85億ちょっとですよ。今回は庁舎がなくて71億です。ちょっと引き算が違うのです。私も小島議員と同じように、まずもって歳出を決めて、71億の歳出を決めて、歳入が後から追っかけていると。それで、歳出に合わせるために収入を多く盛っているのではないかと。たばこ税にしても町税にしても、みんなすべてプラスになっているのです。交付税にしても、地方交付税も4,000万多いですよ。全部プラスになっているのです。

そうしますと、今度は普通の町長であれば、収入は必ず控え目に抑えるのです。そうすると、9月の決算になってくると、その余った金を財調なりなんなり崩したやつを入れていたような感じがするのです。今回は収入を大きく見て、だから収入欠損ではないけれども、収入が思ったより減るかもわかりません。それで支出に合わせている。それでも足りないから財調を崩したと。だから、収入があって、収入があるのですよ、これは町税でも何でも、たばこ税でも全部ふえているのですから。ふえているにもかかわらず、財政調整基金の6条1項の収入なりなんなり著しく減った場合は、等というのもそうですけれども、みんな収入がふえているのに、何で大変なのですかね。私は支出を抑えるのが一番いいかなと思っているのですけれども。しっかりと責任を持った中で、町民からそういった監査請求等が出た場合において、町長はしっかりと責任を持っていただきたいと思っています。

話がまたぱっと変わりますけれども、運営についての2問目に移ります。前回の12月の定例議会の延長になります。裁判です。きょうは傍聴の方もおりますし、私時間もたっぷりいただいておりますので、初めからしっかりとうそではない本当の話を私なりに説明を申し上げます。傍聴の中にも前議長の方もおられるようでございますが、前議長のときに本会議の中で119万7,000円の領収書、請求書を掲げて、それで前議長が制止をして、全協でやりなさいと制止をし、その119万7,000円の関係について1人の議員が辞職勧告を提出したわけです。私は議会運営委員として、書類が整っているからいいのではないかと、書類が整っていなければ議長はそれを受理するわけにいかないのです。受理した場合、議員がやった場合賛成者がいれば、それは受理するのが当たり前なのです。そして、そのときの議長が賛成ですか、反対ですか、挙手願いますと。当然のことで両手を挙げるわけにいかないですから、両方に。賛成か反対か意思表示するのが議員のこれ仕事です。その結果、辞職勧告は否決をされたのです。そうしたら、これは自分で言ったか言わないか知らないけれども、私みたいな立派な議員、最高点で受かった議員だと、そう思ったのかなと、間違っていたら悪いです。その男を辞職勧告に賛成するなんてとんでもないやろうだと、あなたは道義的責任があるだろうと、今でも言っているのですよね、あなたは。

だから、おれはあなた方から600万いただきたいと。ここの議場の場であったことを、今度は司法の場へ持っていつているのです。これは議場であったことなのですよ、これは。この議会の議場であったことを司法の場へ持っていつているのです、裁判所へ。そして、みんなしてわあわあ、わあわあ言って、それも仲間の議員が、そんなことはやめろよとみんなが言っていたのだよ。おれは聞かないと、訴えてやるのだと、銭もらうのだと。我々議員は守られているのです、議場の場での発言は。それはばかだ、ちよんだとおかしなことを言ってはまずいですよ。これは賛成か反対かとするのは当たり前ですよ。それを賛成して、小倉議員は、書類が整っているからいいのではないかとそう言ったと。100万円よこせ、600万円よこせと。だれがやりますか、そんなことで。それはまだいいのですよ。だから、あなたが町長になって自分の考えが通らなければ、みんな議員をこんな

議場の場で言ったからと訴えるのですか。幾らでも受けて立ちますよ。

私は前回のときも、あなたに裁判で負ければ、一日たりとも議員をやっていません。私は、あなたに訴えられて、この議場でやったことを司法の場へ持っていかれて、もし負けたとすれば、裁判所が小倉議員よと、あなたが悪いと言え、その時点で私はあなたに100万円払う前に、まずもって責任持って議員を辞職しますと言ったでしょう、12月は。そのときの一般質問から幾日もたたない間ですよ。

12月26日、ここからは新しい話になります。26日には、10時30分に放棄と、裁判放棄ということで私のほうの弁護士から来ているのです、通知が。それで27日に、議会の最終日、皆さんと全協を開いて、町長、放棄というのはどういうことなのかと、おれは何も知らないのだと、弁護士が勝手にやったのだと、何かおかしいと思うのです。では、私が弁護士に電話して聞くから、議長待ってくれないかと。弁護士に電話したら、今裁判中で法廷内に入っているから電話に出られないと、そういう話だったのですね。なぜ依頼者に断らないで弁護士が放棄してしまうのですか。やはり幾ら立派な弁護士かも知らないけれども、依頼者の考えなり聞いてから放棄するのですよ。後で聞きましたら、27日にそうやってあなた言っているのですよ。26日の前日に、町長の奥さんは裁判所へ出ているのですってね。知らないわけがないですよ。

そういった考えの中で、町長、町を引っ張っていく、町に責任を持つ町長であれば、もうちょっとしっかりとした考えの中で正しいことを、口から先で、我々議員がマイナーだからごまかそうなんて思わないでいただきたい。放棄について答弁お願いします。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

まず、前段から申し上げますが、たしか17年の9月の定例議会だったと思います。その議会の中の前に議会運営委員会が開かれまして、私もその委員の一員であったわけですが、前議長の方に私の辞職勧告決議案が出されました。その辞職勧告決議案について、今小倉議員が言われるように、書類がそろっているからいいではないかということで本会議に上程され、本会議では善良なといいますか理解ある議員さんのご判断で否決をいただきました。そのときに、出されたときに私は前の議長に、「議長さん、これはどういうことなのでしょう」ということをお聞きしました。そうしましたら、議長が「金子議員、これは出すことに意義があるようですよ」ということをお伺いしました。私は、本会議の中で119万7,000円の請求書なるものを示して質問をしていたそのことが、業者と癒着をしているからその請求書を持っているのだと、議員たる者が請求書を持っていること自体が癒着なのですと、理由の一つがそれです。もう一つは、議会に与えられた調査権の越権行為をしているということ。この2つの理由が大きな、私のこれでいいのかなという思いです。

私は、なぜそのような辞職勧告決議案を出されなければならないのかなという思いが今でもあります。議員として、ましてやその請求書については、そのときの言葉が足らなかったかもしれませ

んけれども、ある議員が業者からファクシミリで送っていただいて、そのコピーをいただいて私は質問したもののなのです。なぜ出す前に事実調査をしなかったのかということです、私に。ですから、そのような状況を出してくると、どうしてそういうことになるのだろうかということが私には理解はできないし、なぜそういう形で私を辞職勧告までしなければならぬのかということは、今でもその疑念は払拭できていません。

そこで私は、17年の10月の26日だったと思います。

○横山英雄議長 町長、質問の答えを。

○金子正一町長 そのことについて経過をお話ししませんと、傍聴の方もおられますので、一方的な質問だけの内容ですと誤解がありますので、議長、発言を許していただきたいと思うのですが。

10月の26日のときにそのような訴えを前橋地方裁判所の太田支部のほうへ出しました。私は、お金が欲しいとかそういう問題ではありません。前のときも名誉回復のための請求もあるよというふうな言われ方をしましたけれども、精神的な苦痛を、これは弁護士の方からの指導でしたが、精神的な苦痛をお金に見積もるということでないと、その訴えはできないのですよということがあったものですから、そのような形で訴状を出したということですが、名誉の回復をするということ、小倉議員は議場の中で話し合われたことだからということをおっしゃられますけれども、それはそうかもしれません。憲法51条の中でも、国会議員について院内で発言したこと等については、院外ではその責任は問われないというようなことがあるようですけれども、果たして地方議会の中でそれが適用されるのかどうかということは、学者の中では判断が分かれているところのようでありまして、私は少なくともそのような考え方に立って、司法の場でということになったわけです。

さて、後段のことになりますけれども、12月の26日の日に公判が行われたことは承知しております。私は立場がこういう立場になったものですから、あわせて議会中でしたから、出席はできませんでしたが、それまでの間はすべて出席をして、傍聴や裁判に出席しております。26日の日のやりとりといいますか、私の代理人と6人の方の代理人のやりとりについては、私は同じ議員という立場から多くの町民の方に支持を受けて、町の責任者という立場ということを考えて上で、取り下げを代理人にお願いしました。この訴訟についての取り下げをお願いしたいということで取り下げをお願いしました。12月の26日ですけれども、私の代理人のほうから取り下げをということで裁判官に申し上げた。それに対して6人の代理人の方からは、同意ができないというような話のようだったです。ようだったですというのは、私が出席していないので、そういう言い方になるのですけれども。そうしましたら、裁判官が、それでは放棄ということではどうでしょうかということがあったようです。それに私の代理人が同意をしたということです。

これは、私は6人の代理人の方にも電話をしました。私が自分の代理人だけの話で行き違いがあってはいけないということでしたから、6人の代理人の方にも電話をいたしました。今申し上げたような状況ですということですから、放棄ということについてはその裁判について全く0になっ

たと、ないと同じというような解釈のようですけれども。その放棄ということについて、12月の27日だったと思いますが、私が知らないということを行ったというご指摘ですけれども、これは私も事実その放棄ということはどういうことなのだろうかということにはわかりませんでした。ですから、そのことについて私の代理人に電話をしたという経過はあります。しかし、そのときには法廷に出席をされていて不在でしたので、そのときはわからないまま全協の中でも過ぎたということの経過です。したがって、その放棄ということについての問題ということで今ご指摘を受けたわけですが、そのような状況で今推移していると、そういうことであります。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 今の答弁だと、27日は全員の議員が聞いていたのですよ。私は放棄は知りませんと、本当に知らなかったのですかね。私どもは、この2年3カ月、費用もかかっています。あなたは勝手に原因をつくっておいて、勝手に議場から離れて司法の場へ持って行って、我々に金を使わせておいて、放棄と。私は負ければ議員をやめると、お金を払いますと、あなたに言っているのですよ。それで、1月には判決が出るのだと、私は覚悟していましたよ。それはそうでしょう。私は被告ですから、あなた原告です。負ければそれなりの覚悟というのが私は必要ですよ。議員なんかとてもやっていますよ。すぐにでもやめると私は言っているのです。それで1月に判決が出そうかなと、出るよと。神谷、今は群馬県の弁護士会長ですけれども、会長から言われたのですよ、弁護士から。わかりましたと。

やはり辞職勧告というものは、議員から出されて、さっき話しましたが書類が整っているからいいのではないかとということになったと、議会にかけられたと言いますが、これは議長が受理したから、私が受理したのではない、議会運営委員会はどこにその部分をかけるかだけなのです。議会運営委員会で議案をつくるわけにいかないのです。いいか悪いかということではないのです。議長が決定をしているわけなのですよ、時の議長が。それで議案になってきたのです。それをどこにかけるかと。書類を見たら整っていると、それでいいのではないですか。それで否決になった。否決になったら、やはり自分も幾らかこういう面で疑われたかなと思って反省すべきですよ。その反省もしないで、否決になったのですよ。みんなが、そこまでやる必要ないのではないかと。だけれども、やっていることは合っていると思うから手を挙げたわけだよ、僕は。そうしたら訴えられて100万よこせ、600万よこせと言われているわけだけれども。ほかの人は、かわいそうだし、まあいいのではないかと、辞職勧告というのはと。それで、否決になったわけですよ、みんなの温情かもしれませんよ。

そのときに、法的なあれはないのですから、否決になったということは、あなたの名誉は保たれたのですよ、議場では。にもかかわらず、議場であったことを司法の場へ持って行って。だから、それが通用するのであれば、議会で話して、おれが言ったことが通らないから、おれは司法の場へ持って行くのだと、銭がうんとあればですよ。おかげさまで、6人で何百万もかかっていない

ですけれども、何百万とかかりましたよ。訴えておいて、ぱっと抜けてしまって、放棄してしまって、おれは知らなかったと。金だけ払っているだけです。被告の議員が役場の金を使って温泉旅行なんていうピラを邑楽町に出されて、じっとこっちは耐えていたのですよ。私が向かったのは、ただ1つ、4月の町会議員の選挙のときですよ。あなたの家の前で街頭演説を私打ちましたよ。あれ1回だけです、公に向かったのは。

だから、白黒はつきりつけて、私が負ければ私はやめますと、あなたが負ければ謝っていただきたいと私は思っていたのですよ。裁判で白黒つけるのが一番よかったのです。私は覚悟して、自分の腹を切ると言っているのに、あなたは口先だけでごまかそう、ごまかそうとするだけではないですか。やはり自分が辞職勧告出されて悔しかったというのはわかりますよ。だけれども、議場の場であったあなたの無念は晴れたわけなのです、否決されて。にもかかわらず、今度は金を出せ、金よこせ、おれの名誉侵害だと。議場から司法の場へ行くというのは、いかがしたものかなと。今後何かあって、町長は自分の考えが通らなければ、いつでも議場であったことを司法の場へ持っていくかどうか、お聞かせ願いたい。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 先ほども申し上げましたけれども、事実としてあったかなかったかということが大きな視点になるだろうと思うのですが、その事実の調査も議会の中でしなかったと思うのです。そういうことがあったのかどうかということも調査もしないで、きのうの修正動議のときにも出たようですけれども、性急にあたかも私個人が業者と癒着をしているような理由ですよ。その理由が、もっとあえて言うならば、119万7,000円の領収書があるのです、これに対して庁舎建設室長にこういうことがあるのだけれども、議員の皆さんにコピーして配ったらどうですかということも全協の中で私は言った経緯があります。しかし、町は出さなかったのです。

ですから、何でこの119万7,000円の請求書が来ているのですかということの質疑を行ったということです。それに対して私が本会議で、これは庁舎問題特別委員会だったと思いますけれども、こういうコピーが来ているのです、ファクシミリで送ってもらったのですと、言葉が足らなかったというのはそこなのですけれども、送ってもらったのはコピーでいただきましたということをつけ加えればよかったかもしれませんが、たったそれだけです。

それで、私は議会に与えられた調査権を行使した、そういう気持ちは毛頭ありません。議員であれば、小倉議員が指摘するように、町執行部の仕事についてチェック機能を果たすというのは、議員のやっぱり仕事だと思います。それを調査権という権を使って越権行為をしたという理由なのです。当然自治法の中で百条委員会なり、議会で議決をされて調査をするということになれば調査権が付与される、承知しています。そういうことに対して、調査権を使った大きく逸脱した越権行為ということです。

なぜ辞職勧告を出さなければならなかったのかというのは、今原因をつくっていてという話があ

りましたけれども、それは先ほどの財調の等の解釈の違いということとイコールになるかどうかわかりませんが、まず原因をつくったということは、否決をされたとは言ってもそういう事実関係をきちっと調べた上で、これは結果としてこうではなかったかということを経済の中で調べていただければ、そういった疑いというか、それは払拭されたのではないかと私は思うのですが、そのような状況があった中で今言われたようなこの法廷ということにもなったわけですが、それは小倉議員の立場からすれば、小倉議員の思いもわかりますけれども、私もそのような9月の26日だったと思いますけれども、定例議会で辞職勧告が出されて否決はされましたけれども、その日から一日たりとも、なぜそういうことを出されなければならなかったのか、なぜ調査をしないでそういうことまでやるのかなというのは、今でも一日たりとも忘れたことはありません。

私は議会の中で、確かに12月の26日だったと思いますが、幾らそういうことがあったとしても、出したということの道義的責任は残るのではないのでしょうかということも申し上げました。ですから、先ほど申し上げましたけれども、私は12月の2日に多くの町民の皆さんのご支持を得て、こういう立場になりました。このまま引き続いてやっていくのはどうなのかなということの判断の上に立って、取り下げの申請をしたということです。

そういうことの私自身の思いもありますし、考え方で12月の26日の日にこの裁判が終わったということになるのですが、その後多くの議員の皆さんから12月の26日のときにも、そういうことを原告、被告とやっていてどうなのだろうかということの質問もたしかあったと思いますが、私はそういった過去はあったけれども、これからはぜひ議員の皆さんにご協力をいただいて町づくりに邁進したいということをお願いしたかと思うのですが、私の思いというのはそういうことで、終わります。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 今の中で財調と出てきましたけれども、財調基金の6億6,200万の関係につきましては、私はいいの悪いのではなくて、地方自治法の241条に違反しているか、それとも邑楽町例規集の邑楽町財調基金条例の中の6条の1項に違反しているのではなかろうかと。違反しているものを今回こういうわけで議員審査してくださいと出すのは違っているのではないかと、初めから言っているのです。私は何が違っているというのではなくて、法律に違反していなければいいのだけれどもと。きのうは、私どもが甘かったと、私は知らなかったと、総務課長と2人が答弁したでしょう、一生懸命、容易ではない顔をして。それを私は財調を言っただけ。だから、それが241条なり、地方自治法なり、邑楽町条例には違反していないと、それを胸を張って言わなければ、おかしいでしょうと言っているだけです。違反だか違反ではないかわからない予算書を審議してくださいというのは、まずいいのではないですか、町長と言っているだけなのです。

しかしながら、裁判はまた別。そうでしょう。あなたは裁判は終わったと言いますが、私は終わっておりません。私もそれなりに被告とされ、それだけ傷ついて、あなたの奥様は、あなた

は私どもを訴えておいて電話も出られない、買い物も行けないということですが、あなたは原告です。私は被告です、私の家は。私の女房なり家族が被告になったので、買い物にも行けないというのならわかりますよ。訴えておいて買い物にも行けないということはないと、私は思うのです。私どもの家では、被告になったのは、この前も言いましたけれども、私1人なのです。議員は議会の中で、先ほども申しましたように、議長が賛成か反対かと言えば手を挙げるのです。賛成か反対かと両方に手を挙げるばかりはないのです。昔の議員はいたらしいですけれども、それで賛成と手を挙げたと。おれは悔しいと、おれをばかにしたのだと、おれは裁判をやって、このぬれぎぬを晴らすと、この悔しさを晴らすのだと。それで司法へ持っていったのですから、放棄というようなひきょうな手は使わないで、あと1カ月待てばちゃんと決着がついたのです。

前の町を訴えた裁判もそうでした。今同じ弁護士になっていると思うのですが、町を訴え、3つが取り下げ、1つが敗訴。町は税金を三百数十万損していますよ。損しているというか、それに使っていますよ。皆さんの血税をそこへ持っていつているのですよ。それで、負けそうになったから取り下げってしまうわけです。それでは、町の税金を払っている人たちの身になってみてくださいよ。しかしながら、我々は個人的にあなたに訴えられたから、私もない金を一生懸命使って弁護士にも払いましたよ。払いました。何にも残りません。

あなたは勝手に訴えて、勝手に自分が負けそうになったから、腹を見せないうちに、さっさと放棄ですよ。私どもは銭を払っただけ。ですから、町民の中にも、おまえ民事なのだから、訴え返せと。訴え返さなければおまえ、小倉は腰抜けだと、そこまで住民に私は言われているのですよ。仲間の議員からは、五、六万ならカンパするから、町長を訴え返せと、そこまで私は言われているのです。ほかの人もそうだと思いますよ。おまえら訴えられただけで、相手が放棄して逃げってしまったのだと、おとばさないのかと。自分の金みんな使って、それで終わりかと、おまえはそれでよく男だなど、何人もに私言われております。時効までは大分ありますので、それは十分今回の定例会が終わった後、相談をして、考えさせていただきます。

2問目に入らせていただきます。2問目は町民との約束。いろいろありましたね、選挙のとき。今回の予算書を見ますと、違反している予算書だか違反していない予算書かわからないのですけれども、その予算書を見ますと、ゴロピカリ、群馬県の奨励品種、地産地消、農家が250町ゴロピカリをつくって、全く農家をやっていない方に1俵1万8,000円で、上がったたり下がったりしていますけれども、金子町政は1万8,000円で食べていただくと。そういった話の中で250町歩のゴロピカリ。ところが、今ゴロピカリは、県の奨励品種ではあるけれども、余り評判がよくないと。

この前長柄農協かどこかで、そういった農家の経営者とかそういったのが集まったときに、相場係長ですか、産業振興課の係長とあなたが行って、このゴロピカリは断念せざるを得ないと言ったらしいですけれども、やはり自分の公約でできなかったのなら、それをできと思っている農家、百姓もいるのですよ、私もそうですが。ゴロピカリを1万8,000円で買ってくれるのであれば、私

は種もみを買いますと言ったでしょう。1万600円か800円です、私の米は。2町ちょっとつくって
いますけれども。おとし乾燥機が壊れてしまって、取りかえたら130万かったと言ったでしょ
う。もう百姓は米が安くて、肥料代、薬代、手間、機械代、全部差っ引けば赤字ですよ。悲鳴を上
げていますよ、私は。議会の報酬のほうがよっぽど高いですよ。それをゴロピカリ250町歩つくれ
ばと、今回の予算書の中入っていないでしょう。

やはり4年間の4分の1の中で実施するというのであれば、やはり起点があって終点があるの
ですよ。そうすると、もう考えなければならぬと思うのですよ。できないのならできないで、そ
ういった一部のところで言うのではなくて、本当にあなたを信じて入れた人がいるわけですよ、有
権者が。その人の前で、大阪府の府知事ではないけれども、この公約はできませんというふうにし
なければ、あなたをずっと楽しみに待っている方もいらっしゃるのです、町の有権者は。ゴロピカ
リはだめですよと言わなければ、ゴロピカリ250町つくってくれと言ったって、鶉新田は小倉議員
のそばだ、気に入らないからあそこはだめだとか、邑楽町は七、八百あるでしょう、田んぼは、陸
田もまぜて。250町のゴロピカリというのは、どこかなと思ってずっと考えていたのです。うちの
ほうでも、小倉議員、1万8,000円でゴロピカリを買ってくれと言っただけけれども、どうだんべ
と来たのですよ。私にはわからないと言ったけれども。だけれども、私も4月の選挙のときには、
百姓は血の出る思いでやっているのだと、何十町もつくっている人は麦をつくって、農協へ下げに
行ったら、20万きりなかったよというのだよ、小麦代が。ちっとも合わないのだと。元肉屋だっ
たのですけれども。だったら、魚取りでもやっているほうがいいのだと、そのぐらい百姓は追い込ま
れているのです。

だから、私は4月の選挙は、10円でも20円でも、米なり麦なりが上がるように、末端議員で力
はないけれども、衆議院の先生やら、県会議員の先生と行き会ったときには、ひとつ何とか百姓を幾
らか底上げしてくださいと、百姓の経営が幾らかでもよくなるようにとお願いして回りますと。私
は行き会うごとに、10円でも100円でもいいよと、お願いしているのです。町長はそうではないで
すよ。1万8,000円になりますよと、ゴロピカリ250町つくってくださいと、軽く約束しているの
ですよ。町長はしていないと言っかもわからないけれども、長柄農協で私は聞いているのですよ、3
人で。ゴロピカリ250町。だから、できなければできないように、本当に農家の正直な人に、はっ
きりと、こういうわけだというので、でないと言付は間近なのですから、どうですか町長。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 議員の理解が大きく飛躍しているようなところも私ほうかえるのですが、町長選
のときに長柄農協のところにあります施設で、多くの有権者の方が来たときに、町長選の公約とい
いますか、の中で米プロジェクトを立ち上げて、地産地消を図りたいということで訴えたことはあ
ります。その中で、私は例えばという話をしたかと思うのですが、今農家の米の生産60キロ当たり
1万800円か1万1,000円ぐらいでしょうという話をしたと思います。その邑楽町で生産された、あ

えてその群馬県の奨励品種だったものですから、ゴロピカリということは申し上げました。

その邑楽町で生産された米が、邑楽町は2万8,000人の町民の方がいらっしゃいますと。そのうち2万人の方が年間約60キロぐらい、1俵ですね、1俵の米を消費するとすれば2万俵。その2万俵を生産するには、たしか10アール当たり8俵という言い方をしたかと思うのですが、そうするとその250ヘクタールほど農地が必要になるという説明はしました。しかし、これは1万8,000円というお話が出ましたが、1万8,000円は、例えばという話でした記憶があるのですが、1万1,000円で農家の方が販売する。それを1万8,000円ほどで消費者の方に使っていただくということになれば、差額が6,000円なり7,000円ありますと。その差額を、いろいろな経費がかかるでしょうと。経費がかかった残りが出れば、農業振興か何かの資金で使えたらどうなのではないかという訴えを、そのように訴えをしたと思っています。

ですから、1万8,000円で農家の方が売れるというような私には聞き取れたのですが、そういうことでなくして、農家の、これは農家だけではありません。商業の方もそうだと思いますし、工業の方もそうだと思うのです。しかし、そのときは農家の方のお話で、邑楽町で生産された米だけに限りません。農産物が町内の方に一人でも多く利用していただけるような振興策はないか、すなわち地産地消ということで進めることはできないか、地域のブランド化が図れないかという話はしたかと思っています。それを農家の方のほうに振興して、これは行政だけでは到底できませんから、関係する団体との協力もなければできませんけれども、そのようなことで農業振興が図れたらどうなのだろうかと、そういう思いでその選挙戦のときにはお話をした経過はあります。

したがって、1万8,000円で農家の方が売れるとかそういうことではありませんので、例えばそういう計算の中でではそういう話はいたしましたけれども、ではいかに、農業振興を図っていくのにはどうしたらいいだろうかという思いから、町民の方に訴えた。そういうことでございますので、ぜひ、小倉議員のご質問は飛躍をしているというふうに私はあえて申し上げましたが、そういうふうに受けとめたかもしれませんけれども、私が訴えたのは今申し上げたようなことで、ですからこれからもぜひ予算の中には、微々たる金額でありますけれども、そういった地産地消が図れるような応援を行政としてもやっていければと、そういう思いで訴えてきたということです。

以上です。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 私は、あなたと約束をしたわけではございません。農家の人に、本当に正直な農家の人たちに、あなたは約束をしているのです。口の先と机の上で米がとれるのなら、私はいいと思いますよ。一番困るのはあなたの部下、課長方々、職員の方々は困るでしょう。私はちっとも困りません。だから、今回も、あなたが町民の方としっかりと約束したことを守っていただくために、動議が通ったのです。これは、私どもがこうせよ、あせよではなくて、あなたが大切な町民の方と約束をして、しっかりとしたきずなをつくっていただくために、守っていただくために、

議員があなたのことを考え、私はあなたのことを考えて今回動議を出した、それが通ったと。修正動議が通ったということは、あなたのためを思って町を考えてやったことです。新聞はおかしなことを書いていた人もいましたけれども、しかしながら米問題にしても、農家は本当に年をとった人たちがはいつくばってやっているのです。机の上で米がとれているのではないですよ。泥の中に入って、6月になればはなめどまで真っ黒になって、七、八十の人がやっているのですよ。そういう思いをした米を、1円でも10円でも高く買ってもらいたいというのは当たり前でしょう、農家からすれば。それを机の上だとか、言葉上でごまかして、正直な農家が納得しますか。気の毒でしょう、農家が。

私が飛躍した意見だ、飛躍した意見ではないです。私はあなたのそのゴロピカリ250町歩というのを聞いたときから信用していませんから、農協だったって西邑楽あれば、館林農協あれば、西邑楽だけだったらと、大泉もある千代田もあるのですよ。邑楽町だけが1万8,000円で買えるわけがないと。そして税金を納めているのはみんな勤労者だ、勤労者だとかいろいろ工場、商業、そういう人たちがみんな税金を納めて、今の邑楽町の税内容を見ると。そういう人たちに、税金を納めてください、あと米は高いのを買って、邑楽町の米は、私のつくった米は、決してうまきはございませぬ。まずくて高い米を食ってくれと、なかなか私の場合は言えない。まずい米ぐらいしかないと思うのですけれども。だけれども、つくるには、私は今58ですけれども、周りを見れば70だ、80だという人が、田んぼの中に入って泥だらけになって、はいつくばって百姓をやっているのですよ、もうからない百姓を。そのときにニンジンをぶら下げたように、1万8,000円でどうだんべと。何かうちの区長が行ったら、1万4,000円だなんて言っていたぞ小倉君なんて言って来たのです。町長は1万8,000円から1万4,000円になったのかと、私は区長に言ったけれども、そのぐらい百姓は追い込まれてニンジンぶら下げられて、本当に気の毒ですよ。

だから、自分でできることはしっかりと、本当の話を農家の人に私は伝えなければならないと思うのです。口先だけ、机の上だけで米がとれるのならいいですよ。米は机の上ではとれません。困っているからと言っても、そういった中で農家のことを考えれば、これはこういうことで選挙のときはこうだったけれども、こうですよと。大阪府知事ではないけれども、素直に話をしてやるのが、私はもうからない百姓をやっている高齢者の農家の方に、これ一番親切な行政だと思いますよ。町長が、おれはそんなこと言っていない、おれはこうだと言っていると、困るのは役場の職員ではないですか、一生懸命事業をやろうとしている。

農家のことはそれぐらいにいたしますが、先ほど話が出ましたけれども、文化ホール、これもそうですね。文化ホールにしても、それから鶉の区画整理、1期4年のうちに仕上げると。それから19号線、カムのそばですね、都市街路。あそこはすぐできるというような考えの中で町民が大分いるわけですよ。グラウンドゴルフ場、ゲートボール場。あと、あなたは、1カ月に1回町長室を開放して、住民の方々の意見を聞いて予算に生かしたいと、町運営に生かしたいと。一回でも町長

室なんて行った人がいますか。やはりそういった事業は、さっき言った文化ホールみたいなものは計画して、基礎調査して、設計を出して、それから入札して実施しなければならないのですよ。だけれども町長室は、余りきれいな町長室ではないけれどもありますが、あそこを開放するというのなら月に1度開放して、今回の違反だか違反ではないかわからないような予算書をつくるのに生かしたらいかがですか。町民の人も、あなたが町長になったら、こういうことをやってもらいたい、ああいうことをやってもらいたいと、一生懸命町長のそばへ行こうと思っていた人も、行けないではないですか、あなたが約束を守らないのでは。事業と違って、自分が置かれているその場所を自分で開放すると言ったのだから、せめてそのぐらいは守らなければしょうがないでしょう。

傍聴人の方が大分いますけれども、私が無理なことを言っているとおりなら、私は後で幾らでも批判を受けましょう。私は、いつでも議員としての責任を持つつもりはございますので。だから言ったことは、町長室の開放ぐらいはできるでしょう、6つの約束全部しろというのではないのだから。1カ月に1度町長室開放して、今回も来年度の当初予算、4月から3月までの予算を立てるのに、町をこうしたい、町の人がこうしてもらいたいと言ったことをちゃんと、私は聞きますよと町民に約束したのですから。それを勝手に予算をつくって、町民の意見も取り入れないで勝手に、いい予算をつくったのだから知らないけれども、それが法違反になるかならないかわからないでつくったというのだから困ってしまうけれども、私も。だから、そういったことを私は守っていただきたい。

この文化ホールだってそうでしょう。先ほども言った方がいましたけれども。これは本当に、邑楽町文化ホール並びに展示場設置推進委員会会長、だれのだれべえ、会員一同。久保田町長は、基金でつくるのだから何年もかかると。金子町議は、こう言っているのですね、先ほど言ったように。私たち大勢の前で、町長になれば1期目に建てたいと言われましたと。私たちは、他町並みの文化ホール並びに展示場を邑楽町にぜひ建ててもらいたいと。だから、あなたは1期でできると言った。やはりあなた様を信用し、期待をし、お願いをし、いつ文化ホールができるのかなと、金子町長が誕生したのだと。ああ、あそこのきれいな場所でカラオケが歌えるなど、みんな高齢者の方らしいですね。それが道筋をつくりますと、どんな道なのだから私にもわかりませんが、全くやる気がない。それではここまで書いて、この人たちがですよ、あなたのために一生懸命頑張って、それで道筋をつくりましよう。それでは気の毒ではないですか、この方々が。

私はあなたと約束はしませんので、何らショックはないです。しかしながら、あなた様を信用して一生懸命自分でここまで書いて、どうか皆さん金子町長をお願いしますと言った人は、気の毒ですね。どう思いますか。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 約束の中身が大変ありますけれども、特に議員が強調された点についてですけれども、文化ホールの関係については、前の質問者にお答えをしておりますので、そのような考え方で

これから検討し、努力をしていくということです。

それから、町長室の開放についてですが、過去私が就任をしてから2回ほど小倉議員のほうから、いつ開放するのだというようなお尋ねがあったかと思うのですが、2回ほどだったと思うのですが、この町長室の開放については、今の庁舎の中でということもありますけれども、新しく庁舎が移転をした後、これは町民の皆さんにお知らせをして、月1回ということになるか、その時間はどうかですけれども、それはやっていきたいと思っています。

それをやっていく上では、平日ではちょっと不可能かと思しますので、土曜日かあるいは日曜日になるかは知れませんが、まだそこまで詰めてはおりません。一度に来ていただきますととても収拾とれませんから、事前に申し込みをしていただく中で、時間を区切って、それで計画をしたいという考え方でおりますので、今の庁舎でもぜひ私自身がいれば、電話等いただければいつでも町政のこと、あるいはいろんなことについてはお受けはしたいと思っていますので、ただ部屋が狭いものですから、多くの方が来るとなかなか対応できない部分がありますし、私自身がいないときが多いものですから、先ほど申し上げたように土曜か日曜がいいのかなと、そんな考え方で、それも新しい庁舎になってからのほうがいいのかというふうに考えておりますので、これらの約束については、就任してわずかであります。ぜひ実現に向けて努力しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 やる気があれば、町長室開放なんていうのはすぐできる。約束は予算に反映すると。これからやると言うのだから、やっていただけると思うのですけれども、公約は破るためにあるなんてとぼけたことを言った議員がいましたけれども、公約は私は絶対に守るためにあると思っています。町民の方との約束の中で動いているわけでございますので、そうですよね、町長。あなたが公約を守らなければ、これは議会でいいことであれば守っていただくと。きのうの修正動議も、あなたの公約を守っていく、町民とのかたい約束を私ども議員が時間を費やして、あなたのために動議を出したのです。何か新聞では、大分私は誤解されているようでございます。初めてあなたの公約が守られたのです、きのうは記念すべき日ですよ。よかったです。

これからも幾つも出しておる町民との約束を守らなければ、町民からそういった意見があったときには、議員はそれなりの姿勢や疑問をただす中で、こうしたほうがいいのかという事で、動議もこれから出ましよう。ですから、幾つも約束しているものを、金子町長あなたは一一つ守っていかなければならないのです、4年間のうちに。文化ホールは、使う人が少ないとか多いとかの問題ではなくて、年配の方はお願いしているのですよ、もう。だから、早くしないと。道筋をつけたのでは困るでしょう、その方は。怒っていますよ、それは。私は話をしたことはないけれども。

だから、そういった町民の言葉、考え方に合わせて、自分が言ったことを4年間のうちで一つ一

つやっぴいかななくてはならないではないですか。そうすれば、この予算に盛り込まなければ、4年ですから1期4年、4分の1ですから、もう当初から道筋なんていうのではできませんよ。当初から検討を重ねなければ、あなたの約束というのは口先だけ、デスク上だけになってしまいますよ。それでは気の毒でしょう、これみんな。

だから、私は、きょうの新聞では大分いろんなことを考える人がいるなと思いましたけれども、全く考えておりません。金子町長を中心に一生懸命私は応援していきたいなというような考えの中で、あなたの公約をまずもって1つ守っていただいたと、感謝をしているのです、町民に成りかわって。

それから、最後になります。町民の声。私の場合よく手紙が来るのです。こういうことです。ちょっと時間がまだ大分ありますから、読ませていただきますが、よく聞いていてください。

私は、邑楽町民の一人ですが、下記について疑問がありますので、3月定例会において町長の考えをただしていただければ幸いです。金子町長は、町長選挙の立候補に臨み、みずから町民と6つの約束をなされました。この約束の中、町民との直接対話の機会を持ち、予算編成に町民の意見を反映させますと約束されました。そこで、平成20年度当初予算は、金子町政が初めて編成する予算であり、何らかのコメントが町から町民にあるものと期待をしていました。しかしながら、何の音さたもないので、私は疑問に思い、次のような手紙を町長に啓上いたしました。

前略、平成19年12月2日に執行された邑楽町町長選挙においてめでたく当選なされ、まことにご同慶に存じます。さて、この町長選挙が執行される以前の9月16日に、私の家の新聞受けに別紙のチラシが投函されておりました。これはあなた様が町長になった場合の町民と6つの約束が掲げられております。私は、この中の1、月1回直接対話の機会を持ちます、2、予算編成に町民の意見を反映させますという町民の声を大切に施政方針に深い感銘を受けました。そこで、平成20年度の予算について金子町長による予算編成が行われるものと存じますが、上記のような町民との約束はいつ果たされるのでしょうか。時期的に予算編成が行われると思われまますので、早急にその期日をお知らせください。草々。平成20年1月、町長、金子正一様と手紙をしたため、送付いたしました。

私にも予算編成に際し、町長にぜひ取り上げていただきたい要望がありました。しかし、私が失念したのかその機会を失ってしまいました。そこで町長に伺いますが、予算に町民の声を反映させるための直接対話をいつ実施されますか。また、予算編成に町民の声を反映させますと約束されましたが、約束のとおり実行された結果、一般会計、特別会計の全般の中でどの部分に町民の声を反映されたのか、説明を願います。町長が予算編成に際し、町民との直接対話の機会を持つことを実行されなかったことが判明した場合の再質問でございますが、町長は町長選挙に臨み、みずから町民と約束されております。町長の言う予算編成に町民の意見を反映させますという約束はどうなったのでしょうか。

長くなりますからここでやめておきますが、こういった町民もあなた様の約束、町長の言った約束を待っている方がおられるのです。ぜひそういった約束を一つ一つ守っていただきたい。そういった動きがないから、動議が出て、約束が守られたと、あなたは感謝しているでしょう、我々議員に。どうぞひとつその点について。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えをいたします。

町民の声で、今9月の16日というような日時が指定されましたが、日時はちょっと記憶で私の中にありませんが、匿名で私のところに今朗読された内容の文はいただきました。町民の皆さんの声を20年度の予算にどのように反映したかということですが、議員もご承知のとおり、予算の編成というのは今本議会で審議をしていただくということです。その前ということになりますと、当然私が町長に就任をいたしましたのは12月の19日ということです。その前にどのようになつていたかと、就任後担当に聞いた経緯はありますが、もちろん政策的な内容については、その考え方が盛られないと、当然のことだと思いますが、そのように担当から伺いました。

事実予算の編成に当たったというのは1月に入ってからということでございまして、1月の末までにその数字をまとめ上げるということで、各担当する課長からの事業内容、継続的な事業等々伺う中で、71億7,100万円の予算編成をさせてもらったということです。

それでは、町民の声をどのようにその予算に反映したかということですが、先ほどの議員にもお答えをしたと思うのですが、私は平成20年度については、教育と福祉の部分を重点に配分を考えたということです。1つには、さきの質問者にお答えしましたから、詳しく触れませんが、やっぱり安全安心な教育環境をつくり上げていくということは大切なことでありますし、前の議員もおっしゃられておりましたけれども、よい町をつくるのはよい児童生徒の育成にあるということは当然のことです。ハード事業とあわせてソフト事業について教育面についてはきめ細かな学校指導ができるように、教育長を中心として進めていただけるような教育費の配分はしたつもりです。

それから、福祉の部分についてですけれども、福祉医療の15歳までの入院等の医療費の無料化ということについても、昨日私は中学校の入院については中学校終了まで、通院については小学校卒業するまでということでご提案をいたしましたけれども、その結果、議員の方々から修正動議が出され、中学校までやるべきだということで、修正が可決されたという経過です。

当然、先ほどの財政調整基金の処分の話ではありませんけれども、町執行部、私としても全体的な町の収入支出、財政状況等を考えて、その予算書の見積もりをさせていただいたということでございます。ですから、きのうの修正動議で中学校3年間が可決されたわけですが、これについての予算費用は二千二、三百万ほどふえる計算になるかと思えます。そうしますと、財政調整基金の取り崩しがまたふえるということにはなるわけですが、そういったことを少なく考えていくというこ

とで、この健全な財政運営をしていくという見地に立って予算を組み立てたということでございますので。小倉議員は、私の公約に協力したということで、それはそれで私は議員の考え方ですから、ただ執行部としては、そういった健全財政を維持していく上での考え方に立って、そういった福祉医療も、当面20年度は小学校卒業まで、県のほうでも来年の10月ごろ通院を中学3年まで考えているというような新聞報道もありましたが、そういったときに県のほうが取り扱いますと補助金等も入ってくるわけですので、そのときまでお願いできないだろうかということも昨日答弁でしたかと思うのですが、そういった考え方もあります。いずれにいたしましても、20年度についてはそのような考え方です。

それから、先ほど鶉の区画整理の話、19号線の話も出されましたけれども、鶉区画整理事業についても対前年比では若干ということ、2,000万ほどの増額で、目標年次に向かったの区画整理ができればということで、計上させていただいたという経緯もあります。

それから、19号線それから3号線、6号線の道路の問題についても、改修工事にしても、継続的に実施をしていきたいということで、これらが町民の皆さんの声を反映しているかどうかということとは、やはり議員のほうと私のほうでどう理解されるかわかりませんが、できるだけ声を聞いた中で、これは町長選挙のときのというふうなお話を聞いた中での予算編成をしたということでもございますので、よろしくご理解をいただければと、このように思っています。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 言葉の中での答弁でございますが、もうちょっと町長、生きたような、聞いている人がわかるような、傍聴している人が納得できるように、何かだらだら、だらだらこうやっていって話が変わっていくのですね。もうちょっとさっぱりとしたほうがいいです。

私の場合は、いろいろ誤解を受けている方もおられますが、きょうここにこれだけの方が傍聴に来てくれた中には、1人や2人、小倉は筋が合っているのではないかと、そう思っている方がきょうは出てきてくれたかなと思っているのです。長く、何か口の先だけで、自分の約束を何とかごまかそうと、何か紛らわそうと、ほかへ変えようと、そういうする動きは私は決してよくない。

私はわかりやすいと思っております、自分では。大分誤解をされておりますけれども、私の場合は。しかしながら、きょうも大勢の方が大変忙しい中、邑楽町が新聞に載ったな、大変だなと、いろいろ誤解を招いている面がございます。しかしながら、きょうは大分大勢の方が傍聴に来ていただいて、邑楽町の方向というものをちゃんと見きわめている方ばかりでございます。私はありがたいなと思っているのです。そういう方々、忙しい中も邑楽町のことを心配で傍聴に来ていらっしゃるのです。そういった方々にちゃんと約束したことを守って、邑楽町はばくちはだめです、一步一步約束を守るような形の中で、町政の運営に当たっていただきたいと。私も一議員でございますので、町の執行部の疑問や姿勢をただしながら、少しでも町がよくなるように頑張っていきたいなと思っております。

議長、終わります。

○横山英雄議長 暫時休憩をします。

〔午後 2時20分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 2時36分 再開〕

◇ 本 間 恵 治 議 員

○横山英雄議長 13番、本間恵治議員。

○13番 本間恵治議員 通告に従いまして、順次発言をしていきたいと思ひます。

その前に、先ほど来小倉議員が町長に対して資質をただしてきたと思ひますけれども、これは議会の議事録にきちんと載っていることをございます。私も当時議会運営委員長の立場として、それに携わった立場としてきちんと皆様に報告しておきたいと思ひます。

当初辞職勧告が出されました。そのときは電話をしてファクシミリで送ってもらったという町長の答弁です。それは議事録にきちんと載っております。そして、最後に申し開きのときには、電話もしたこともないし、ファクスで送ってもらったこともないと、両方議事録に入っております。それはどちらかがうそをついたということになります。そして、先ほどの答弁は、また違った答弁をしております。それについては、真実は一つをございます。皆さんの判断にゆだねていきたいと思っております。それでは、発言通告に従いまして質問させていただきたいと思ひます。

まず、都市計画法についてということで質問させていただきますが、3つ関連性がございますので、それぞれのお立場の人は頭に入れておいて答弁をお願いしたいと、そういうふうと思ひます。

まず最初に、都市計画法についての位置づけについてということでお聞きしたいと思ひますけれども、邑楽町においては都市計画区域、市街化区域とそれから市街化調整区域がございます。いろいろ近隣を調べてみますと、板倉におきましては市街化区域が9.44%、明和については8.44%、千代田町については12%、大泉につきましては、突出してありまして74%が市街化区域でございます。邑楽町については12.7%という形になっております。その市街化区域について、主に都市計画法が定められていると思ひますけれども、その内容についてお聞きしたいと思ひます。担当課長、よろしくお願ひします。

○横山英雄議長 中村都市計画課長。

○中村紀雄都市計画課長 お答え申し上げます。

先ほど議員からもお答えがございましたが、邑楽町におきます都市計画につきましては、昭和52年8月31日に市街化区域と市街化調整区域に区分するための線引き、俗名線引きと言っておりますが、線引きが行われたところをございます。現在邑楽町の全体面積が3,112ヘクタールありまして、そ

のうち市街化区域が395ヘクタール、議員のおっしゃいましたとおり12.7%でございます。残りが市街化調整区域になるわけでありますが、残り面積2,717ヘクタール、率にしまして87.3%が市街化調整区域となっております。

市街化区域というのはどういうものかということになりますが、市街化区域は積極的に市街地を整備する区域でございます、既に市街地を形成している区域と。それと、当時の線引きからしますと、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域ということでございます。

一方、市街化調整区域につきましては、市街化を抑制すべき区域ということでございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 ただいま市街化区域につきましていろいろ説明していただきました。そこで、近隣ですけれども、呂楽町にも大規模指定既存集落というのがございます。いろいろ近隣を調べてみました。板倉町、明和町、千代田町については、地域が指定してあります。そして、呂楽町にもありますけれども、大泉町につきましては74%が市街化区域ということで、残りは農業振興地域というふうな扱いになるのかなというふうに思いますけれども、そこで大規模指定集落の要件につきまして担当課長からお聞きしたいと思います。

○横山英雄議長 中村都市計画課長。

○中村紀雄都市計画課長 お答え申し上げます。

大規模指定既存集落の指定の目的でございますけれども、大規模指定既存集落は都市計画法に基づきまして、県の開発許可等の基準に関する条例によりまして、県知事が市街化調整区域内におきまして日常生活圏を構成している地域を指定したものでございます。市街化調整区域は、市街化区域に比べますと多くの土地利用上の規制がございます。そのために人口の減少、高齢化などの進行が指摘されているところでございます。これらの問題に対応できる方策の一つとして制度化されているものでございます。

現在呂楽町におきますと3集落、その3集落の取り方が長柄、中野、高島という大きな取り方で、3集落というふうな位置づけをしております、全体面積が122.5ヘクタールが大規模指定既存集落の指定を受けているものでございます。大規模指定既存集落としての指定を受けた区域内の土地につきましては、建築許可要件に該当するものが土地を購入しまして、自己用の住宅などの建設を目的とした開発行為が認められるものでございます。この建築許可要件に該当するものということになりますと、幾つかあるわけでありますが、通常的に申しておりますのが当該指定集落に存する中学校区内に10年以上居住している、もしくは勤務しているということでございまして、これは過去における通算、途中居住していなくて通算したら10年たったということでも、その指定が受けられるものでございます。一般の市街化調整区域に比べますと、土地利用において規制が緩和されているものでございます。

また、指定集落内に隣接します区域外におきましても、縁辺部として半径100メートル以内の区域内、また短辺で100メートル、長さ300メートルの区域内においてそれぞれおおむね30戸以上のその区域内に住宅の密度が得られれば、区域内でなくても大規模指定既存集落としての土地利用は受けられると、こういう場所がございます。

この指定集落の許可要件の中に、これを利用する場合の方法としては、その中に農地等が存している場合につきましては農地法による転用許可、また農振農用地、俗に青地と言っておりますけれども、その区域内にある場合は農振法による除外の手續を得ることが必要となるものでございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 今事細かに説明をしていただきました。そのほかにこの許可をとるためには、そこに10年間住んでいた人または勤めていた人が呂楽町に定着するために、資産のない方のみ宅地にできる、または工場をつくったりしてそこで操業ができると、そういうふうな対応をしているわけなのですけれども、ここでいろいろ私も調べてみました。その許可をする要件といたしますか、条件といたしますか、その中にはいろいろ住民票をとったり、戸籍の付票をとって、その人が呂楽町に10年以上過去に住んでいたことがあるとか、それから戸籍謄本を抜いたり、いろんな資産がないことが要件になりますから無資産証明書をつけたり、そしてまた資金計画の証明書をつけたり、建物の平面、立面図をつけたりして申請をするわけなのですけれども、これで許可の要件はそろうわけです。

これが、例えば町から土木事務所を経由して県のほうに上がっていくのだと思うのですけれども、太田の土木事務所のほうに確認したのですけれども、そういうものが上がっていった場合に、不許可になることがありますかということでした。要件に当てはまらないものは保留ということにはなりますけれども、許可条件がそろえばすべて許可をしているという答えでございました。東部農政のほうにも確認しましたけれども、東部農政のほうも、町がいいと言えれば大体みんなそのとおりになっていますよと、町がだめだと言えればこちらもだめということになりますよというふうな返事でした。

逆を言えば、町が責任を持って許可したのですから、許可してくださいと言えれば大概許可になるそうです。難しいところの場合には、向こうが現地を確認に来るそうですけれども、町の担当のほうで何とか地元の人たちのために許可してくださいということであれば、大概許可になるのではないですかというふうな答えでした、私が聞いた限りでは。だから、地域の主体性を重要視した形の中で上層部は対応しているのかなというふうに思っておりますけれども、この大規模指定既存集落の要件に沿っていろんな申請が出ると思いますが、これから町のほうが棄却、その前に棄却するというふうな形になれば、当然上には上がらないわけです、その芽を摘んでしまうわけですから。ですから、それには農地法としてのいろんな規則とか、それから青地としてのいろんな規則を

クリアしなければ、除外というかできないのだと思いますけれども、邑楽町は特に異例なのです。過去に補助金をもらう関係か何かで、この大規模指定集落の周りは全部すべて青地で囲まれています、ほとんどが。中にも青地があるのです。不思議なものですね。これが千代田さんに聞きますと、千代田さんはそういうところは全然ないのです。大規模指定集落の周りはみんな白地ですから、全部許可になりますという答えでした。

そういうことからすると、その土地のいろんな制約の整理というのは、早急に、急がなくてはならないのではないかなと思うのですけれども、これについては東部農政のほうですか、5年に1度見直す、そういう機会を設けているということでしたから、町の対応はどうかかなということで、また後ほど聞きますけれども、そういった私の今述べた考えの中で、町長の考えはこれからどのような方向でその考えをまとめていくのか、お聞きしたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

今近隣市町の大規模集落における農業振興地域の農振法との関係が示されましたけれども、これが農振法のほうで指定をされた経過は定かではありませんけれども、隣接町でそのような考え方でされているということは、当然その町の考え方に沿っての指定だろうと思います。

それでは、これから邑楽町としてどうするかということなのですが、当然大規模集落地域、それから除外をすべきであろう青地について、5年に1度の見直しということの取り扱いもあるようです。一番近いその5年がいつごろになるかちょっと、申しわけありません、頭にありませんので、お答えできませんけれども、いずれにいたしましてもそういった見直しの状況で、いわゆる大規模集落の指定に合ったといいますか、合ったという状況があれば、その審議会の委員等の話を受けた中でそうなるでありましょうし、青地というのは、いわゆる市街化調整区域というのは、市街化を抑制するという事の中で大規模集落ということが新たに、2年ほど前に指定された地域もあるようですので、これらの他町との状況に合わせるということが、いいか悪いかはこれ別にいたしましても、そういった5年に1度の見直しがあるときに、十分その検討委員会に審議をお願いして、町としての対応を考えていければと、こんなふうに思っています。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 今都市計画法についてということでお聞きしました。

次に、それをつなげるような形になりますけれども、土地利用についてということでお聞きしていきたいと思います。町の土地利用につきましては、農地を除外するというか、そういうことに当たる邑楽町農業振興地域整備促進協議会というのがあるらしいのですけれども、その組織と役割についてお聞きしたいと思います。

○横山英雄議長 金子産業振興課長。

○金子重雄産業振興課長兼農業委員会事務局長 お答えします。

呂楽農業振興地域整備促進協議会の組織でございますが、要綱の第1条につきまして呂楽農業振興地域整備計画の策定並びに変更というふうなことで、これをその事業の実施に関する重要事項を調査審議するために、呂楽農業振興地域整備促進協議会を置くというふうなことでございます。

内容につきましてはそういうことで、組織について申し上げますと、組織については農業委員の代表者と農業協同組合、それから土地改良等の代表者、それから学識経験を有する者というふうなことで定めてございます。また、会長につきましては、副町長がこれに当たるということになってございます。ただし、副町長が不在の場合は、委員の互選によりましてということで会長を選出をして、選任になるわけでございます。委員については、先ほどありましたが、青地の除外の申請を出されますと、そのすべての案件につきまして現地を確認いたしまして、その後促進協議会を開催しまして、農業振興地域の整備に関する法律に基づきまして慎重審議を行いまして、農用地区域からの除外が認められるかどうか審議を尽くすということでございます。

以上でございます。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 ところで、1月の30日付で呂楽農業振興地域整備計画の変更についてということでの回答が、除外を出された方に発送になっております。その除外にならなかった人の理由の一つとして、当該変更により農用区域内における農用地の集団化、農作業の効率化、その他土地の農業上の効率かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められないというふうな回答が来て、棄却というか、そういうのをされた方があります。この人も、先ほど言いましたとおり、大規模指定既存集落内にある農地を除外していただくために申請したわけですけれども、いろんなほかの部分ではクリアしているにもかかわらず、町のその協議会において却下された。10年以上呂楽町に住んでいて、しかも呂楽町に住みたいと、そういう方が申請したにもかかわらず、これが通らなかった。

この大規模指定集落というのは、いろんなところにありますけれども、中野と鶉については市街化区域がありますので、ありません。主に長柄地区と高島地区なのです。高島地区は、高島小学校は大規模集落に含まれています。しかし、その周りは全部青地なのです。学校をつくって、やはり学校を中心に住宅地域をそこにふやす、そういう計画があるごとに私は学校をそこへつくったのかなというふうに思うのですけれども、その学校の近くに家ができないと、こういうのを見ると、やっぱり総合計画からしたら絶対におかしいと思いませんか。できるところはどんどんできていますけれども、そうすると高島地区はほとんど家が建てられないです。周り全部青地なのです。大規模指定集落内を除いたら、そうするともう隔離されたのと同じです。これで小学校が1教室しかないとか、どうしたらふやせるだろうというもとの、口では言っていますけれども、計画性は0ですよ。こういう町の姿勢で今後やっていかれたら、高島地区は過疎地になってしまいますよ。どこかの山のほうと同じだと思うのです。そういう部分でもうちょっと、その大規模集落の指定要件に

合っているわけですから、寛大な処置がとれないのか。

あくまでも農業振興地域の農地としてこれから守っていくのだと、そういう町の姿勢ならば姿勢らしく、もう完全にできませんよということで私は言ってもらったほうがいいと思うのです。一生懸命申請をして、おりるかな、おりるかなと思って3カ月近く待たされて、結果その紙1枚で棄却された。その申請した人たちの思いを考えれば、私は決して本当にそれでいいのかというやっばり気持ちに、自分がその当事者になったときには、皆さんそう思うのではないかなというふうに思っております。そういう中で、その土地利用につきまして町長のお考えを聞きたいと思えます。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 土地利用の計画について、これから町としてどうするかということですが、大規模集落の指定については、今具体的に高島小学校の地域を指定されましたけれども、今担当課長から資料をいただきましたら、昭和62年の4月1日に指定をされているようです。その中でも特に高島小学校の地域、付近といいますか、22.6ヘクタールほどその指定地域になっているようでございますけれども、そういたしますとその付近以外が農業振興地域の農振法による青地だということになると、今議員が指摘をされたような状況になるかなというふうに思っています。

問題は、その大規模集落の指定の関係と農振法の関係ということになるわけかなというふうに思うのですが、その大変前になるのだろうと思うのですが、農振法による青地ということの指定が優先するのか、大規模集落の指定が優先するのかということとはちょっと、申しわけありません、私理解が不足しているところなのですが、そのような状況を考えれば、議員が指摘をされましたように高島地域は過疎になってしまうという憂いもあるかもしれません。ただ、邑楽町全体の都市計画法上での指定ということになりますと、高島地域はたしか土地利用計画の中では福祉ゾーンという形での計画になっていると思えますので、ちょっとそれと離れるかもしれませんが、議員が指摘されたように、このまま推移すればそのようなことになるかもしれませんが、それでは町として農地を農業を振興していくのか、あるいはその大規模集落の適用を受けた中での周辺をにじみ出しといいますか、それを拡大するのがいいのかというのは、ちょっと申しわけありません、申し上げられませんけれども、これから担当する都市計画の課長のほうからちょっと補足をさせますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 返事はいいです。後で検討してください。

先ほど言いましたこの振興地域整備促進協議会、今までは副町長がなっていたのでしたけれども、このことについては町長が入っていたのですか、入っていなかったのですか、1月30日に出した除外について。それはいいですよ、入っているか入っていないかは、1回の質問になってしまうと困りますから。そのほかに農業委員、それから営農団体の会長と認定農業者の会長が入っている。

この除外なのですけれども、これもほかでいろいろ聞いたのです、いろんな地域から。そうする

と、大規模指定集落と土地利用のその除外についてなのですけれども、場所によっては両方並行して出していただくから、大規模集落の要件を満たしていれば必ずクリアしますと、そういう町もありました。それから、千代田みたいに周りが白地だから全部要件はそろいますので、全部許可していますと。ただ、邑楽町においては違うのです。

私は、これちょっと携わったものですから、担当者がそれが不許可になった答弁が、余りにも横柄な口をきいたので、私はここで皆さんにも申し上げたいと思うのですけれども、「土地を取り替えてこすれば許可になるよ」とか、「何でもかがああやっただけで家が建てるんだい」と言ったら、「分家だからできたんじゃない」とか、そういう言い方をするのは、土地利用については、分家も大規模集落も関係ないですよ。農地をどういうふうにするかということだけですよ。農地を除外するために、そこが適切かどうかということだけを判断するだけの要件だと私は思っているのですけれども。では、だれかが出したから許可して、この人ならいいけれども、こっちではだめだというか、そういう形になったら、当然人の財産を行政がもてあそばすことになるのです。ですから、真剣な対応をしていただかないと。

しかも、ここ五、六年になりますかね。ほかのところは2月に出して、9月には除外がおりてきて、さらに申請をして年内にはみんなおりているのですよ、許可が。邑楽町もおりていたのですよ、事実。それが2月に出したのがまだおりていないのでしょうか、今は。下手すれば4月にずれ込んでしまうのでしょうか、今縦覧期間か何かわからないのですけれども。ほかを聞くと、もっと早くおりているのですよ。それは、すべてその提出したものが要件に合わないのかどうか、それよりもまして町の姿勢が弱いからではないかなというふうに私は思っているのです。いろんなところを聞いた限りでは。邑楽町の町民がここに住むために土地がないので、買うわけですから、要件が満たされていればぜひ許可してやってくださいと町が言えば、私は大概通ると思うのです。その姿勢だと思えるのですよ、行政というのは。どこまで真剣になって、相手の立場になってお願いできるかだと思えるのですよ。それは紙っぺら一枚で、許可できませんと言うのは簡単ですよ。でも、その出す人たちの身になって、アパート住まいをしている人たちが、ここの土地なら安いから何とか買えるかなというので、申請するわけですから。そういう気持ちを考えて行政というのは対応していいのではないかなと思うのです。

いろいろ言いたいことはいっぱいあるのですけれども、頭の中まとまりませんから、次に総合計画についてということで、思っていることを言わせていただきたいと思います。

総合計画の中では、土地利用の基本的な考え方ということで、いい文章が載っています。読ませていただきます。都市的な土地利用を図るべき区域と自然的な土地利用を図るべき区域を可能な限り明確に区分します。都市的な土地利用を図るべき区域については都市機能の拡充を、自然的な土地利用を図るべき区域については営農環境の維持、改善や自然環境の保全を図っていきます。新たな需要の増大に合わせて都市的な土地利用を図るべき区域の計画的な拡大を検討していきますと、

そういうふうな基本的な考え方というのが第五次総合計画のここにも述べられています。これに基づいて、皆さんも行政の立場として動いていくのではないかなと思うのです。そして、また先ほど言った中で自然的土地利用という中には、大規模指定集落や農業集落排水事業区域に指定されているようなまとまった集落地を既存集落地と位置づけ、低層、低密度のゆとりのある住環境の維持改善のため、基盤整備などを進めますというふうに書いてあります。ですから、ぜひ見直しをしていただきたいのですよ。

大規模集落地の中に青地がいっぱいあります。すぐに家を建てようと思っても建たないのです。そういう困っている人がいっぱいいますよ。

それから、この一番最後に注釈があるのですよ、大規模指定集落という。これ見ますと、市街化調整区域において一体的に日常生活圏を構成している集落（知事があらかじめ指定した区域）に存する土地または規則で定められた周辺区域で、周辺区域ということはその要件に、先ほど都市計画課の課長が言いました、半径100メートルまたは100メートル掛ける300メートルの中におおむね建物が24軒以上あれば認めますよという要件もあるのですけれども、そういう区域で要件に該当した場合、自己用の住宅などの建築を目的とした開発が可能な区域と、ここにも説明にちゃんと出ているのですよ。それをもとに申請した人が、1枚の紙切れでだめですよと言われるのは、ちょっとかわいそう過ぎるのではないかと私は思っているのです。

ですから、そういう悪いところは常に見直して行って、やっぱり地域住民のサービスに努めるのが、行政としての役割だと私は思っています。そういった中で町長は今後どのように考えていくのか、お考えをお聞きしたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

大規模指定既存集落等については、今議員がご質疑をされたとおりにかと思えます。それで、町のほうとしてこれからどうするのかということですが、特にその大規模集落地内に青地等が散在をしていた場合に、見直しの必要性があるのではないかということのお尋ねかと思うのですが、これは先ほど産業振興課長のほうからも、あるいは都市計画課長のほうからもお答えをしたかと思うのですが、そういった審議会なりがありますので、当然その審議会の中でそういった事情を説明申し上げ、そしてその総合計画等に記載をされたような状況が見出していければというふうに考えております。したがって、結論的には、そういった審議会の議を経た中でこれから進めていきたいと、こんなふうに思っています。

それから、その受け付けをした段階で大変不適切な言動があったというようなお話もありましたが、そのようなことがあってはなりません。当然職員としては町民の方に親切丁寧に対応すべきでありますし、その内容が具体的に町民の方が理解をできないということであれば、わかりやすく、また理解をしていただくように説明等もしていかなければならないわけでありまして、そのような

言動があったということでありますれば、担当のほうに注意をいたしまして、ぜひそのようなことがないように指導してまいりたいと思います。

○横山英雄議長 本間議員。

○13番 本間恵治議員 邑楽町におきましては、市街化区域は12%ちょっと、大規模集落が長柄地区と高島地区には設定されております。そして、先ほど都市計画課長のほうから話がありましたとおり、その区域にくっついて100メートルの円をかくか、100メートル掛ける300メートルの四角の中におおむね24軒以上建物が建っていれば家ができると、そういう規則があるのですね。ですから、私はその要件に合ったところぐらいは、やはり建物ができるようにしないと、人口はふえないですよ。人がふえるということは、そこに税収が発生するのです。農地が宅地になれば、それだけ税収も上がるわけですから、決して私はそれを許すことが町にとってもマイナスになるとは思わないのですね。やはり長期計画においては人口を今の2万8,000より少なく見ているところはないでしょう。3万5,000を3万にするとか軌道修正はしました。でも、それに近づける努力を行政が怠ったら、どんどんしりつぼみになっていきます。人がふえれば活気も出るのです。そういう部分で、もう少し寛大な措置を行政が町民のために対応がとれるように切にお願いをいたしまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午後 3時19分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 3時30分 再開〕

◇ 大 野 栄 議 員

○横山英雄議長 17番、大野栄議員。

○17番 大野 栄議員 ただいまより、通告に従いまして一般質問をしたいと思います。

まず、第1点目、町長の裁判に関する発言の取り消しと謝罪を求める動議についてですが、もう前座のほうでいろいろな議員の方からこの問題は出ておりますけれども、この問題は12月の25、26、27日に12月議会をやりました。一般質問が26日です。26日に私が一般質問しました。そのときに、きょうは判決の日です、冒頭に私は申し上げました。そして、取り下げなんかはしないで、きちんと裁判の判決をやりましょうということで冒頭発言をしている記憶があります。それで、実は後からその日の夕方に代理人である弁護士から聞いたのですが、10時半に判決が放棄ということで決まりましたということです。ですから、裁判はそれこそ一方的に終わったのです。そして、25日の一般質問の午後にあなたは、金子町長は知っていながら裁判の放棄に一切触れず、自分自身がなぜ提

訴したのかということで、ここには5名の議員、6名の被告の人たちの名前を実名で挙げて、そして業者、山本理頭設計事務所さんや、Y社なんて言いましたよね。だから、私は向こうのほうでやじを入れました。議員の名前を固有名詞にして、業者を何がYさんだ、はっきり業者の名前を申し上げなさいということで、それでもとに戻して山本理頭設計事務所さんと言ったのですよね。まだそんなに昔のことではないので、幾ら私がばかでもその程度は記憶しております。

それで、そのときにいろいろな、きょう発言したい、町長が裁判のことで言ったようなことも重複されつつ発言しました。私は、我慢してじっと聞いていました。そして、その日一般質問が終わって、代理弁護士から連絡がありまして、裁判の結果の報告がありました。放棄、ではきのうの一般質問は何なのだと、答弁は。放棄を知りつつそういう裁判の中身を本会議の中で言ったって、許せないということで私は動議したのです。覚えていますよね。その動議の内容は、要するに裁判を2年半も引きずって、そして議会でのその発言を取り下げしなさいということで、そういう動議です。

そのときに暫時休憩で全員協議会が入りました。全員協議会の中では町長が参加したのです。あなたは知らぬ存ぜぬ、放棄は知らない。先ほど小倉議員が発言したのと重複するかもわかりませんが、けれども、弁護士と連絡をとって、今弁護士は裁判中で電話がつながらない、それである議員がそのときに「本人が知らないと言うんだから、知らないんだろう」ということでした。そうですね、私は鮮明に覚えていますから。それで、私がちょっと呼ばれまして、議長から。そうしたら、議長と町長が事務室にいたのです。私もそこに行ったのです。「大野議員、どこを削除するんですか、固有名詞の入った議員の名前を削除すればいいんですか」と、私あきれてしまったのです。事件のあらましをずっと話しておいて、名前だけを取ればいいのか、そういう問題ではないです。原告放棄した人は、裁判を語る資格もないでしょう。私は、あきれてしまいまして、町長、では勝手になさればということで私は退場してしまったのです。そうです、あなたはすぐ首をかしげるのが好きなようですけれども。議長が証人でいます。議長が座って私がいて、それで町長がここに座ったのでしょ。そのときにそういうふうにあなたが言ったので、私はあきれてしまって、町長の好きにすればということで出ていったのです。そうしたら、あなたは好きにして、いまだに何もしていないですね。私は出ていった、その後議長と町長がどんな話し合ったかわかりません、私は出てきてしまったのですから。だけれども、議会で議決された重み、議会のみんなが町長の裁判の放棄について、裁判についての発言の取り消しと謝罪をするということは議会のみんなが決まったことです。議決されたのです、動議が。いまだに何もしていないでしょう。何もしていないでしょう。議決されたのです。あなたその重みをどういうふうに見ているのですか。しかも、2年3カ月です。いまだにそのことを言っていない。そして、先ほどの小倉議員の質問についても、私はなぜ裁判をやった、裁判のことはもう終わったのでしょ。内容をごたごた、ごたごた言うのだったら、放棄なんかしないで判決を待てばよかったです。最後まで闘うのです、そういうことを言うのであ

れば。原告になって訴えて途中で放棄して、私が訴えたのはこういうことでこうで、そんな資格ない人が語る必要ないでしょう。語りたければ判決を待ちなさい。町長の立場ではないでしょう。先ほど言ったけれども、放棄をしたのは裁判所の云々と言うけれども、裁判に負けるのをもうとっくの昔にあなたと代理弁護士は知っていて、取り消したかったのでしょうか、もう前から。年じゅう弁護士は、自分のです、あなたの代理人が書類を忘れてしまったとって裁判が延びたり、2カ月も3カ月も、そういうことをやっているのです、やってきたのです、同じことを堂々めぐりして。なぜ議会で議決、みんなで決まったことをいまだに実行されないのか、その辺の答弁を簡単に言ってください。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 議員のほうからは、昨年12月26日の一般質問の後動議が出された、その出されたことをどのように受けとめているのかということですが、簡単に答えよということも言われましても、……

〔「だから、決まったことをいつやってくれるんだというの、議会で決まったこと」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 簡単に言われましても、先ほどいろいろの方からご質問がありましたけれども、そのようなお答えをしたような状況で来て、12月26日があるわけですが、議員は放棄ということを知っているが、知っていて、私がそれを承知してそのようなことを言ったのではないかということですが、知らないから、そのようなことで答えをしたわけであります。

だから、議長の部屋で云々ということがありましたけれども、首を振った、振らないという話もありましたけれども、それはそれとして議会で議決されたことをどう思うか。私は、議会の中で26日に答弁をしたかと思うのですが、議会の中でそのようなことが17年9月26日にあったということの経過、そういうことを思えば、まず何で辞職勧告を出さなければならなかったのかということも逆に私はお尋ねしたいです。何で辞職勧告を私に出さなければならなかったのかということもまず。したがって、今……

〔「あなたが私に質問する資格ないですよ。私が尋ねているんですから。議会で決まったものについて何らしていないから、それはどう受けとめているんですかと聞いているんですよ、答えればいいんですよ」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 答弁中なので、大野議員、お願いします。

〔「違った答えだよ。議長は注意して。全然違うことを言っている。私が質問しているんだよ」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 町長、答弁中であれば、質問者の質問に答えなさい。

○金子正一町長 ですから、そのような状況があったということでもありますので、その動議が出されて議決されたことをどう思うかということであっても、私はそのような事実がないし、ましてや辞職勧告を出されるような理由、そのようなことは毛頭ありませんので、議決をされたということであっても、大野議員のほうから動議として出されましたけれども、それをどうするかということであっても、私は特に考えはありません。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 議会で決まったのです。みんなで決めたのです。私が決めたのではないのです。議会で議決されたのです。大野議員、大野議員と言っているけれども、そうではないのです。議会の組織として決めたのです、議会が。大野議員ではないのです。いいですか、町長は知らなかったのではないのです。この放棄について知っていたのです。そうしたら、今度開き直って、なぜあなたたちは辞職勧告を出したのだとまた開き直っているのでしょうか。それをまず聞きたいと、もう全然話にならないね、あなた、あきれてしまって。だけれども、どうしてあなたは放棄したのですか。議会で決まったことを行使してくださいと言っているでしょう、あなたは議会軽視です。半年あるいは10カ月、長くても1年で終わりますよと、この裁判は絶対勝ちますよというもとでやったのでしょうか、あなたが先頭になって。その後あなたが突破口で山本理顕さん、みんなの会の代表の方、今1人は議員になっておりますけれども、また山本理顕は東京で2件、5つも裁判を起こされて、あなたが突破口なのです。そして、前議長、あるいはあなたの仲間の議員たちが裁判はやめたほうがいいよとみんなが注意しているのに、にもかかわらずやったのでしょうか、強行して。それで、裁判はもう終わったのです、あなた。なぜ私に何でそういうことを出すかと言うことはおかしいのです。議会というのは組織ですから、国家賠償法というところに議員というのは守られていて、議会で議決、否決、それは議会全体の責任なのです。個人が発祥したから、手を挙げたから、手を挙げないからといって、その責任というのは問われないのです。だから、あなたは負けたのでしょうか、裁判に。放棄したのでしょうか。2年3カ月もかかって。個人のことでないのです、議会というのは。組織なのです。議会のみんなで決めてみんなで実行してみんなで町をよくしよう、みんなでいろんなことをやっていこうというのが可決、否決でしょう。そのぐらいあなた40年もいてわからない。

そこまで言うのだったら、私が前からテープがあるということを申し上げています。このテープには、みんなの会が弁護士を呼んで、ここにいる山田議員が司会者の声です。そして、清水弁護士、絶対勝つと。それで、あなたの発言、今。それから、山本設計さんの西倉さんがいろんなことを言う、あのところに斥舎なんかできやしない。それで、これはもう名誉毀損がどうだこうだ、こんなばかばかしい裁判はないと。裁判所は、もう胸張ってやりましょうなんて、そういうのみんな入っていますから、10分弱ですから、今流します。

〔録音テープ再生開始〕

〔録音テープ再生終了〕

○17番 大野 栄議員 今のテープは、みんなの会の集まりの中で2時間ぐらいしゃべっているのを、私なりにわかりやすいところを抜粋してテープを10分程度に直した、短くしたものです。町長は、私はそういうことはありませんからと言ったって、議会で決まったことを守らないのですよね、あなたはね。私はそういうのはないというので、議会のみんながそう決めたのですから、もう議会についてその裁判に関することについては謝罪と取り消しをなさいと議会のみんなが決めたことなのです。それを私はって、また開き直ってしまって守らないというのはおかしいのではないですか、裁判を放棄しておいて。それはやっぱり守らないとだめ。みんな納得しないですよ。自分だけ意地を張って、それでこういう中で4年間町政ができますか。私はもう議会にも、そういう形で謝るべきだと。議決したのですよ、議会のみんなの考えで。可決したのですよ。それについても、私はそのようなことはありませんから、やりませんなんて、議会も無視でしょう。

それで、その前町長の勝手に突然変更されたと言っていますけれども、あなたが町長になって、町長が1人でいろんなことできないでしょう。議会の議決を得ながら全部やっていきたいんじゃない。提案にしても、条例にしても、何でもそうでしょうに。勝手に町長がその変更して、どんどんできますか、今立場が変わって、できないでしょう。あなたそういうふうに来てきたと、前の町長は。勝手に突然計画を変更って、きょう言っているのです、それだ。町長という立場になって、突然勝手に変更でも何でもできるの。できっこないでしょう。議会の議決をクリアしながら前に進んでいくのでしょうか、行政というのは。きょうまたそういうことを言っているのですよ、あなたは。前町長は突然勝手に計画の変更をしたって。突然勝手にあなた町長になって何でもできるの。できっこないでしょう。これは公約の実現でしょう。積み立ての範囲内の26億円の範囲内でやるといふのは、そうではない。

それで、私まだ2度目ですよ。それで、弁護士のことを私尋ねました。町が今度被告になってしまうのですよ。山本理顕さんから、設計会社から、東京のほうから、裁判まだ2つもやられているのです。絶対取り消してはだめですよ、認めては、業者だから。町民であれば、久保田町長は相談がありましたよね。町長であれば、取り下げをしたいということであれば、町民であるから取り下げに応じましょうって。業者なら取り下げに応じることない。裁判をやってほしいのだけれども、もう裁判は終わってしまったのですよね、もう話し合いの段階と。だれも傍聴できない。その弁護士が清水弁護士でしょう。それで、あなたが今度は、東京の山本設計さんから今度は被告になるのですよ。それで、我々の裁判では原告で、同じ弁護士で原告、被告、両方一緒にやってしまう。同じ穴のムジナって、清水弁護士が言ったでしょう。

それで、まず金子議員の裁判が突破口だから、皆さんどんどん傍聴に行ってください。最後に傍聴に行ったら、奥さん1人だったではない。だから、あなたは知らないって言ったって、それ

はうそなのです。それで、3人の議員があなたのところへ訪ねました。あなたの支持者の3人の議員が。そして、放棄ということはどういうことだと、知らないというのはどういうことなのかと尋ねたようです。私はある議員から聞いたのですよ。そうしたら、実は前の日に家に電話があったって。裁判の前ですよ。うそだか本当だから知らないけれども、私はそういうことを聞いたのです。それで、奥さんが25日の一般質問をやっている最中に傍聴に行っているのですよ。夫婦であれば、一緒に帰ってくれば裁判のこと当然話になりますから、27日の動議のことだって知らないなんて、そんな真っ赤なうそだれが認めますか、そこまで話をして。平気であなたはそういううそをつく。

今度は原告、町長ではない、うそつき町長ですよ、あなたは。平気で顔色一つ変えないで言うのですよね。芸人ですよ、本当に。

ですから、癒着はしていない何だと言ったって、もう裁判は終わったのですから、これからではどうするかということの課題が残るでしょう。そういうふうにはあなたは前向きではないのですよ。私は実は議会でそうやっても全然悪いと思っていないし、謝る必要もないし、それから逆に私に質問しているのですよね。大野議員は、なぜそういうものを提出したかって、逆質問しているのですよ。今言ったでしょう、なぜそういう私をと。私に聞く前に、大野議員から聞きたいということは今言ったのですよ、裁判で負けておきながら。裁判の内容は語る資格がないと言っているのに、口が渴かないうちから、その前になぜ、結果が出ているのですよ、もう。結果は、議会が辞職勧告を否決したのですよ。

そして、さっき清水弁護士からもあったでしょう。長くて1年、絶対勝ちますって。現実はどうだったの。2年3カ月引き延ばして、それで放棄。それで、その間に町会議員の選挙、町長の選挙、全部引き延ばしてきたのですよ、あなたが当選するために都合のいいように。そのあたりからもうわかっているのですよ、取り下げをしたいという。そういう方向に進んでいる。だめだと、裁判を勝手に訴えたのだから、それこそ勝手に。判決を待つ。だから、困ってしまったのでしょう。判こを押さない限り、取り下げなんかできないのですから。町はみんなの会、議員になっている方もいますけれども、町は判こを押したのですよ、町民だからって。私は判こを押さない。判こを押さなければ取り下げできないから、困った日にあれで、弁護士も困った。では、裁判官も困った。では、こういう方法でという話でなったのでしょ。もう敗訴なのですよ、もう。戦う姿勢がない。

絶対勝ちますよ、1年以内ですって、テープに入っていたでしょう。結果はどうだったのですか。そして、裁判終わったのにまだ私に逆質問して、なぜ出したのですかなんて。議会は否決したのですよ。個人の責任というのは問われないのですよ、国家賠償法で保護されていて。裁判で負けていてまだそんなことを言っているのだ。私からいったらば、町政の約2万8,000人の方たちを一つにして引っ張っていくというのを大丈夫ですか。

これから4年間しっかりとやっていくということであれば、是々非々で謝ることは謝って、ではこれからどうしようというのが前進なのですよ。全然あなた前進的ではないではないですか、前向

きではないではないですか。石井議員が代表で、裁判は終わったけれども、まだいろいろな裁判の残務整理だとかいろんな形があるから、そのことについてお話をしたいと申し入れをしたでしょう、課長を通して。課長を通して申し入れしたでしょう。ところが、あなたは裁判のことについては、もう終わったからそのことについてはということで、話し合いに応じないのではないですか。話し合いをしましょうとこっちは言っているのですよ。私はある議員に、こういう町長から答弁があったのだから。ええっ、そんなこと言うのでは、どうしようもないなって。まず、そこから始めなくてはしようがないでしょう。もう裁判の中身は終わったのですよ。あなたが全面敗訴して、放棄したことによって。だから、これからどうするのかということでしょう。

あなたがそういう態度ですつとすれば、あなたは不当裁判をかけたわけですから、この被告の6人は金子町長の不当裁判ということで提訴されますよ。話し合いをしましょうってその前に言っているのに、あなたは話し合いする必要ないと。こっちに弁護士の費用だとかもろもろの金だとかそういうのを全部払わせて、勝手に裁判かけて、放棄して、話し合う必要がないでは、話にならないでしょう。金子町長の不当裁判の告訴を始めますよ。それが嫌だから、話し合いをしましょうと、課長を通して申し入れているのでしょう。どっちが前向きですか。

とにかく議会で議決されたことについては、きちんと守るように再度答弁求めます。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 まず、簡単にお答えしますけれども、その12月26日の日に大野栄議員が出された動議について、議事録からすべて削除してほしい、謝罪をお願いしたいという動議だったと思います。私は先ほど申し上げたように、放棄ということに結果としてはなりましたけれども、そのことについて私は私の考え方で裁判という形をお願いしたわけでありますので、そのことについて謝罪をするということの考えはありません。

さて、そのような考えでありますけれども、大野議員のほうから、これから町を執行していく上で前向きに考えていただきたいというような質問です。これについては、私は先ほど申し上げたかと思うのですが、12月2日を境にして多くの町民の方にご支持をいただいて、今の立場があるわけです。したがって、町民の皆さんのこれからの町運営を考えていく上では、そのようなことがあったにせよ、ぜひご協力をいただいて進めてまいりたい、そんなふうに思っています。

それから、石井議員のほうから話し合いの申し入れがあったということは、総務課長のほうから伺いました。中身については、今大野議員が言ったような中身については私は一切聞いておりません。そのときに総務課長には、では6人の方から話し合いをしたいということであれば、石井議員がおられるのだったら、まず石井議員がどのような考えなのか町長室へ来てお話しができればということで、総務課長には答えたつもりです。石井議員が来られるのかなと思ひまして、総務課長にも伺いましたけれども、「帰りました」ということの答えが返ってきたと。

したがって、今大野議員が裁判のことで話し合いをしたい、これからどうするのかということの

お尋ねですが、そのときにはそのような具体的な話は私は聞いておりませんので、今大野議員から初めて聞いたわけですので、ご理解いただきたいと思います。

それから、議会で決めたこと、あるいは今度は町の裁判のことということですが、これは後ほど石井議員のほうからも質問があるかもしれませんが、その代理人のことでいえば、私は6人の方の裁判では、その町を訴えている代理人は同一でありますけれども、そのことは話し合って決めたとかそういうことではありません。先ほどテープの中にも出てきたようですが、私は友達から聞いて、行政事務に精通している代理人だということをお願いしたということですので、その部分については誤解のないようお願いしたいと思います。

それから、町の裁判で取り下げしてはだめだというようなお話がありました。これはまた後で石井議員の質問にお答えをというふうに考えておりましたが、そういったご質問がありましたので、あえてお答えをいたしますが……

〔「いいですよ、石井議員に言って」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 よろしいですか。そのような状況です。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 時間がなくなってきました。

もう一回、3点目の質問に入りますが、この清水弁護士はたまたまあなたは友達に紹介という、その友達というのはどなたですか。元議員だったのですか、ドクターですか。

福島設計さんがコンペに参加して落札されたときに、その弁護士がいましたね。いたのだよ、首かしげて。よくそういうことを平気でやるね。私は、私の通路のはす前にいたのですよ。随分偉そうなことを言っていましたよ。私もふだん小汚い格好をしているので、どこのおばさんかと思ったのでしょうか。後ろを向いて声かけて、「きょうは設計業者は決まりませんよ」と。「何で、きょう決めるために来たんじゃないですか」、「いや、山本理顕さんの設計の落札をした後に、設計会社は決まりませんよ」って、それで私はとぼけて「ああ、そうなの」という形で。それで、私あれっ、この方はきちんと背広を着ているし、この辺の百姓着ではないし、しっかりした口調だから、あっ、どなただろう、興味津々だったのです。絶対この人はかわりがあるなと思ったら、私的の中ですね。その方が清水弁護士だったのです。インターネットで見てみたら、写真、あっ、この方だと。

それで、そのときからもう接点を持っているのですよ、裁判の前からあなたは、清水弁護士と。そのときからもう話したり、おしっこした後に、きょう集まるぞというのを聞いて、町民から連絡を待っているし、そのままバイバイってするわけなのですよ。それで、あなたたちと親しくて、ずっと見ていたのです。私のはす前ですから、よくわかるのです。

私もこんな格好していたから、今ちょっと小ざっぱりしていますけれども、ジーパンはいてジャンパーなんかこんなことやって、どこかのおばちゃんに見えたのでしょうか。自分の思っていることを言ったのですよ。それで、私は「ああ、そうなん」というので、それが清水弁護士が福島設計の

コンペのときからも、設計事務所の西倉さんと清水弁護士が来ていたのですよ。

そういう一連の流れの中で、これ議事録にさっきのテープ全部これ起こしてありますけれども、山本理顕設計さんは一企業だけならやらないと言っているのですよ。住民の皆さんがやるから一緒にこういうことをやるのだと。私の設計会社1社だけで、裁判の訴えだとかそういうことは一切やりませんと出ているのですよ、ちゃんと。だから、あなたたちと一体なのですよ、すべて。

さっき弁護士からもあったでしょう、みんな一体だって。ぜひ傍聴に行ってくださいって。それで、最初はみんなわんさわんさ、わんさわんさ行ったのでしょうか。だんだん、だんだん、だんだん最後は奥さん1人だった。奥さんいいですね、最後まで来てくれてね。町民はやっぱりみんな裏切ってしまうと、来なくなってしまう。最後はやっぱり妻。1人でやっぱり、1人でも行く。

それで、あなたはそういう形で癒着はないとかなんとかと言っているけれども、そういう石井議員がいつも言っているでしょう、常に。ふだんの行動が結果に出るのだよと。ふだんあなた4年間どういうことをやってきて、どういうことをやって、本当に一番新庁舎ができて入ってもらいたくない人は金子町長だと私は言ったでしょう。そういうことをやってきたのですよ、この4年間。議会で決まったことを守らずに、しかも個人的な責任もないにもかかわらず議会で決まったことを提訴したのですよ。みんなの、その当時の議長、あなたの仲間の議員だって。だから、既にもう弁護士と話ができていたのだよね。もうそのときから弁護士が来ていたのですから、コンペから、もう早い時期から来ていましたよ。その後ですから。連絡をしなくては、清水弁護士が何で福島設計さんの、頼まれもしないのに東京のほうからわざわざ来るのですか、まだ弁護士も何も頼んでいないときですからね、そのころは。

そういう形で弁護士、今度は業者だけの癒着ではなくて、弁護士、業者、もうこういったテープ、金子議員、みんな談合されていたのではないですか。結果が出ている。あなたの隣に西倉さん座ったのでしょうか。私の隣に金子さんて。そういう親しく連絡をとっているのを癒着というのですよ。くつつき。いい意味でも悪い意味でも。ですから、あなたがそういうことを言ってもだめなのですよ。

もう一度聞きます。議会で決まったことについて、決まったのですから、それを守ってもらいたい。自分の考えどうであろうと、守ってもらいたい。では、修正動議で50%カットだとか、あるいはいろんな形で、15歳までの医療費無料化が通りましたよね。私はそれ議会で決まったのは守りませんと言うのと同じではない。そうだよ。議会で決まったのだから。決まったことを守るのは当たり前でしょう、議決されたのだから。みんなで議決したのですよ。あなた何考えているのだろうか。だから、こっちが疑われると言ったのです。だから、決まったことについてやって、前向きにいきましょうと言っているのですよ。そんな形でいけば、金子町長の不当裁判のまた告訴が始まりますよ。議会で決まったことも守らないで、あなた。話し合いをしましょうというのを、それも応じないのでは。そうでしょう。もう少し積極的に、前向きに受けとめてください。そのことについて一

言言いたいことありますか。どうぞ。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 ぜひ私も町政運営に対して前向きに取り組んでいきますので、議員の皆さん方にもご協力をいただきたくよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

〔「決まったこと、議会で」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 議会で決まったことについては、尊重いたしたいと思ひます。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 議会で決まったことは尊重するというこゝで、これは尊重できるけれどもこれが尊重できないと、仕分けしてはだめなのですよ。すべてですよ、決まったことは。そうでしょう。

次の問題に入ります。次は、公約についてです。昨日あなたがこゝうチラシを全町民に選挙のお約束を公約しました。傍聴人にいるからお見せします。これには、退職金1,400万円はいただきません、それを医療費無料化にしていきたいのだと。そして、この実現が現時点では、あなたの任期期間中4年間では無理、不可能である。であるならば、それを50%減額をして、15歳までの医療費に無料化という形で議決されたのですよね。だから、町長の公約を第1号に守ったのはこれなのですよ。町民から評価されるのではない、本当に。

〔「いいかげんにしろ」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 静粛に。

○17番 大野 栄議員 急に大きな声出してびっくりしたじゃない。

〔「手ばたき」と呼ぶ者あり〕

○17番 大野 栄議員 議員はいいんじゃない、やったって。

〔「そうかい」と呼ぶ者あり〕

○17番 大野 栄議員 傍聴じゃない。議員は別に大したこゝない。1発ぐらい、こゝうふうにやったって。私なんか年じゅうこゝたたいている。

○横山英雄議長 静粛に願ひます。

○17番 大野 栄議員 どこまで言ったのですか。きのう議決されました。非常に町民は喜んでいゝし、電話もかかゝるし、本当に15歳まで医療費が中学生まで無料になるのって、新聞読んだけれども、朝電話かかゝってきた。本当になるのだよって、町長が第1号の公約実現だから、よかつたね、うん、助かる、よかつたよ、よかつたよって、みんな喜ぶのですよ、町長。

さて、その削減の原資は、給料の50%をカットしてやゝていくというこゝで議決されました。しかし、町長は応援する方も含めて、町長の50%オフは公約したのだからしょうがないと。教育長の50%については問題があるというこゝで、教育長、町長は守らないけれども、教育長は議員の一部

がもう積極的に守ったのですね、きのうの話の中で。だから、町長は裸の王様です、だれも守ってくれない、50%オフに。でも、教育長は守られたのです。教育長の50%オフはやる必要ない、町長はいいけれどもと。だから、教育長は幸せだなと思ったのです、だって守ってくれた。結果は50%オフで決まりました。今幸せではないですよと、そのとおりかもわかりませんが、給料減ってしまうのだから。

それで、終わったら提案、要するにきのう全部夜遅くなって議会が終わってから、教育長が小倉議員のところに来ました。「小倉議員、おれは話があるんだけど」と、「教育長の半分の金額で幾らかわかるか」と。それで、私はどうしよう、わからなかったら私言わなくてはならないかなと思って、ちょうどこれを持っていましたから、そうしたら小倉議員がポケットからこれを出して、「教育長は報酬、給与月額55万1,000円ですから、これの50%オフは27万5,500円です」と答えているのです。そうしたら、教育長は何と言いました。「おれの仕事ぶりはその程度の評価か」と。だから、私は何と、私もいたのです、そのときそこに。それで、2人でわあわあやっていたので、その言葉を聞いたので、「教育長、あなた実際にはお金ですか、それは間違いですよ」、なぜ教育長まで50%オフになるのかというのを説明しました。町長の条例というのは、町長、副町長、教育長、みんな今まで上げるにしても、下げるにしても一体としてやってきたでしょうと。それで、町長はそういう形になって、例えばこれから副町長を選任するときに、町長の50%オフ、副町長は100%もらうのですか、こんなおかしいはないでしょう。実質的に、では私は50%、町長が50%でよければいいですよとなってまたやらなくてはならない。そういうふうにする必要もないし、医療費の無料化に充当すればいいわけですから、そういう手法をとったのです。

だから、教育長にもよく話しました。だから、今までの教育長のやった教育行政について批判しているわけではないし、何も言っていないでしょうと。たまたま私は、教育長はよく知っていると思いますけれども、1カ月ぐらい前になるのかな、たばこを吸っていたのです。私もたばこを、体が病気なので、吸っては悪いのですけれども、たまたまでは一服というので、すぐ開口一番「教育長、辞職願いつ書くの」と言ったのです、さらっと。知っていますよね。「いや、今人事があるから、人事が終わるまでは」と、「人事が終わるまでと云って、もうそろそろ決まりつくんじゃない」と、「やっぱりけじめというものはあるから、きちんとやったほうがいいんじゃないんですか」というのを1カ月ぐらい前に言ったのです。それで、あとの雑談を話してきたり何かしましたけれども、そういう経緯があるのです。だから、余りそういう中身のこと、金で評価ではなくて、議会の中でも町民でも、50%オフで任命されればやりたい人はたくさんいますから、副町長、教育長。

〔「そんなこと言っていないでしょう」と呼ぶ者あり〕

○17番 大野 栄議員 だから、今ちゃんと話をする機会を持ちます。

〔「発言できないじゃないか」と呼ぶ者あり〕

○17番 大野 栄議員 いやいや、機会を持ちますから。

○横山英雄議長 今は大野議員が発言していますから、静粛に。

○17番 大野 栄議員 ですから、そういう形でかなり血相を変えて言ったので、そういう形でちょっと話しして私は終わったのですけれども。それで、教育長もおいとまして、私も今度は細谷議員と小倉議員が話したので、私いたのですけれども、女性なので、男同士の話しするのだから、大野議員は帰れなんて言われたので、帰ったのです。だけれども、私はそのときに教育長にも「教育長、今議会でみんなで決めたことだ」と、みんなで決まったことは、発言者とかそういう方に……

〔「教育長が誤解をされる」と呼ぶ者あり〕

○17番 大野 栄議員 いやいや、発言を……

○横山英雄議長 静粛に。

○17番 大野 栄議員 発言を、そういうことなのですよということを言ったのです。だから、それは教育長もちゃんと最後に私が聞いた後教育長の答弁を、発言をお願いしますから、だからそういう形で自分なりに整理してきちんと言ってください。きのう私が言ったのは、そういうことの経過を説明したのですから。だから、そういう形で誤解のないようにということであれば、私も誤解のないようにしたいし、やっぱり融合していきたいと思っていますので、ぜひそういう形で。

それから、あとは町長の100%情報公開、町長室の月1回、それでさっきゴロピカリのいろんな問題ありましたよね。これ6つの約束というのを2枚出されました。これ6つの約束、この2枚。これ2枚、これとこれ、こういう形、6つの約束。ここで、この中できちんと月に1回町民との対話を大切にすると、これは予算なくたっていいのです、すぐできる。新しい庁舎へ行かなくて、そこできょうは開放日と。別に改めて土曜日、日曜日なんてこういうふうになるから、できないのであって、あそこに「広報おうら」でも有線放送でも、きょうは町長の開放日ですから、都合のつく方はどうぞいつでも来てくださるとあなたのあいているときに言えばいいのでしょうか。そんなお金は一銭も要らないです。まず公約したことをお金のかからないことから進めていくのです。これはもう第1号にやらなくてはならない。新しい庁舎ができたならやるのではなくて、すぐもう3月、4月にやってください、これは。放送すればいいのですから、自分の都合のつく日に。やっぱり予定がありますから、広報で1カ月も前にこの日がいいですよと改めてやるということは、今の段階では大変でしょうから、本日はとやればいいのでしょうか。都合のつく日は来れるし。それで、だんだんにそのやり方も回数を重ねていくことによって改善されたり見直したりして、いい方向にいくでしょう。私はそう思います。それをすぐやってください。

それから、あとは広く町民の情報公開、100%の情報公開。それで、私はびっくりしたのですけれども、役場のここの解体が3,500万円の事業費がのっていますよね。解体すれば、将来的な計画だとかいろんな形の相談なんかもあると思うし、ただここを壊してそのままなのかどうかということで何の説明もなく、結局は情報公開を100%やると言いながら全然そういうのをやっていないし、また職員のアンケートをとりましたと、非常にいいものが出てきましたと。どういうアンケートの

内容が職員の中で、物すごく興味があります。職員がすばらしいあれがあったら、情報公開100%ですから、あなただけこういうふうになっていて、情報公開をやると公約しているのですから、そういうものをとった場合に職員からこういう意見、こういう意見、こういうのが出ていますと。参考になって、それで職員のこういう積極的に前向きに町をやっていこうという、そういうのを知りたいです。あなたは、それで情報公開100%を公約しているのですから、どんどんやってください、それは。すぐできること、お金かからないでしょう、これは。

あとは、ゴロピカリを250ヘクタールつくって、2,240俵集めてあれするという公約です。これで、ほら、このピラ。私大切にしているのです、全部。何かのときに公約実現のために協力をしてあげようと思って。こういうピラです。これを百姓の人たちが大喜びで、1万8,000円で買ってくれるのだったら金子町長を応援しようという長柄地区がいっぱいいるのです。僅差ですから、僅差ということは、500票ということは、2で割れば大体わかるでしょう、500票の差ということは。だから、そういった点で随分応援してくれたのではないかな。だから、これは実現しなくてはならない。要するに産業振興課に担い手の対策室を設置して、米を1万8,000円で買って、お米というのは徐々にできないのです、一遍にできるのです。その倉庫をどうするのか、もういろいろ大変で、それでやっぱり研究したけれども、できなければできないでもう謝ってしまうのです。勉強不足でできないとか。できるのだったらいいけれども。今これからやろうと努力しますと、あなたの話術にみんなやられてしまうのです、うそつき話術というの、のらりくらり。でも、私はそういうの好きではないから、性格的にも。できるものはできる、できないものはできない、謝るときは謝る、怒るときは怒る、笑うときは笑う、泣くときは泣くのです。そういう喜怒哀楽を非常にやっぱり持っていないとだめで、常に突っ張ってそういう姿勢がないというのはだめです。私も神様ではないのですから、悪いときはちゃんと悪かったと、やってもらったときはありがとう、そうです、それはもう。人間のそんなのはもう鉄則でしょう。そういうのができない人は、2万8,000のトップに立つ資格がなくなってしまう、そうでしょう。

だから、できる公約はどんどん進めて、できないものについてはできないのだから、明確にして、そうしたらあなた3人の議員だかある議員に、これは全員協議会の中で言いましたね、例えばの話で言ったのだと、1万8,000円という。だって、こういうふうにはピラを出して1万8,000円でやるとい、ゴロピカリをやると。ゴロピカリは時代おくれなんですって、私もよく百姓のことはわからないのですけれども。アサヒノユメなんですって、今。ゴロピカリは胴割れしてしまっ、もう採算が合わないのですって。その古いゴロピカリなんて言った、頭古いのだよ、米をつくっていないながら。もうゴロピカリはだめなのだ。それも間違えてしまったのでしょう。だから、種買っていいのだから何だかと不安に思っている人もいるらしいけれども、農家で。だけれども、ある議員の中で、お茶飲みの雑談の中で「それは例えばで言ったんだ」と、議会でも同じことを言いましたよね、全員協議会の中で。「それは、議員さんのほうからそういう機会があったら、例えばの話だから、1

万8,000円で買うというふうに約束はしていないんだから、機会があったらそれは議員さんのほうからも言うて下さいよ」なんて。公約ですよ、例えばではないの。公約をしたの、あなたは。例えばなったらというのは、やっぱり町長になったら私はこういうふうに考えているというのが公約なのです。公約というのは、やっぱりしっかりと前向きに実現のために頑張らなくてはならない。それで、自分の構想はこうでやってみたけれども、やっぱりだめなときはもうだめだったと素直に謝るのです。こういうふうにやってみたけれども、財政の事情もあるだろうし、米の一遍に幾つ、大体250ヘクタールだから、2,240俵ですか、そんなしまう倉庫だってつくらなくてはならない、大変なことです、保冷庫をつくらなくてはならないし。無理だと思います、今の財政の中ではいろいろと。だから、それができるという公約をしたのですから、それを進めてもらいたい。できないのだったらできないと謝らなくてはならない。農協のあっちのほうでみんな集めたのですから、農家の皆さんとやらなくてはならないです。困ってしまう。いつ1万8,000円で買ってくれるかと言ったって、私は答えに困ってしまいます、町長に聞いてくれと。だから、できることはやる。

それから、最後の入札です。入札でいろいろとあなたは議員時代に発言をしてきました。きょう私が持ってきた資料、入札で落札したやつが1から、これはもう事務局から配られたのですけれども、これ予定価格、落札を全部やりました。1月からです、1月から。談合がなされない、八十何%、余りよくわからないようなところが3件あったようです。平均が94.1%です、平均が。1月から2月なのです、平均。あなたの公約は、この落札の価格が前橋並みの90.5%になれば1億7,000万の節約が可能と、これを全町にまいたのです、これ。これをまいたのです。みんな知っているでしょう、これをまいたのです。そのたびにあなたが最後の、まだ議員を辞職しないで町長選の活動をしているときにこの問題が全協で出ましたよね、この問題。それで、結局は歩切りは幾らなのだと年じゅう町長に尋ねていたのです、歩切りは。邑楽町の入札方式は、もうご存じのように前橋と違うでしょう、ほかのところと。もう予定価格を最初にこれは1,000万ですよ、予定価格は幾らだかわかりません。これは、設計業者と町執行者が決めるのでしょうか。それで、公表して、それで指名の業者がこのあれに競争して一番安い人が、この上ではだめだけれども、安い人が決まって落札しているのです。これは、歩切りが物すごくあれば、そんな90%、80%なんていかないのです、もう町が積極的にこれをやっていますから。設計業者がもう悲鳴を上げるほどやっているのですから。これ100でとったっておかしくないぐらいやっていたようです。設計業者から聞いているのです、こぼしていた、保健センターなんかは大赤字だと。大野議員、保健センターは大赤字だというふうに。今度の庁舎建設の外構工事だって大きな企業、町内業者にみんな落としてもらいましたけれども、大きなところのあれはもうこれやられてしまっているのです、仕事がもう採算がそんなに合わないと、余りおいしい話ではないらしいです、これはいろいろと。そこまで歩切っているのです。だから、あなたが幾ら歩切ったのだ、その歩切りの利率によって云々ということをずっと一貫して言ってきたので、私はきょう資料を持ってきてパーセントをやって、職員に歩切りが幾らなのだからこ

ここに書いてくださいと。私は落札価格で97.8%、これをみんな書いたのです、これ。だけれども、町長に持っていったらば、歩切りを公表する必要ないと。あなた議員のときは何言ってきたの、さんざん。言ってこない議員だったらいいです。立場が変われば変わりますなんて。全く、ではそういうことを言わないのだよ。あなたが言ってきたことを私は言っている。では、歩切りが幾らだったのかこれに書いてもらってくださいと。さんざん言って詰めていた人がこんなビラまで出したでしょう。それで当選しているのです、あなたは。うそ八百、これ。

邑楽町は、もうあなたが課長のときから、私31年目ですから、議会議員は。あなたが課長になってきたときからずっといるのです。そのときから私は入札問題の改革の問題で何回もやっているのを承知しているでしょう、談合がないように。どんどん、どんどん改善されてきて今日に至っているのです。そして、一番いい方法は、職員が入札漏れしたとか執行者が入札漏れを教えたとか疑惑があったり、何かあちこちであるようだけれども、そういうのでは困るから、そういうのがないように町が主体でこれをやって、堂々とやるのだと。設計業者がやるのではないのだと、町が、これは非常にいいことです。町がもうぐっとやっている。100%でとったっていいぐらいやれば、業者がもう今こぼしている状態。これをやっぴりこういうふうにするのは筋違い、土俵が違うのですから。だから、私にさんざんあなたが言ってきたから、歩切りを聞く、これからも歩切り聞きます、これから。そのことについてあなたがきちんとした考えで、議会、私が納得すればそれでいいですけども、今納得しないでしょう。だって、歩切りは幾らなのだ、歩切りは幾らなのだということをもさんざんやってきたのですから。それで、今度は私がこれ歩切りどのぐらいですかと書いてくださいと言ったら、歩切りを教えることはできない、全くもう何考えているの。そういうことを言わないのです。

これから20年度は大きな建設事業があります。邑楽中学校の耐震事業、予算の中で約1億8,000万ですか。これについても設計業者としっかりと見積もりをして、歩切りをしっかりと定めていい方向にいけばいいと思う。これを教えなければ、またもとのいろんな談合疑惑を執行者に与えられたり、あるいは職員に与えられたり疑惑を持たれたりとなってしまうのです。ですから、やっぴりしっかりと業者指導ではなくて、行政指導で歩切りをしながら100%とっても値切れるように、値切れるって言葉は悪いですけども、格安に税金が節税できるような今システムをとったわけでしょう。これからも電子入札だとかいろいろやっぴりありますけれども、そういうふうに来てきているわけです。ですから、この入札についてきょう歩切りを全部言ってもらおうと思ったのですけれども。

それで、例えば私は計算してきたのです。細かい事業ですけども、今現在94.1%です、全部の平均が。いろいろありますけれども、いろんな事業、1月から今日まで平均の落札率が94.1%です。それで、90.5%のやつが大好きですからね、あなたは。90.5%ならばこれだけ節約できる。90.5%ならどうなのかな、金額が少ない事業ですから、1,900万だとかこういう、全部合わせてもそのぐ

らしいの程度ですから。では、90.5%でやった場合のこの94.1%の差額はどれだけあるかと、非常に私はお金にも興味あります、節税しなくてはならないし。そうしたら、幾らあったと思いますか。800万円ありました、800万、今までのところで、90.5%だと。あれ、800万円を90.5%でやるように業者に言ってくれば、800万円使えたのになと思いつつ計算しました。これから大きな事業をやれば、90.5%で計算すればもっともっと出るでしょう。だから、この計算の算術だって、このピラの出し方間違っていたら、このピラのやり方は間違っていた、あるいはこれからもこういう90.5でいくとか、出しっ放しであとは無責任でほいほいほいではだめです。それで、私が聞きに行けば歩切りを教えられないなんて、何やっているの、今まで。だから、これをあなたが歩切りを教えない限り、私はずっと聞きますから、今までやってきたのですから。これから大きな事業だって入るし、町の節税のために私は努力しなくてはならない。

では、教育長と、それから町長の最後の答弁になると思いますけれども、答弁を求めます。さっきの一番最初の、何か発言。

〔議長、発言をしてよろしいでしょうか〕と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 本日の会議では、あらかじめ町長となっていますけれども、特別発言を。

〔いや、通告になっていないから、いいですよ、私は〕

と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 通告に入っていないのですが、特別許可します。

川田教育長。

◎会議時間の延長

○横山英雄議長 その前に、本日の会議はあらかじめ時間延長したいと思いのので、お願いします。

○川田定昭教育長 大野議員の心遣いで特別に発言を許可していただいて大変ありがたいやら、ちょっと戸惑っているところもありますけれども、せつかくの許可ですので、今の私の思いを発言させていただきたいというふうに思います。

きのうの町長、副町長、教育長の報酬のカットについてですけれども、私は今回の議案に提案しました10%カットというのは、町の財政を考える中でもう誠意を持って10%ということで、以前から協力してきたつもりです。ですから、私のそういう誠意を、町長が退職金をもらわないということで、その前倒しみたいな形で50%カットということで、小倉議員によりますと志を同じにする教育長も同罪だというようなことをおっしゃっていますけれども、それはそれでいいと思うのですけれども、ただ私にとってはそういう職員の給料を議会で修正動議を出して勝手にするという、勝手と言ってはちょっと申しわけないのですけれども、急なあれなので、言葉がちょっと選べませんが、議会で動議を出せるということは、これは別に私自身は問題ないと思うのですけれども、

ただ職員の給料を50%カットする、60%カットするというのは、やっぱり本人の了解を得るなり何かが必要ではないかというふうに私自身は思っています。それは議員の皆さん方が、9名の皆さんが賛成をして、それが通ったのですから、私はそれをきちんと守ります。だけれども、私の思いとすると、そういうやり方はいいとしても、中身によっては非常に相手に迷惑をします。私もただ教育長をやっているわけではありません。生活がかかっています。ですから、これで税金を引かれたりすれば20万ぐらいでしょう。20万で、女房と2人ですから、生活はできると思います。私も教員時代の退職金がありますから、それを細々とつなげば当然生活はできると思います。ですから、生活には困りませんが、やっぱりそういうやり方といいですか、そういう相手の気持ちをもっと少し酌んだ、そういう修正動議でやってもらえれば非常にありがたかったかなというふうに思います。

先ほど大野議員さんが教育長も賛成議員がいてうれしかったのではないかなというような発言がありましたけれども、私は決して、賛成していただいた方には大変申しわけないと思いますけれども、賛成した方がいたって、全部の中で決めるわけですから、これが民主主義ですから、ですから私は決してうれしくありませんと申し上げたところです。そんなことで、賛成した9人の人たちの前々から言っております、教育長はいつやめるのだいというのは大野議員から言われました。しかし、大野議員だけではなく、ほかの人たちからも何人かから言われておりますので、それらを勘案しながらどういうふうこれから判断をするか、私自身で考えたいというふうに思っているところです。

どうもありがとうございました。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 大野議員の質問にお答えいたします。

大変議員のほうから公約の問題等々質問をされました。私は、その公約の実現に向けて、任期中努力していくつもりでございますので、ぜひ議員の皆さん方にもご協力をいただきたいと思います、このように思うわけです。

終わります。

〔「町長、答弁になっていないんだけど。すぐできることはやってもらいたいんだけどということを、開発の問題とか情報公開とか歩切りの問題だとか。そういうことを言ったでしょう、それについて考えを」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

ぜひできるものから任期中に一生懸命やりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○横山英雄議長 大野議員。

○17番 大野 栄議員 あと1回あったのだけ、そろそろあれだけども。あと1回ね。

〔「1回だけ」と呼ぶ者あり〕

○17番 大野 栄議員 1回ね。

○横山英雄議長 まだ2回目ですけれども、残り時間が10分です。

○17番 大野 栄議員 はい、わかりました。まだあと1回の10分という残があるようです。

今答弁されましたけれども、私は積極的に町を、あなたがやってきたのはぶっ壊すために4年間頑張ってきたのだ、同じだというふうにもいろいろ事実をもって言ってきましたけれども、積極的に公約実現のために力をかしてやっていくのだから、できることは町民の皆さんとお約束したのだから、やりましょう、やってください。それで、金のかからないところからやってください。そのようにやりますと言ったって、具体的にではどうするのかと、そこがなくてはこれになってしまうのです、あなたの話術にだまされてしまうのです。やっぱりそういう立場であれば、では来月からとか今月からとか、もうとにかくやってみましょうと。やっぱり60過ぎてしまうと、何でもおっくうになってしまうのですか。やっぱりそういう受けとめて、できるものから積極的にやるのです。あなたパワーがあるのだから、選挙期間中あれだけ駆けずり回って当選されたわけですから、そのパワーを町政運営に持っていくのです。だから、できることはやりますと言ったって、期限は、いつから、何も全然言わない。それで、これにだまされてしまうのです。だから、具体的に、ではいつごろから、できるものからというのは、これとこれとこれはできそうだと、これはちょっと時間がかかるけれどもと、時間がかかったときにまた相談すればいいのでしょうか。そんな難しいことを私言っていないですよ。だから、そのように頑張りますと言ったって、それではもう空文句なのです、だめ。だから、どことどことどこができそうなので、この件については早急にやっていきたい、いついつからやっていきたいということ私は求めているのです。できるだけそういうふうにしませうではだめ、やっぱり。現実性がないから、やっぱりきちんとけじめつけていかないと流されてしまうのです、惰性で。それはだめなのです。やっぱりけじめつけて、ではできることから、ではこういうこととこういうこととこういうこと、こういうことはすぐできそうなので、お金も予算も要らないから、ではすぐやるようにしましょう。では、例えば4月の入学式や何か一時終わってからやるだとか、何かあるでしょう。そういうことを答弁として求めているのです。

それから、あと一つ、きのう財政調整基金のことについて、使い方についてありましたよね。それについて私も残念ながら30年間財調の扱い方は足りなくなれば使って、また返せばいいやという認識だったのですけれども、町長もそういう認識に近いような、財調の扱いはそうだったようです、わからないけれども。それで、財政の総務課長も確かに歳出の歩切りというのは甘い部分はあったかもしれない。私が本会議の中で、補正予算の中でうんと心配した点がやっぱり出てきてしまったのです。もう何回も言っているように、たばこ税を上げて予算をとっているのです。これからたばこを買うのには、青少年の保護条例か何かあるので、こういうカードか何かでしかたばこを買

えないようになるみたいです。そうすると、中学生だとか高校生だとか、そういう方が買いたくても買えないようなシステムだから、恐らく売上げはダウンするでしょう。ところが、上がっているのです。だから、目いっぱい予算をとっているようです。それで、3月の決算の中でも減額されたものを多くしてとっていたりと、歳入です。だから、その辺のやり方も6億からの財調を崩したのですけれども、一般財源でばっと入れてしまって、どこに何が使われているかわからない、そういうやり方はだめなのです。それで、気がついたらひとつ勘弁してくださいといったって、それでは執行者と議会の談合になってしまうのです。談合ではだめ、気がついたときから正して、それでやっぱりやっていく、そのためにはどうしたらいいかと。やっぱり臨時財政をつくって、本予算を6月にやればいい、臨時財政をつくらないとだめです。わかっているわ、幾ら頼みますよといったって、わかった時点でだめです。だから、結局6億の使い方、こういう形でという形にできるためには、条例改正しないとだめでしょう。あの1条、2条、3条だけでは該当しないのです。いろんなみんな、小倉議員が言ったように、条例がいっぱいあると。では、そういう形で財源がこの事業についてこういう使えるようなシステムにするには、条例を変えなくてはできないでしょう。だから、1条、2条、3条というのを4条、5条というの、それは考えてと思うのです。だから、今暫定予算を立てて、きちんとした条例を改正することによって、今のすべての予算ができるのではないのですか。わかっているということではできないです、それは談合になってしまうから、いろんな意味で。気がついたときにやっぱり正していく、それはもうやらなくては。条例を改正すればできる。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○17番 大野 栄議員 わからない、それはまた、と私は思ったから、言ったのですけれども、今ではないです。6月の議会、暫定予算として、それまでに改正を、どういうふうには変えればいいのかというのを、今ではないです。今はとにかく暫定予算しかないのではないかなと私は思うのですけれども、この後全協があるようですけれども、最後に公約のいつ、すぐできるようなそのことと、私の意見を述べました。答弁は最後の答弁ですけれども、お願いします。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 繰り返しになりますけれども、公約についてはできるものから積極的にやっていくということです。

それから、財政調整基金の……

〔「いつということ言われているんだよ」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 ですから、できるものから早急にやっていくということでご理解をいただきたいと思います。

それから、財政調整基金の問題ですけれども、設置の目的で災害復旧ですとか地方債の繰上償還ですとか、最後にその他の財源のということも入っております。これは、基金条例の設置の趣旨で

すけれども、それに対して処分が6条1項で経済上の変動等によりということ、ここが先ほどの前の議員にも解釈の仕方と申しますか、そこがお互いの理解の仕方がというようなお話も申し上げましたけれども、20年度の予算編成に当たってはそういった条例の違反等がないような考え方で財政当局も予算編成をいたしましたし、私自身もそのような考え方から20年度予算を編成したということでもありますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○17番 大野 栄議員 以上をもちまして、一般質問を終わります。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

[午後 5時06分 休憩]

○横山英雄議長 休憩前に引き続きまして一般質問を行います。

[午後 5時23分 再開]

◇ 小 沢 泰 治 議 員

○横山英雄議長 3番、小沢泰治議員。

○3番 小沢泰治議員 本日は、大勢の傍聴の皆さんにお越しいただきましてありがとうございます。何か午前中と比べるとちょっと少ないので、がっかりしているのですけれども、私3番の小沢泰治です。多くの町民の皆さんにかわって、議員の責務であります質問をさせていただきます。通告にのっとりまして進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。また、役場の職員の皆さんには本当に退屈で申しわけないのですけれども、何か出番がなくて済みません。その分町長が頑張りますので、安心してください。

私はまず皆さんに、きょうは町長選から3カ月が過ぎたものですから、会社でいけば四半期の仮決算ということで、その辺を頭に置きながらお話しさせていただきます。邑楽町がごたごた過去していたと、4年間。その原因者というのが私は金子議員、当時の議員にあらかたあるのではないのかなと思っているわけなのです。そういう中であって、本当に邑楽町を混乱に陥れ、邑楽町を群馬県じゅうあるいは全国に恥さらしをしたというか、そういう意味では、またその中で議会内で裁判をやって、原告となって裁判をやっている身、あるいは町長選の前にお金を配ったとかということで、選管に対して修正だかそういうのをしたということ、そういうのを踏まえた中において、私自身は過去の4年間の混乱ということを考えたら、やはり邑楽町の首長にはふさわしくないと思ったのです。それなので、8月31日が過ぎまして議会が始まったときに町長に話したかと思うのですが、また町長のほうから小沢議員どうのということをお話されたものですから、実は私の希望とするとそういうものなのですということでお話ししました。なぜかということ、町を愛する私、4月から議員にさせていただいておりますので、ようやく中川前議長が議会のかじ取りをして平穩になってきたところ、また原告、被告という立場でありながら執行部、議会ということになったら、邑楽町の

今後の4年間は相当の損失が出るということを私は考えていたものですから、そういうお話をまずさせていただきました。

そんな中、12月2日に投開票の町長選があったわけですが、そのときにフェアプレーで町長選が行われたのであれば、私は過去にそういうことがあっても何とか軌道修正もできるのではないのかなと思いましたが、先ほどから町民の協力とか議会の協力だとか、町長からはお話出ておりますけれども、非常に協力をいただくということは厳しい4年間ではないかと思えます。そんな中、どうしたら町がよくなるかということで議会、執行部とも頑張っていかなければならないと思えますが、町民の皆さんの理解あるご指導、ご支援をいただければと思っております。

まず、選挙が終わって3カ月ですので、3カ月間に何ができたかということの検証をする前に、久保田前町長と現町長、金子町長が、現町長が選挙戦で使ったピラを先ほど大野議員、先輩議員のほうからもピラのあれありましたけれども、私あえて出させていただきます。なぜかという、余りにも実現不可能といいますか、うそのピラが配られた、それも全戸に配られたということで、あるいは町内を議員活動していて、9月例会ではほとんどの決算の議会で反対もなく、ただただ議会活動してくださった金子議員、現町長ですけれども、そういう中でそれこそ靴が二、三足すれてしまうのではないかと思うほど選挙運動、選挙活動をしたと思うのです。それで、議員辞職もしないでやっていたものですから、8月31日の当時の金子さんの出馬表明には、町民をないがしろにしているから、おれはそれを改めるべく立候補させてもらうのだということでぶったわけですが、現実には議員を辞職しないで、届け出によって自分が失職したわけです。結果として、邑楽町の議員の定数は16人ですが、15人になってしまいました。ということは、人数でいけば16分の1、人口でいったら何人になるかわかりませんが、そういう皆さんの思いを無視した行動をとった町長の立候補だったかと思えます。

そんな中で、配られた資料を皆さんにお見せさせていただきます。まず、久保田文芳氏はこの紙1枚で過去の実績、私はこういう細々としたことをやったのだということで町民に訴えたわけですが、途中で金子陣営のほうから、金子正一さんのほうからもろもろの普通では考えられないピラが配られたわけです。この裏を見ますと、すごく多くの事業を実行してまいりました。前町長は箱物をいっぱいつくった町長だ、ソフト面をどうのこうのという先ほど質問ありましたけれども、そのときに前町長は箱物をいっぱいつくった人間だということで先ほど町長は話しておりましたが、この箱物は30年後、50年後、100年後のことを考えて久保田文芳氏は実行したのだと思えます。例えば今秋妻で橋をつくっている、つくり終わったかな、どうなのかわからないけれども、行っていないから、あの橋についてもただ今だけのものではないのです。秋妻は邑楽町ですから、例えばどこと合併しても秋妻は秋妻なのです。邑楽町の役場、合併すれば支所になるか何になるかわかりませんが、あそこに来るのにはあの橋が非常に秋妻とすれば有効だと。先ほど本間議員のほうから市街化調整区域あるいは既存宅地の件でありましたけれども、非常に高島地区というのが大変な

地区にある、そういう中で久保田文芳氏は路線バスですか、そういうのも走らせるようにしました。これ1枚のピラで選挙戦をしようとしたところ、出てきたのが6つの約束、豊かな行政経験39年をもとに健やかに発展する新生呂楽町をつくりますという、こういうのが配られたわけなのです。まだこれだけならいいのです。というのは、これは自分の主張、例えば100%の情報公開ですから、これをやってもらえばいいのですから、何の問題もないと思います、ここに書いてあることだけでしたら。次に出てきたのが、大変なのがこれなのです、これ。1,400万円をいただきません。15歳までの医療費無料化に充当いたします。退職金もらわないでです。これはできないことなのです。群馬県知事の選挙がありましたから、当時知事と同じようにそんなことをやるのだと言ったけれども、群馬県知事の退職金支給のシステムと呂楽町、千代田町、小さなこういう町村、あるいは消防組合だとかそういうところの、医療組合だとかの退職金の支給組織システムは全然違うのです。違うのをあたかも信用度の高い知事を前面に出してピラをつくった、これが間違い、もともと間違っているのです。1,400万円をもらわないわけにいかないのだから、これが間違っているのですけれども、なおかつそれに知事を例に出してピラを配ったわけなのです。これが1つ。

それと、先ほどの米プロジェクト、農家の皆さんにとっては非常にこれは魅力ある、先ほど金額も出ましたけれども、だと思えます。これも借金、町債をふやせばとりあえず何とかできるかもしれない、7,000円差額を払えばいいわけですから。でも、先ほど小島議員さんのお話のように、借金はもう国、県、町を含めて大変な額に上っているという中で、とにかくこのピラが私は、町長選の票差は500票か600票でしたよね。そうすると、2分の1すると250か300票なのです。そういう中で、このシステムを知らない町民に配ったこのピラ、だました偽りのピラ。それと、この米にしても実現不可能な、農家が聞いたら、小倉議員が話していましたけれども、喜びます。だけれども、それには裏づけが必要です。そういう中で、町長になられたわけですが、先ほど多くの町民の支持を得て私町長になったのだからということでやっておりますけれども、この2つのピラがなかったとしたら、皆さんいかがだったでしょうか、結果は。結果がこういうのを使って出てしまったわけですから、しょうがない。だけれども、これからの4年間は山あり谷あり、本当に風が吹き、大変な4年間かと思えます。私が思うのに、ほとんどの提案の事業は否決されてくるかと思えます。先ほど大野議員が金がかからないのから早くやれよと言ったけれども、それが本当のことかもしれません。お金がかかるとかそういうことについては、当面は否決されてにっちもさっちもいかない。人事についても、議会の可決が必要なものはなかなか思うようにはいかないかと思えます。

根回しが相当必要になるかと思えますが、そういう中で通告のとおり、通告が町長退職金ゼロの公約問題についてということでお話したので、たまたまきのうの議会で動議が出て、1,400万円は議会の提案で担保されました。それは、町長がやった事業ではないのです。あくまでも議会がやったのです。それで、こういう1,400万円というピラを出すときに、やはり町長は全体、町長になろうとする人は、首長になろう人は全体を考えてピラをつくらなかったらだめです。こんなものを

つくったら、4年間がたがたになるに決まっているでしょう。できないことをできるということで、うそのピラをまいているのですもの。だから、先ほどの1,400万円担保はできた、そして小島議員のほかの提案の医療費の無料化もできた、これはあくまでも議会のやった仕事です。それをよく傍聴の皆さんも心しておきながらあちらこちらでお話ししていただければと思います。

それで、全体を考えてもろもろのことをやってほしいということで今話しましたが、教育長いらっしゃるから、教育長を先出しますけれども、教育長、副町長の給料の件につきましても、町長が半分になって、教育長が町長の倍ものお給料をもらっていておかしくないでしょうか。だとしたら、町長はその辺も踏まえて、おれが何やったらどういふふうに影響するのだと、それを考えてこれからのあらゆる事業について実行していただければと思います。例えば久保田文芳氏の48億円の20億だから、28億軽くなったのだよ、1人10万円ずつ借金しなくても済んだ。それは事業計画で、前の事業計画でいったとすれば、町民は1人について10万円の借金を背負う覚悟だったのです。この高齢化、少子化、デフレ、経済が非常に悪化している世の中、日本がまた高度技術がありますけれども、後進国に置いていかれている現状、その辺をかんがみれば全然、何か経営者感覚とかという話も出ましたけれども、大間違いだと思うのです。

そんな中町長になって、2万8,000町民がゆだねているわけですが、1,400万は担保しましたけれども、議員の力で。12月2日に当選しまして、町長に幾日からかなったのだと思いますが、その前から町長になるべく動いているわけですが、退職金の問題についてです。県、市というのは太田市だとか館林、近隣の、それと郡内各町、板倉、明和、千代田、大泉、そういうところ、あるいは群馬県総合事務組合には何かのついでで行って話したというお話でしたが、そういうところに行って1,400万おれはもらわないようにしたのだけれども、どうだろうとか、そういうことで、特に千代田の町長が今邑楽郡の代表ですから、邑楽郡の議員ですから、千代田を先頭にして時間を割いて回っていただけたでしょうか。それで、いただいたとしたら何月何日が何町、何月何日が何町、それを教えていただければと思います。そういうことです。

それで、先ほども言ったように、行政、議会は非常に大変な4年間になりますけれども、やはり対外的に胸を張って町長みずからトップセールスができるような状態に邑楽町を置いておかなかつたら、邑楽町の発展はないと思います。ましてや、近隣の市町に対して物も申せないと思うのです。太田、館林、邑楽5町を入れますと40万の人口になります。その中で、横山議長が言うように邑楽を中心にして2市5町で合併すればいいのだよ、そういう話を議長がよくしますが、そういうときのリーダーシップもとれないのではないかと思います。なぜかというと、町長の退職金1,400万、町によって違いますが、そんなの私もらうのは当然だと思います、一生懸命仕事やるのだから。そういうことで、その1,400万の件、それでピラの件、教育長、副町長の給料が半減される、そういう件について町長の申しわけなかったとか自分のこれが間違っていたよとか、ぜひ間違っていたというのを私は表明していただきたいと思うのですが、先ほど川田教育長は残念がっていましたが、

全責任は金子正一町長にあると思うのですが、いかがなものでしょうか。ピラがでたらめなのだから。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

選挙戦のときに退職金はいただきませんということのピラを配布したのは、私の後援会のほうで配布をしていただきました。その中身については、私も承知をいたしています。それができないという決めつけの質問ですが、きのうも答弁をしたかと思うのですが、県の担当のほうに電話をしたところ、できますというような話です。ですから、12月の26日だったと思いますが、議員の質問にもそのように答えてあります。しかし、ではそのできるということがどういうことかということですが、それには条件がありますというもお話し、答弁をしたかと思えます。その条件がクリアできればできるのですということです。

そのようなことですから、その後できるような努力をしたかということですが、きのうも2月の8日に県の町村長の会議があった折、事務組合に寄りまして、そのようなことをいろいろ聞いてきた経緯はあります。ほかの自治体の、邑楽郡ではおっしゃるとおり千代田の町長さんがその議員になっておりますけれども、千代田の町長さんのところへ具体的にその手続について行っておりません。それから……

〔「大泉」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 大泉もたまたま、日はちょっと記憶していませんが、郡の町村長会議があったときにこのようなことですが、退職金をいただかないということなのですから、そのような話はした経緯はありますが、これは邑楽郡の町長全員が集まったときですけれども、そのような話をした経緯はあります。

ただ、そのような状況ではありますけれども、昨日私の退職金のことをもとといたしまして、報酬月額50%ということの削減といいますか、減額修正動議が出されて可決をされたということですが、そのことでの、現在教育長が在席ですので、教育長のことについてどう思うかということですが、これは私はそういう考え方からすれば、私が選挙公約でやったことが原因で修正動議が出されたわけですから、それはそのことを思えば教育長には申しわけないという気持ちはありますが、先ほども教育長のほうから答弁があったようですけれども、その減額修正ということについて話し合いもない中で性急にそれこそ出されたということを考えれば、1,400万の退職金に見合う分を担保したとはいえ、やはりそういった状況の中での相談といいますか、なされていけば、先ほど教育長がお答えをしたような、また私もそのことについて説明ができたのかなと、そんな思いであります。

選挙戦の前に、冒頭邑楽町がごたごたしている原因は金子にあると、恥さらしだというようなご発言がありましたが、私はごたごたにした原因をつくっているつもりはありませんし、町が他の市町村に対して恥さらしをしているような思いは、私は今までの議員生活の中ではした覚えはありま

せん。

以上です。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 現実に上毛新聞あるいは全国紙に多々邑楽町のごたごたが載りましたよね。

そういう中で、そういうのはやはりマイナスかと思います。ましてや、議員が議員を訴える、裁判に持っていく、そのこと自体が私は間違っていると思います。なぜならば、辞職勧告決議案が出て否決されたのだから、それでいいではないですか、普通の議員でいられるのですもの、議会内でも。賛成多数の方がいらっしゃって。なぜそのしてはならないようなことをしてしまったか、その反省もなく邑楽町の首長として邑楽町を引っ張っていく、邑楽町を発展させるということが普通にできるでしょうか。議長を抜きますと、あなたが失職を選んだために1人の欠員がいますから、14人しかいないわけです。そういう中で、5人が被告ですから、おのずと今後の町政運営について大変なものがのしかかるというのは、39年も役場職員でいたわけですから、その経験からもわかるかと思うのです。ましてや、4年間議員でいて、その大混乱の議会の中をくぐり抜けてきたわけですから。結果として、私は適任でないと思っているのです、一町民として。そういうことで、これからもろもろ案件が出てくると思うのですが、その中でどんなスタンスで議会に重要議案といいますか、町民に対してためになる議案を、事業執行のそれを議会に問うてくるのか、ぜひその辺的確にお聞きしたいです。どうしたら賛成が得られるか。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

小沢議員の質問は、質問事項が第1点は退職金の問題、第2点は議会内において金子議員が裁判の云々というのがありますが、この質問はあわせての質問のお答えということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 よろしいですね。

〔「2番目とね」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 それでは、お答えいたします。

これから町政運営をしていく上で、そのような裁判等があった、その裁判を起こしたという理由については、前の質問者にお答えをいたしましたので、省かせていただきます。

さて、これから町長として町政運営をしていく上でそのような状況があった、これを町を前進させるために進めていくことをどう考えているかということでもありますけれども、私はそのことはそのような事情があったとしても、町長と議会の議員ということの考え方をとっていただければ、町で提案する議案、これは町民の皆さんの利益につながる、あるいは町民の皆さんのサービスにつながるということの執行部としての提案をするつもりでありますので、そのような視点に立ってぜひ

ご協力をいただくようお願いをしていくということでございます。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 ぜひいろいろの事態が発生した場合に、もともとがこういうことで当選してきているわけですから、議会のせいにはしないでください。まず、物をおっしゃるときに自分の胸に手を置いてから、この辺をかんがみて、置いてから議会のせいだとか何だとかという、あるいは町民のせいだとかということのお話をさせていただければと思います。きょうは、傍聴の方も皆さんいらっしゃいますから、よくわかると思うので、現実にごたごたがあったのもそうだし、例えばこのピラもそうですけれども、原因は本人がつくっているものです。その辺を念頭に置きながらお願いしたいと思います。

それで、やはり町のかじ取りをするということはリーダーシップをとるということで、課長きょう全員いらっしゃいますけれども、課長が気持ちよく仕事ができる組織になっていなかったら、それこそ何事をするにおいても、課長が議会にかけたらどうになってしまうのかな、皆さんが応援してくれていいぐあいになるかな、心配しながら執行するのではなく、課長みずから喜んで事業を実行できるように、内部においてもリーダーシップを発揮していただければと思います。過去30年間言われたことをやる一組織の歯車ではありません。あなたが多くの、先ほど350と言いましたけれども、350の歯車、2万8,000の歯車を円滑に回していくのが金子町長の仕事かと思っておりますので、よろしくお願いたします。

リーダーシップというのは、やはり自分の胸にマイナスの面を抱えていたらそれができないのです。先ほど裁判の件で話出ましたけれども、一向に謝らないと、放棄したのに謝らないと。その精神が邑楽町をだめにするし、昭和47年ごろ田中角栄というすばらしい総理大臣、コンピュータつきのブルドーザーと言われた首相がいましたけれども、あの方もブルドーザーを押しているときはよかったです。ロッキードでちょっと考えることが、それこそ大きな考え事が起きてしまったわけですが、そのときにはやはりリーダーシップがとれなくなっていました。結果として脳梗塞で倒れ、復帰できませんでしたが、それほど倒れるほど真剣にならなくも結構ですから、とにかくリーダーシップをとるには、とれるようにするには何、どうしたらいいか、方策は私ないかと思っておりますけれども、頑張ってくださいたいと思います。そのリーダーシップの件につきまして、職員あるいは議会あるいは町民に対して一言お願いしたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

リーダーシップということは、議員が指摘されますように、いろんな仕事を遂行していく上でもその責任ある立場ということの状況を踏まえていかなければならないということかなというふうに思いますけれども、私はこういう立場で仕事を任されたといいますが、町民の方に支持されまして就任をして、今お世話になっているわけです。当然のことですが、職員に心配をかけるような、あ

るいはいろんなことで迷惑をかけるようなことのないように日々努力をしていきたいというふうに思っています。小沢議員今いみじくもおっしゃられましたが、そのような考え方で行政運営について提案をし、町民サービスについて進めていくということでもありますから、小沢議員のご指摘も十分承知をした上で進めてまいりたいと思いますし、ぜひ小沢議員にもご協力をお願いし、理解をいただくようにしていただければというふうに思うわけです。これは、小沢議員だけではありません。全議員の方に町を思うということの執行部の考え方を理解いただいて、その結果が前に進むように私も努力をしたいと思えます。したがって、できるだけその心配ですとか、そういうものを払拭するという形でこれから仕事に取り組んでいきたいというふうに思っています。先ほど議会のほうに責任をとることがありますが、決して議会のほうに責任を私は押しつけないといえますか、そのような考え方はありませんので、ぜひ誤解のないようお願いしたいと思います。

以上です。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 こういう金子正一の6つの約束というのがここにあります、先ほどの1,400万円が議員の動議で担保された、非常にお子さんを持つ親御さんにとってはうれしがっていると思います。私それこそこの上毛新聞の記事、三役の給与半減、これを邑楽町じゅうに広報と一緒に配布してやりたいです、議員の力でこういうことができたのですから。9対5ですよ、ということで9の方が賛成してこれが実行できたわけです。川田教育長、これからできるかどうかわからないけれども、副町長には本当に申しわけない、町長の不徳のいたすところで。

そんな中で、町長はこの6つの約束ということで、私12月の定例会のときにお話ししておきましたが、100%の情報公開が大変なのです、これは。100%というのが。これについても断定ではなくて、これに向けて努力しますのピラだったら逃げ道があったのです。断定は逃げられない、この100%も逃げられないのです。皆さんわかりますよね、100%ですから。どんなささいなことも情報公開ですから。説明責任も負いますということですから、大変です。そこで、1つ先ほどの議員のお話の中で出てきましたけれども、情報公開100%ですから、1月28、29日に町の商工業の発展、いろいろ考えながら、念頭に置きながらある企業を訪問してきたのだということですが、何社の企業を回って何の会社に、社名と何社の、社名を言ってもらえば何社とわかりますが、そのお話をまずしていただけますか。100%情報公開ですから。

○横山英雄議長 小沢議員、ただいまのは3問目でいいのですか、3番目の。

○3番 小沢泰治議員 それに入っていく結構です。

○横山英雄議長 はい。

金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

先ほどもちょっと確認をさせていただいたのですが、質問の要旨がいろいろ絡み合っているよう

ですので、どのように答弁していいのかちょっと迷ったわけですので、第3問目の安定財源確保のための行動、活動はということの理解でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 1月の28日、29日と2日間にわたりまして、町内の企業を訪問いたしました。今お尋ねの企業の名前、それから訪問企業の数について何社行ったのかということですが、ちょっと記憶が薄れておりますので、後ほどその関係についてはご報告をさせていただきたいと思いますが、特に訪問をいたしました企業の中では、鞍掛の工業団地に立地をいただきました企業を中心として訪問をし、それから名前を挙げても差し支えない、いろいろありますから、いずれにいたしましても中心に企業訪問してきたということです。その訪問の目的というのは、町内の企業、工業の活動をされている中小企業の会社と同じような形で仕事が、何とか下請的な仕事がいかなものなのでしょうかとか、それから先ほども出ましたが、雇用の状況はどんな形なのでしょうか、それから当然町の収入にも、税金にも影響するわけですが、企業の経済活動はどのような形でしょうかというようなことをお聞きしてきたということが主な内容であります。後ほど企業名と訪問数をご報告をさせていただきます。

〔「日時、時間も」と呼ぶ者あり〕

○金子正一町長 おおよその時間は大丈夫だと思います。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 3番目の本題に入らせてもらいます。

安定財源確保のための行動、今の行動、活動もそうかと思うのですが、行動、活動、どういうふうにやったらいいかということについて私なりの思いをちょっとお話しさせていただいて、それでお話へいきたいと思います。まずは、合併について町長自身どういう考えを持っているかなのですが、私はもうここに来たら2市5町、以前でいえば2市8町ですか、3町なんていうことを考えたこと自体、何年か前にそういう考えがあったらしいのですが、非常にナンセンスだと思いました、私は。なぜかと申しますと、3町で8万人ぐらいになったのですか、それで8万人で、人口減少の社会にあって、高齢化で収入財源が減る中子供は少ない、いい話一つもないわけです。その中で、人口が今の人口の8万人の約7掛けになるということですから、私が死ぬときあたりは7掛けになってしまうわけです。七八56、5万五、六千人になるわけですか。そういうことを、行政に携わっていたわけですから、どうなるのだということをもうわかって仕事していますよね。ただあてがわれた仕事をしていたわけではないと思います。

そういうことを考えた場合に、3町の合併自体が私はどうして3町にするのかな、首長が2人だけいなくなればいいから、あるいは議員定数が1市5町なり、それと比べて少なくなるのが少ないのだからかなとかいろいろ考えましたけれども、邑楽町の例えば鶉の方が大泉町の古海でも仙石でもいいですが、そこの皆さんとの交流、あるいは鶉の方が遠く新田町の木崎、昔サッポロビールが

ありましたあの辺との交流、古海、仙石との交流、新田町の木崎との交流ということ考えた場合に、大して遠くでも変わらないと思うのです、交流については。合併して市民、住民がいかに豊かな気持ちを持って生活ができて、いかに効率的な行政運営ができて、またこの東毛が、鶴舞う形の首から先が全体として発展できるか、そういうことをやはり念頭に置きながらしていただければと思うのですけれども、私は先ほど話したように2市5町、ここに至っては。館林からこの間来ました皆さん、先ほど話ありましたけれども、2人の議員が来てどうのこうのと来ましたけれども、早速その議員に、私外出していたものですから、折り返し電話をさせていただきました、この時代に何考えているのだと。道州制ということを考えれば、両毛ということを見ると、やはり両毛の中心であるこの東毛があらゆる面で力をつけて、群馬県内においても現実に工業出荷額においては群馬県の約半数を占めているわけですから、そういう中であらゆる面で力を発揮できるのは今でいえば2市5町、昔なら2市8町ですか、そういうのがすばらしいと思うのです。その上で、羽生だ、行田だ、足利だ、佐野だ、桐生だということと一緒に、そうすると橋の問題も利根川新橋だ何だ出ていますけれども、橋の問題も出てきますが、そういうことで合併するのだったら大きな合併と、ましてや群馬県一の町になりますから、それがいいと。それで、なおかつ各地域ごとの豊かさです。新田においては新田の豊かさ、板倉においては板倉の豊かさ、それを担保、保障しながら1人の首長が多くの地域から出てきた議員との合意によってすばらしい行政執行ができればと私は思っているのですけれども、町長の今の合併に対するスタンスと申しますか、私は今言ったよりほかはないと思うのですが、その辺をぜひお話しいただきたい。それで、ぜひ邑楽町が、先ほどもお話ししたのですが、リーダーシップと申すのにはきれいでないといけないよ、だから金子町長、大変なのです。長谷川町長は謝りました。襟川町長は満額退職金もらって、今度町長選には出ないと言っています。針ヶ谷町長も何期も何期もやりましたから、相当退職金いただきます。そういう中で、自分がうその1,400万を出すのは格好いいかもしれない、だけれどもこれは立ち行きません。そういう中で、合併についてお話を伺いたいと思います。

○横山英雄議長 小沢議員、今のは3問目の2回目ということでもいいのですね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

いろいろのご質問がありますので、なかなかこの集約ということにちょっと混乱しているのですが、合併の考え方ということでお答えをさせていただきたいと思いますが、小沢議員、合併するなら2市5町がいろんな面でよろしいというようなお話ですが、合併問題については先ほどの議員にもお答えをいたしましたけれども、この合併の枠組みと、それと時期については、隣接する市町とのいろいろな合併に対する思いと申しますか、それから現時点ではその合併に対しての動きがあるようです。今小沢議員がご質問の中にもありましたけれども、館林の議員が小沢議員のところへお邪

魔して、その合併の問題についていろいろご相談があったと。他の議員にもそのような状況があったということであります。館林の市長が私のところへ12月の20日だったと思いますけれども、来た折には、1市5町でということの相談といたしますか、ありました。これは、合併の新特例法の期限までという内容の案内文だったわけですが、そういうことがありました。それから、隣の町では議会のほうで議員がその検討委員会といたしますか、そのような組織をつくった中で、太田の議員と勉強会をしているというようなこともあるようです。

そういういろんな状況を考えますと、隣接市町での動き、いろいろその枠組みですとか勉強会といういろいろな動きがあるようですけれども、さて町としてどうするかということなのですが、私の考え方としては先ほどもお答えをいたしました、まず町の置かれている状況を議員の皆さんも私も含めて、いろいろな合併に対する問題点を勉強するといいますか、研究するといいますか、そういうことをまずは進めていくことによって具体的にどうするかというような方向性も見出せるのではないかなというふうに思っています。大事にしないといけないのは、町民の皆さんの意見、町民の皆さんの考えということをやはり基本にしていかなければならないことは当然のことだと思っておりますので、アンケートをとる考えがあるかないかということもありましたが、現時点ではアンケートをとる考えはないというふうにお答えをいたしました、それは今後合併を進めていくということの中では議員の皆さん、そして私も当然その隣接市町との状況も踏まえた中で合併に対して調査、研究というのは必要ではないか、その上に立って慎重に進めていく、そのことが大切であろうと、そのように思っております。

〔「ある意味答えになっていないです。町長が考えていることが何だかなんです。2市5町がいいか1市5町がいいか1市4町がいいか、その辺の単刀直入にお話しただきたいんです。人のせいじゃなくて、町民がどう思うだとか他市町がどうなんだとかじゃなくて、町長のスタンス」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 先ほどの続きですから、金子町長。

○金子正一町長 将来的には、国のほうも道州制もあるようです。そういうことから考えれば、隣接市町との合意形成が得られれば大きな合併、今言われましたけれども、1市5町もあるでしょうし、2市5町ですか、ということの動きにもなるだろうと思っておりますので、大きい合併が将来的にはよろしいのではないかと考えています。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 将来的なんて言っていると、これあと2年、3年でしたっけ、3年でまた特例の関係が切れてしまうのかと思いますけれども、忙しい問題なのです。そういう意味で、先ほどお話ししたようにやはり財政の問題、安定した財源確保、そういうことで非常に合併が大事かと思

うのです。邑楽町単独でもろもろの例えば優秀な人材、邑楽町にいっぱいいらっしゃるんですけども、人材がいて、例えば役場の職員の皆さんにしても流動性というか、それが持てない。その辺で、例えば40万都市になれば、職員も相当の数になると思いますので、人事異動についてもしやすくなる云々があると思うのです。そういうことで、ぜひ今大きな合併ということでお話しいただいたので、その方向で進めていただきたいと思います。

それで、なぜ大きな合併が必要か、その辺を町長の思うところで5つぐらい挙げていただけますか。財源確保からいろいろこうあるわけですけども、5つぐらい。こういう6つの約束というのが出ているから、6つでもいいです。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 これは、合併の大きな目的というのはどこの自治体でもそうかなと思いますが、どこの自治体と言うと大変失礼ですから、取り消します。国もあのような大きな国債等の借入れ、借金もあるようですし、邑楽町についても先ほどの議員の中では、連結での借入金は100億は割ると思うのですが、100億近くの起債残高があると、そういったことを考えると、できるだけそのような状況をなくすということが一番大きな効果かなと。そして、国が示しております税源移譲によつての三位一体改革の中での地方分権ということを考えていきますと、身近なところすぐサービスが受けられるというような問題もありましょうし、30万あるいは指定都市等になれば、保健所ですとか福祉事務所だとか、本当に住民の方が身近でそのサービスを受けられるような状況も出てくる等々、その効果といいますか、効率性といいますか、そういう点での効果は十分期待できるかなと、そんなふうに思っています。

○横山英雄議長 小沢議員。

○3番 小沢泰治議員 これでもまとめということでよろしいのでしょうか。

そういうことで、町長も大きな合併がいいのではないかとということで、私も安心しました。3町合併なんていうことを今も考えておられるのでは困ってしまうなと思っていたのですが、本当によかったです。

最後に、私のまとめといいますか、そういうことなのですが、私はなぜ東毛、太田、館林が1つがいいかということは、大体国会議員にしても県議会議員にしても、東のほう出身の人はたっているよ。実際そうだと思います。なぜかと申しますと、広幹道がもう四十何年ですか、計画が立ちまして、その長きにわたっているわけです。まだ開通しない、何が悪い、実行力がないのです。役場の職員、県の職員に言われていることをやっているようなものなのです。久保田富一郎でも、名前出しては悪いけれども、あるいは板倉の引退した議員でも、また館林の議員でも、もうちょっと積極的に県に働きかける、国に働きかける、また国会議員の先生が国に行つて物が申せるように選挙民がバックアップする、できるわけなのです。なぜかという、工業出荷額が群馬県の半分もあるわけですから。それは、議員の先生方がスタンスが間違っているからだと思うのです。この広

幹道、354バイパスが4車線になって今通っていたとしたら、こんな邑楽町、館林ではないのではないかと私は思います。そういう中で、早く広幹道の完成、そしてあと1つの動脈が東武小泉線だと思えます。これを活用しない、それは本当に、そういう会社がやっているわけですから、法人がやっているわけですから、非常に難しいですけれども、40万都市になり、館林が東武鉄道の中心らしいですけれども、中心というか、いろいろの各線のらしいですけれども、その辺と40万都市の人口と工業出荷額、そういうことを念頭に置いて東武鉄道に迫っていったら、私はりょうもう号、ここを通ると両毛とは言わないのだね、足利を通るから、両毛になるのかもしれませんが、りょうもう号が、特急が通過するような鉄道にも私はできるかと思うのです。なぜかと申しますと、40万都市で工業出荷額が群馬県の半分、それで東京まで直通にする、伊勢崎までですけれども、あるいは赤城ですか、それを強力に推し進めていただければと思います。

小島議員が医療費の関係で頑張っていますけれども、やはり将来を見据えて邑楽町のかじ取りをする、また邑楽町が夕張みたいになっては困るし、永続的に発展するよう議会と行政ができれば一体になって進めていければと思いますけれども、やはり町民の合意形成、町民からアンケートをとってどうのこうのなんていうことではなくて、合意達成ができるように町長みずから動いていただきたい。また、他人任せでなく、自分がトップセールスマンとしてこの東毛市町を回っていただき、合併推進をお願いしたいと思います。それには、やはり胸に手を当てて、おれは間違いないのだということで頑張っていただければと思います。そうすることによって、町の職員も自信がつくと思います。町民も自信がつくと思います。すると、子供も今は1人、2人ですけれども、3人産めるような社会になるのではないかと思います。これから皆さん一緒に頑張りながら町がよくなるように、私も微力ですが、尽くしますので、どうぞよろしく申し上げます。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午後 6時30分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き一般質問を行います。

〔午後 6時45分 再開〕

◇ 石 井 悦 雄 議 員

○横山英雄議長 16番、石井悦雄議員。

○16番 石井悦雄議員 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。時間のほうも朝9時から、現在6時45分でございます。大変遅くまでご苦労さまでございます。

私が質問しようとする大半は、今までの7名の方からもう質問されているので、時間が大変短縮できるのではないかな、そんなふうを考えております。その中で、私は町長のための答弁を聞かせていただきたい、そんなふうを考えておりますので、それも重複する点が多々ございます。イエスカ

ノーかでも結構でございます。それでは、早速新年度予算ということで許可をもらったわけでございますけれども、予算書を見ますと幾つか質問したい部分がございますけれども、時間等もありますので、3つぐらいに聞きたいと思います。

その前に、一言申し上げておきたいと思います。それは、きのう予算書の関係で夜遅くまで審議されました。財政調整基金というものの処分の仕方によっては、大きな問題が生じてはいけない、そんな可能性もあるはずでございます。それなので、できることであれば慎重に取り扱いをしていただきたい、そんな考えがあります。これは答弁は要りません。これが済んでから、また昨夜に続きましての予算書の関係であると思いますので、これについては答弁は要らないと思います。

まず、予算書を見ますと給食センターの、数字は小さいけれども、12万7,000円ですか、調査事業費というようなことで計上されております。実は、先日事情がございまして、給食センターのほうへ出向いて中を見せてもらったり、設備等も見せていただきました。あの施設は、今から29年ぐらい前になるのですか、昭和の54年ごろだったと思うのですけれども、建設されたものです。人間でもそうですけれども、長いこと生きていけば疲れも出ます、忘れることもあります。当然給食センターにおかれましても、老朽化という言葉で表現したくないのですけれども、長い間多くの児童生徒に安心して安全な食を与えるために働いてきた場所でもございます。そういうことを考えますと、見た限りでは早急に建設する必要があるのかな、そんなふうに感じて帰ってきたわけでございます。建物ももちろん古いです。中の食をつくるためにいろいろ備品がございます。これらも必要に応じてかえていった部分もあるので、作業場においても大変苦勞されているのではないかな、そんなことを考えて、まずこれからの邑楽町を背負って立つ児童生徒に安全で安心できる食を与えるために、最近は食育という言葉も使われているようでございますけれども、できることであれば早いうちに検討される必要があるのではないかなと、まずこれが1つ。質問の中身が大変複雑な部分があって、理解できない部分もあろうかと思っておりますけれども、ゆっくり申し上げますので、聞いてください。

それと、もう一点は40周年記念事業、これはそのうちの29年ぐらい自分も携わってきたのですけれども、先人と申しましょうか、今日の邑楽町があるのも現町長を入れて8人ですか。こうして町のことを心配して議員となって、豊かで住みよい邑楽町をつくるために議員になられて活動された方が103名ほどおるようでございます。この人たちを対象にすることではないと思っておりますけれども、町を挙げて40周年記念事業をやるのに約820万ほどの予算が計上されておると思っております。

きょう朝からの質問を聞いている中でも、また答弁についても財政の厳しさがひしひしと伝わってきました。私は、記念式典をやることはやぶさかではないと思っております。ただ、やることについての中身ですか、内容と申しましょうか、それらについて検討する必要があるのではないかな、もっとわかりやすく申し上げるならば、今はもう物が豊富な時代でもございます。特に記念品をもらったからといって喜ぶような方は少ないのではないかな。むしろ一つの節目としてやるということで

あれば、経費等についてもかなり節減できるような気がいたします。それらについてもお答えを願いたいと思います。

そして、もう一点につきましては現在この場です、この庁舎、予算書の中では旧庁舎とありますけれども、現在使われている庁舎の件についてお尋ねしたいと思います。解体費用として3,500万ですか、計上されておられますけれども、私はこの解体事業をすることをいいとか悪いとか申し上げたくないのです。解体をするのについては、やはり今日までのこの地域の方々もおるわけでございます。むしろ知らない間に解体などをすれば、この周辺の方々はこの跡地についても将来どうなるのだと、そういう不安もあると思います。できることであれば、計上される前に全協でも結構です、一言議会に相談しても、決して罰は当たらないと思います。そうです、先ほどから情報公開という言葉もありますけれども、決してそれは実際には伝わっておりません。そういうことを踏まえて、この解体をいつやるかわかりませんが、今後やるについてもどうしたらいいか、また跡地等についてもどうしたらいいのか、その辺の話をしていただければありがたかったな。これは議員だから、言うのではないのです。当たり前のことだと思うのです。

その3点についてまずお尋ねいたします。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

まず、最初の20年度予算の計上で、給食センターの調査費についてということでございますけれども、このセンターにつきましては議員がご指摘のように大変長い、30年近く建設以来年数が経過しているところでございまして、大変老朽化が進んでいるということをご承知のとおりです。将来的にこの給食センターについてどのような形で進めていったらいいのかということも含めてなのですが、1つにはその給食センターについての運営状況、あるいは建設等も含めてなのですが、十分これから調査する必要があるだろうという考え方が1つあります。

それと、もう一つは老朽化とあわせて備品ですとか、またそこでいろいろ給食をつくっていただいている方がおられるわけですが、調理をされている方々は全員が臨時の職員で対応しているかなという、そんな状況でもあるわけです。したがって、建設をするのがよろしいのか、あるいは今現在3,000食を児童生徒に配食をしているということもありますので、あるいは民間のほうに委託をするのがいいのかということは、これからそういった中で研究する必要があるのかなと、そんな思いでもあります。安心で安全な給食を提供するということは、もうもちろんそのとおりでございますので、両面から検討していければというふうな思いはあります。

それから、2点目の40周年記念事業の関係ですが、式典の意義等については議員がご指摘されましたように、町制施行をいたしまして節目の年だということがあります。今まで町の発展のために尽力をいただいた皆さん方の、先人の方々への努力と感謝、そういうものを申し上げたいということで、それらの過去の歴史的な点を振り返った中で1つは考えていけたらということでの記念式典

の意義といいますか、考え方です。また、あわせまして庁舎が落成をするということもありますので、庁舎の竣工式もその40周年記念に合わせて実施をしたいということで計画をしているところでございます。その費用が予算計上820万ということの計上であります。これは、議員がご指摘をされましたように、できるだけ節約をする中で、今記念品のお話もありました。そういうことも含めて、できるだけ予算執行する上では節約に努める中で、そして具体的になりますれば、またご相談も申し上げることもあるかと思いますが、予算をとったから、それを全部執行するという考え方は毛頭ありません。ぜひ節約を図った中で成功させたいというふうに思っています。

それから、この旧庁舎の解体についてということですが、まことに議員がご指摘されますように、この庁舎の解体についての状況というのはお諮りもしない、ご相談もしないで予算計上した経緯があります。大変その点は申しわけなく思っております。さて、その解体をした中でこの跡地をどうするのかということも含めてですが、予算計上をしたという背景の中には、議員もご承知かと思うのですが、この建物がこのままだれもいなくなるということでもありますし、また耐震の問題も、大変老朽化しておりますので、そういった状況もあります。全く留守になってしまうということをお考えた場合には、いろいろな問題も発生するのではないかなというような憂いも考えた中で、早急に予算計上させていただいたという経過もありますので、当然この地域の皆さんが今まで長い間この地域でいろいろの方々とのかかわりを持ってきておりますので、そのような心配も当然出てくると思いますが、ぜひその辺のところについてはこれから議員の皆さんとご相談する中で進めてまいりたいと、そのように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 給食センターの件についてちょっとお話がございましたけれども、この給食センターは先ほどおっしゃったように、もしやるとすれば早急にということをおっしゃったつもりでございます。というのは、やはり今の状態だと、見ていて余り多くの、3,000食と言われましたけれども、その方々に食を与えるのに、衛生面からいって心配はないと思っておりますけれども、ちょっと考える必要があるのかな、そんなふうには思っております。やはりこれからの子供たちのことを考えれば、当然安心をして食べられるようなものを提供してほしいと思うのです。自分たち親から見れば、これからの子供のことを考えれば、自分で欲しいものをやめてもそちらへ目を向けてやったほうが親心としてよろしいのではないかな。できることであれば、何年もということではなくて、やはり早目のほうがいいと思っております。仮に新しくつくることになっても、いろいろあると思うのです。今ちょっと町長触れましたけれども、民間委託とかの問題もあるかもしれませんけれども、自分なりに考えて現況の直営でいかれるのか、それと民間に委託される方法もあるはずで。それと、もう一点は公設民営化とあって、建物はつくって中身については他の方に、指定管理者制度みたいな、そういう形をとられることも結構だと思います。その辺についても早急に建設する考えがあるのだったら、お答えをしていただきたいと思います。

それと、40周年記念事業ですけれども、これはもう町はそれなりの計画も立てられていると思いますけれども、厳しい財政であるということはもう町民の方は知っておるわけでございますから、華やかさでないような式典をぜひお願いします。

それと、もう一点はこの庁舎の解体ですけれども、これは年内に行うのですか。その辺についてお尋ねします。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 給食センターの関係についてですが、早急にその建設をとということも含めてですが、その選択肢としては現在のような形でやっていくのか、あるいは民間に委託をするのか、あるいは今おっしゃられました、公設の民営化ということであるのか等も踏まえて一番効率的な、一番問題なのは、私自身感じるのはそこで働いている方々が、調理をしていただいている方々がすべて臨時の方というような経過がありますので、そのようなことを考えますと、選択肢としては今3点ほど挙げましたけれども、そういったことを十分踏まえた上で、早い時期に方向性を示さなければというふうには思っています。確かに施設そのものは老朽化していますので、衛生面も担当の課長のほうから聞きますと、大変衛生面でも考えていかななくてはならないところもあるというような報告も受けているわけですので、その辺は十分、あってはなりません。何か問題等があってはなりませんので、そのようなことについては十分配慮していく中で、また検討をしていきたいというふうには思っております。

それから、40周年記念事業についてはご指摘をされたように進めてまいりたいと思っています。

それから、庁舎の解体について年内に行うかどうかということですが、20年度の予算ということで計上させていただいたということもあります。ただ、庁舎の移転ということ、新しい庁舎の開庁という考え方が、連休が終わった後の5月の7日ごろということで開庁を予定しておりますので、完全にそちらで落ちついた状況を見た中で、年内か、あるいは年度内にはということになるかと思いますが、そのような形で20年度内で進めていければと、そんなふうには思っています。そのときは、先ほども申し上げました、繰り返しになりますけれども、またいろいろご相談をさせていただきたいと思っております。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 解体の件についてちょっとお尋ねしますけれども、解体についてもし年度内に行うのであれば、もちろんこの周辺の方々のことも考慮した中で心配になるのは、心配というのですか、考えられるのは跡地の問題だと思います。それらも当然並行して進めていただきたい。事業が始まって、例えば自分たちがこの周辺に来て聞かれた場合に、いや、跡地のことについては全くわからないのだよというのでは、議員として大変恥ずかしい思いもあるわけです。これは、議員ばかりではないです。皆さんもそうだと思います。その点をよく考え合わせまして、周囲の方にもこういうことで今度庁舎を解体いたしますけれども、その後のことについてはこういうふうに進め

ていきたいのだと親切丁寧にやっていただければありがたいと思います。手落ちのないように、ぜひその辺はお願いしたいと思います。次の訴訟の関係に入る都合で、今の予算の関係については終わりをしたいと思います。

先ほど町長が何か石井議員が云々という、原告と被告の話をちょっとしましたけれども、私は正直言ってこの問題には触れなくなかったのです。触れないように考えておったのです。でも、あえて町長のほうからそういう言葉が出たので、終わりのほうでそれに触れさせてもらいます。まず、現在邑楽町が東京のほうで訴訟を起こされている件が2件あります。その2件の進捗状況と言う言葉が適切ではないかもしれないけれども、現況はどうなっているのかまずお尋ねいたします。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

今町のほうで山本設計事務所のほうからと、それから山本設計事務所ほか24社から2件の訴訟が起こされております。平成18年の9月の11日のときに山本理顕設計工場ほか20名から、その後18年の10月13日に、これは針生承一建築研究所というところから出されておりますが、3回の法廷の審理と5回の弁論手続がされているということです。私が昨年の12月19日に就任をした後、実はことしの1月19日に町の弁護人から相談がございました。その内容は、町長の交代のために、和解の方向性についての意思確認でありました。その意思確認について、速やかに和解の方向で進めてよいか否かの意向の確認だったということです。これに対して、私は町として過去の、過去のというのは前町長の経緯を見ると、和解の方向で進めていたというような状況であったようです。私もその和解の方向で進めていただきたいという考えは示しました。ただ、和解を進めるということの条件といたしまして、私は2件とも町の負担が生じないような形での和解の方向ですということを申し上げたと、町の代理人の弁護士にそのような形で申し上げたということが現在までの状況です。その後2月の15日だったと思いますが、代理人の弁護士のほうから2月の14日に弁論準備が開かれたと。その開かれた内容は、町のほうから全部解決を前提として考えていたのだけれども、1つのことについてはというのは、別件の取り下げは約束されたはずということを強く主張して、裁判所もこれを受けて原告を説得した。その結果、再度原告側が別件の取り下げも含めて相談するということになりましたということが2月の14日の報告として来ております。今回は、4月の7日に予定する、それから3月の6日も、別件のほうはきのうですか、別件での相談がされたということが現在までの経過ということになっております。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 今の説明を受けると、わかりやすく申し上げれば和解の方向で進まれるような話でよろしいのですね。実はこんなことを、私はどちらかというと静かで平和な町を望むほうですから、決してきついことは申し上げたくないのですけれども、これからの2つについてはちょっと厳しくなるかもしれません。というのは、もう今までの裁判についての問題についてお答えを

しているのが、何となく素直さが無いのです。これは、あなたがそうなのです。普通人間であれば、いい、悪いはわかるわけです。自分は正しいと思っているかもしれないけれども、自分たちから見ればそう見えない。よく言うのですけれども、先ほどもどなたかおっしゃっておいりましたけれども、やっぱり日常生活、ふだんが大事なのです。その場合わせて言葉だけでうまく巧みに操ると言う言葉はよくないかもしれない、ごまかすようなことは、町のトップとしては決してふさわしくない、そう感じませんか。

私は、町のトップとは言わない、何らかの形で人の先に立つような方は、人の前に出る方は、太陽ではないけれども、人に光が与えられるような、そんな人間であってほしいなと思います。それは、365日がそんな考えでいると疲れるかもしれない。でも、それは自分で別な趣味か何かで紛らすことはできるはず。しかも、いつかの町長の言葉を聞いておられますと、わかりやすく言えば失敗を恐れずというような言葉が使われておりました。失敗を恐れずということは、事と次第によっては大きな問題になります。失敗して悪かったなと言って済まされるとき、失敗をして取り返しつかないとき、その辺は39年の行政マンとして経験豊富なあなたですから、私がそんなことを言う必要はないと思います。ないと思いますけれども、9時からの一般質問の答え方がすべてそうです。申しわけないけれども、私は正直に言っています。やはり正直にやっていることが一番いいのです。自分で正直に、行動もそうです、生活もそうです、周りの方から、周りというのは町民から信頼されたり信用されたりできる人間でないと、先ほどどなたかおっしゃっておいりましたけれども、町のトップになるにはもう少し勉強する必要があるのではないかな。私だって神様ではございません。偉そうなことを言っていたって、自分だって必ずしもそうではないところもあります。でも、そのときには謝る、謝るといって、あなたの場合は謝るのを全く知らないのですから、正直言って。謝るといって語弊があるかもしれないけれども、悪かったねという言葉が人間として必要ではないのかな、そう思いませんか。その辺についてまず1つ答えていただきたいと思います。

それと、私はこれを大事にとっておいたのですけれども、今まで議会を29年前後開かれた中に出席しておって、議員として情けないというか、残念というのか、テープを議場に持ち込まれて議を開く、しかもこれからまた予算について審議する、こういう過去はなかったのではないかな。自分が記憶している中ではないです。やはり円満な行政が運営されないと、一番困るのはだれだかわかっていますよね、町民です。町民に不安を与えないためにも、平常心で公平、公正な行政運営をすれば、町民は余計な心配をしないでも済むと思うのです。でも、今のあなたにはそれが欠けています。これから先が思いやられます。こんなことを言いたくないです。喜んで言っているのではないのです。心を鬼にして申し上げているのです。この辺は、これからは十分反省し、気をつける必要があると思います。当然言っている自分だって気をつけなければいけないと思います。そういう意味においても、お答えを願いたいと思います。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 ごまかすというようなご発言がございましたが、私はごまかすような気持ちはありません。それは、議員がどのような形でそのように感じたかは知りませんが、私は誠心誠意事に当たっているつもりです。

それから、失敗を恐れずというお話もありましたけれども、私はそのことを引用したのは、それぐらいの真剣さも必要ですし、本当に失敗したら確かに困りますけれども、仕事をしていく上でそのような気持ち、失敗を起こすということが結果としてなったという場合は、これは大変な問題にもなりますけれども、やはり進めていく上でそのような気持ちも必要なのかなということで申したつもりで、決してそのことがほかのところに波及をして問題となるようなことを指して言ったつもりではありません。

それから、テープを持ち込まれてのご質問ですけれども、たまたまテープを回しているときに事務局長のほうにもちょっと聞いてみました。そうしましたら、そのテープを持ち込むことについては議員の皆さんが資料を提示して発言するということと同じですというようなことに解釈できますということだったものですから、ああ、そうですかということで理解をしたのですが、そのテープの内容は確かに議員が言われるように、私自身の裁判のこと、そういうことが大きく長い時間流されていまして、私の気持ちとしては、前の議員からも謝罪をしなさい、あるいは発言の取り消しをしなさいということがありましたけれども、結果としては今そういう形で来ておりますけれども、その原因が私には許せなかったというようなことがあったものですから、ああいった形で12月の26日に放棄という形で終わったわけですが、私自身の気持ちとすれば、全く身に覚えのないようなことでそのような勧告が、ましてや議員が議員に対して辞職の勧告をするということが事実としてあったのであれば、これはもういたし方がありませんけれども、そういうことは身に覚えがなかったということで、今申し上げたようなことになったわけですが、誤りがあれば、私は素直に誤りは申しわけなかったということで謝る気持ちはありますので、決していつまでもそれを突っ張っていくというような気持ちはありません。誤りがあれば、自分自身は素直に認めて、そういうふうには。

○横山英雄議長 石井議員。

○16番 石井悦雄議員 人間というのは感情の動物ですから、とらえ方によっては厳しくも優しくもなると思います。そこで、1つ申し上げます。これを私が不在のときに、親切に私どもに持ってきてくれた方がおったのです。まだ封は切ってありません。石井悦雄様、みんなで考える会。これを見ると、2005年11月18日とあります。これが先ほどのここにあったテープと同じです。これは何か話によると、2時間ぐらいあるような話も聞いております。その方が今どんな心境でいるかわかりませんが、いい証拠になったなと私は思っております。

それと、答えたくないければ決して答えなくも結構ですから、せっかくの機会で、こんなことは本当に言いたくなかったのですけれども、町長が先ほど石井議員が来て会わなかったと。私があなた

と会わなかった理由を申し上げますか。あなたが信頼できないから、1対1では会いたくなかったのです。こんなことを記録に残るような場所で言いたくないです。1対1では言わなかった、言ったで済んでしまうでしょう。だから、あなたの都合のつく時間に合わせて自分たちの原告と被告、もう済んだといえばそれまでかもしれないけれども、置いていないのです、自分たちは。私も歴史の余り古い家庭ではございませんけれども、結構父親には厳しく育てられました。うそなんかつきたくないです。うちのおやじのことは知っていると思いますけれども。ですから、あなたのことを言っているのです。自分が同じだったら言わない、言う資格ないです。質問からちょっと外れるかもしれないけれども、人間というのはやはり持ちつ持たれつなのです。そう思わない。どちらかという、本音で話ししようと思ったのがそんなことで、石井議員が来ればというような話だったけれども、1対1で会わない理由はあなたが信頼できなかったからということで心にとめておいってください。会うときは、複数で会って話がしたいです。

このテープですけれども、正直言ってこのテープ、別なテープで聞かされたのですけれども、聞いたことがあったのですけれども、その中身を見ますと、あなたは奥さんおりますよね。もうここで質問ができないものですから、これだけで結構です。奥さんおりますよね。奥さんとは話することありますか。さかのぼりますけれども、12月26日、質問されたある方から一般質問の中で、これは重複するかもしれませんが。そのときに放棄になったことを知らないと言っていましたよね。でも、その日にどなたかおっしゃったと思うのですけれども、女性が1人傍聴席におったのですって。今になってみると、先ほどの話を聞いてみますと奥さんなのです。奥さんだったら、寝話でもできるのではないですか、こんな大事な話を。しないのですか。これだけで結構です。

もし家族ならば、温かい家族であれば、当然お父さんよと、きょう行ってみたけれども、結果はこうだったよということがその晩のうちにはわかると思います。もっと早く言うならば、携帯で連絡がとれるはずですが、心配事ですから。それをその日は知らぬ存ぜぬで、翌日の27日にも、これはもう先ほど言われていますから、言いたくないのですけれども、あなたは廊下へ出て電話で相手方の代理人と話するといって、できなかったということなのですけれども、もう放棄になっているのをおわかったはずですが。それを知らない、知らないと言いつつ通してしまったよね。だから、あのときに素直に認めておけば、きょうあたり恐らく質問された方もその部分についてはもっと優しく気を使いながらお聞きになったと思うのです。人間だったら、普通の人であればそんな気持ちになるのではないかな、それが今のあなたは欠けているのです、できないのです。ぜひこれからは素直な姿勢で、素直な気持ちで住民と接しないと大変です。いいことを教えているつもりです、自分は、あなたのためを思って。ぜひそれらについて、もう60過ぎた方に言ったって遅いかもしれません。遅いかもしれませんが、人間というのはいずれだれしもが年をとっていくのです。動けなくなるときもあるかもしれません。これが80ぐらいになると、ああ、あの時代にあんなことをやったけれどもなんてばか話になるかもしれない。でも、そのときではもう遅いのです。ふだんが

大事なのです。自分が今この年になって初めてそれを感じたのですから、きっとあなたもなると思います。こんな小さな邑楽町に住んでいて、あいさつもできないような状態では困るはずです。まして、町のトップなのですから、トップとしてやはりふさわしい人間性を持って頑張っていたいただきたいと、そんなふうに思っています。そういうことを考えますと、もう少し、私はもうそれはついていませんぐらいのことを言っていますけれども、謙虚さもなければ、ちょっと質問していても残念です。私は、謝れなんて言っていない、悪いのは悪いのです。幾ら時代が変わったって、正しいことは正しいのですから。時代は変わるかもしれない、正しいことは正しい、悪いことは悪い。そういったことを考えますと、人間としてももう少し思いやりや優しさや謙虚さを持っていかなければ大変だと私は思います。時間ももう……

〔「ありますよ」と呼ぶ者あり〕

○16番 石井悦雄議員 ありますけれども、次がまだありますので、この辺で、もう答えは要りません。要りませんけれども、2万8,000町民のために、あるときには太陽になって光を与えて、雨や何かのときには傘を持って、傘になれるような人間になって町政運営をしていただきたいことを強く要望いたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○横山英雄議長 これをもちまして一般質問を終結します。

◎日程第2 議案第26号 平成20年度邑楽町一般会計予算

）

日程第9 議案第33号 平成20年度邑楽町水道事業会計予算

○横山英雄議長 日程第2、議案第26号 平成20年度邑楽町一般会計予算から日程第9、議案第33号 平成20年度邑楽町水道事業会計予算までを昨日に続き審議したいと思います。

小林総務課長。

○小林徳義総務課長 昨晚の財政基金等についてのお話でございますが、書類等、ある本でございますけれども、調べたところ、きのうも若干申し上げた部分でもございますけれども、財政調整基金の処分については第6条の1号ですか、経済事情の変動等により財源が著しく云々とありますが、ここの変動等ということで表現されている部分になるかと思っておりますけれども、地方公共団体の経済活動における長期性あるいは計画性の維持と単年度ごとの財政収支の均衡の保持との調整の役割を果たすものということで、財政調整基金制度があるということになっております。そうしたことから申しますと、20年度の予算における執行事業において財源に不足を生ずると、それも平年的な事業が多く、端的に申しますと、一般的に災害ではないですけれども、緊急性があつてのという事業は、ある意味では例を挙げれば、邑楽中学校の体育館の改築というのが挙がるかと思っておりますけれども、それ以外のものについては前年、前々年度からの継続事業あるいは住民サービスといった内容

での整理されたものが大部分でありまして、そういったものを財源が全然なければ、落とさざるを得ないということも発生しましょうけれども、現在のところ幸いにも財政調整基金が一定程度あるということで、それを取り崩して充当し、住民サービス等の低下を招かないようにといった観点からの充当に該当するというふうに考えております。

○横山英雄議長 小倉議員。

○11番 小倉 修議員 ただいま総務課長から財調の取り崩しと申しますが、処分につきましての説明がございました。恐らく財務事務所か県か何かから教えてもらったか何かかわかりませんが、経済事情の変動等によりと、平年的な事業の中で緊急性を伴うからと、1億7,000万ですか、体育館のあれは、8,000万ですか、耐震は、それ等につきましては大きな工事に当てはまるかなと思いますけれども、この変動等によりと全く私は当てはまっていないのではないかなと思うのです。やはり財政調整基金は町の貯金でございます。町民の貯金でございます。この貯金を取り崩すのに、それでは町民が町はこれだけ町税が入ってくる、交付税も入ってくると、そして、ああ、体育館をやっているから、7億近い我々の、私の金を崩すのかというふうに町民が思えばよいですけれども、変動がないと、私はそんな変動はないと思っています。きのう総務課長が言った甘い中での予算組みかなと。小島議員が千代田町はこれだけ危機突破的な中での計画の中でも貯金は崩さないで、我々の町の貯金なのだと、みんなの町民の貯金なのだと。職員の方が支出を出して、足りないから、7億近い財調を下げたまいましよう、下げて何とかつくってしまうべということであるならば、それは町民に対して完全に申しわけないことだと。町民の貯金を下げる、財務事務所や県に聞いて下げてよろしいでしょうかと。何のために町条例があるのですか。邑楽町財政調整基金条例、これは県がつくってくれたのではなくて、邑楽町でつくったのです。職員の方、町長が、総務課長がみんなの貯金を下げるべと、それは言葉の中で変動等により、そんな甘いことで、町民がわかった場合に納得をしますか。自分の貯金を下げるのに、小島議員に聞かなくてはわからないですか。これは、本当に私は朝から言っていますけれども、町民の方が真剣にその貯金の12億なりの財政調整基金のことを考えますれば、そんな簡単に6億6,000万を処分することは大変危険なことではないかなと。先ほど石井議員も言っておられました、慎重に扱っていただきたいと。慎重に扱っていただきたいということは、私が今言っているようなこと、そんなようなことかなと私は思っています。私の貯金であれば、すぐ下げますけれども、財政調整基金たるものがそんな簡単に自分の一存の中で、今簡単に総務課長が県だか国だか知らないけれども、ちょこっと聞いただけで、私どもの邑楽町の埋蔵金ではないですけれども、千代田町は苦しい、苦しい、苦しいぐらい苦しいときに財調だけ、自分の貯金だけは置いておいて、そして何とか支出を我慢して、それで町を立て直そうとしているのです。だれが自分の貯金をばっばらばっばら払える人がいましょう。町を思う気持ちがあるならば、そんな簡単に変動等だとか、町民がそんなに邑楽町が変動になっていると思いますか、いろんな面で、予算関係で。町長、総務課長。総務課長は、3月いっぱい大変ご苦労さまでしたと

ということになるかもわかりませんが、町民としてこれから一生懸命生きていくわけですから、自分も、自分が落とした、自分が置いていったそういう疑問点を、もし町民の中でそれだけの能力があり、判断力があり、考える人がいたときに、総務課長をやめて、これはこういうことだと、大変すばらしい落とし物をしてくれたと、恐らくそんなことになるのではないかなと。だれも気がつかなければ、取り崩して7億近い金やっけてしまおうと。私は、石井議員が言うように、石井議員は監査委員もやっておられます。慎重に物事を運んで、貯金はおろさないで、暫定でも組んで、貯金通帳は普通の家庭であればしっかりと取り崩さないで、肉を食うべと思ったけれども、きょうは卵で我慢するかとか、きょうは野菜を食べて我慢するかと、そういうことを考えるのがあなた方職員の私は務めではないのかなと思います。

私は、無理なことは言っているつもりはございません。では、総務課長もどこから聞いてきたのか知らないけれども、変動等によりと、7億を取り崩して町民がまずいのではないかと、何の変動なのだと行ったときに、どういうふうな形の中でそういったことが説明できるのですか。変動等によりだから、7億崩しましたと。それで、町長が総務課長と責任をとるということであれば、私は結構なことだと思いますけれども、私の考えを幾らか思ったならば、やはり慎重に扱った中で、私は取り崩しはまかりならぬと。どちらに落ちるかわからないけれども、行政執行たるあなた方が綱渡りをしましょうと、右へ落ちれば地獄、左へ落ちれば天国というような形の中で予算執行に向かうというのは大変危険なものがあると。それを議員が認めたら、議員も同じになると。私は町民から、町民外の人からも指導されております。そういった危険性のある疑問点につきましては、慎重に扱ったほうが私はよろしいかと思えます。

以上でございます。

○横山英雄議長 金子町長。

○金子正一町長 お答えいたします。

町の財政調整の基金条例は、昨晚もお答えをしたかと思うのですが、処分の中での問題は基金の全部または一部を処分することができるという中での第1項に、経済事情の変動等により財源がということになっておりますけれども、その経済事情の変動等によりということの中で、地方財政法の第4条の3に年度間の財源の調整ということが定義されているわけです。その考え方といいますか、解説によりますと、その地方財政法の中での1項の中でその他やむを得ない理由により生じた経費ということがありますが、その他やむを得ない理由の認定は地方自治体が自主的に判断すべきものというような条文があるわけです。そうなりますと、財政調整基金の制度の考え方ですけれども、地方公共団体の経済活動における長期性、計画性の維持と単年度ごとの財政収支の均衡の保持との調整の役割を果たすというのが財政調整基金制度の考え方のようなものです。

今小倉議員が言われました6億からの財調を取り崩すのは、この基金条例に違反といいますか、反しているのではないかなというようなことですが、実は担当する職員のほうが、これは平成14年度

の予算と平成20年度の予算の比較、対比をしたものがありますが、なぜ平成14年度の古い予算を引用したかということについて伺いましたところ、国の三位一体改革の税源移譲によってその中身が大変、交付金であるとかいろいろ状態が変わってきているというような中で古いのを引用したということのようですが、このときの14年度のは税源移譲になる前の予算ということです。このときに実は地方交付税が10億から来ております。20年度は5億5,000万ということです。このときに臨時財政対策債、それから減税補てん債ということで約3億3,000万、14年度はです。それで、財政調整基金から4億1,000万ほどの処分をしているという、これは14年度の。20年度の予算額では、地方交付税は5億5,000万、それと臨時財政対策債が2億2,000万ほどということで、財政調整基金は6億6,200万ほどの処分をするということの20年度予算での考え方でありまして、そうしますとこの財政調整基金の処分が、先ほど申し上げましたが、自治体が自主的に判断すべきものということの考え方に立っての処分ということで予算組みをした、そういう経過もありますので、基金条例の6条1項が小倉議員が指摘されますように、これに反するのではないかという考え方、また町のほうで、私どものほうで予算を積算したという経過の中では、この変動等によりということの引用をし、なおかつ地方財政法に基づいて判断をして予算を組んだと、積算をしたということでございますので、もちろん先ほど石井議員からもご質問がありましたけれども、だからといってむやみに予算が認められたから、それをすべて執行する、執行するには経費の削減、それから節約、それはもう当然各課の事業課においても図った中で、できるだけその調整基金、処分をした調整基金をすべて使うことのないような考え方で、予算を議決いただければ、それは執行できるわけですが、執行する上に立っては慎重に、そして先ほどの記念式典ではありませんけれども、できるだけ縮減、節約をしてやっていくということでございますので、ぜひご理解を賜りたいと思います。

○横山英雄議長 暫時休憩します。

〔午後 7時52分 休憩〕

○横山英雄議長 休憩前に引き続き会議を行います。

〔午後 8時05分 再開〕

○横山英雄議長 本日の会議はこれまでにとどめ、ただいま議題になっております平成20年度各会計の予算について、来る3月10日午前10時より改めて審議したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○横山英雄議長 異議なしと認めます。

よって、そのように取り扱うことにします。

◎散会の宣告

○横山英雄議長 あす8日及び9日は休日につき休会となっております。

以上で本日の日程は終了しました。

これにて散会します。

大変お疲れさまでした。

〔午後 8時06分 散会〕